鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事

意匠図			
図番	図面名	図番	図面名
A-01	建築改修工事特記仕様書 - １	A-21	４年ＣＲ 断面図（改修後）
A-02	建築改修工事特記仕様書 - ２	A-22	５年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）
A-03	建築改修工事特記仕様書 - ３	A-23	５年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）
A-04	建築改修工事特記仕様書 - ４	A-24	５年ＣＲ 断面図（改修後）
A-05	配置図・付近見取図	A-25	６年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）
A-06	建物概要・仕上表	A-26	６年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）
A-07	１階平面図（改修前）	A-27	６年ＣＲ 断面図（改修後）
A-08	１階平面図（改修後）	A-28	建具表
A-09	２階平面図（改修前）	A-29	
A-10	２階平面図（改修後）	A-30	
A-11	屋根伏図 - １　【参考図】	A-31	
A-12	屋根伏図 - ２　【参考図】	A-32	
A-13	２年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	A-33	
A-14	２年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）	A-34	
A-15	２年ＣＲ 断面図（改修後）	A-35	
A-16	３年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	A-36	
A-17	３年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）	A-37	
A-18	３年ＣＲ 断面図（改修後）	A-38	
A-19	４年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	A-39	
A-20	４年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）	A-40	

由利本荘市教育委員会教育総務課

建築工事特記仕様書

（令和8年改訂版）　　※令和8年5月1日以降適用

Ⅰ　工事概要

1　工　事　名　鶴舞小学校　教室開仕切設置工事
2　工 事 場 所　秋田県由利本荘市桜小路１番地
3　敷 地 面 積　15,041.00 ㎡
4　構 造 規 模

棟名称	校舎棟	屋内運動場	全体
構造	RC造	S造	(左記)
階数	2	1	2
建築面積			5,917㎡
延べ床面積			8,491㎡

・ 垂直積雪量（m）　（　１．０　）m　・風速（Ｖo）　（　３０　）m／s
・ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　(・)Ⅲ　・Ⅳ
5　建物用途　　建築基準法による用途　（　　学校　　）
6　消防法施行令別表第１の区分　（　　(7)項　　）

Ⅱ　建築工事仕様

1　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」（以下「標準仕様書」という。）及び「建築工事標準詳細図令和4年版（以下「標準詳細図」という。）」による。
2　特記仕様書の適用等
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、(・)印のついたものを適用する。(・)印のつかないもの場合は、※印のついたものを適用する。(・)印と(※)印がついた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
①一般共通事項	①適用基準等	建築工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成16年版） 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般社団法人公共建築協会）（令和2年版） 営繕工事写真撮影要領（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	②工事実績情報ｼｽﾃﾑ(コリンズ)への登録	登録する　(1.1.4)
	3 情報共有システムの活用	※本工事は、「秋田県営繕工事情報共有システム試行要領」に基づき実施する。(1.1.5) ・ 発注者指定型 (1)本工事は、情報共有システム活用の対象として発注者が指定する工事である。 (2)情報共有システムの活用に要する費用は共通仮設費に計上している。 ※ 受注者希望型 (1)本工事は、情報共有システムの活用を前提とした積算は行っていない。 (2)情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後速やかに、活用の可否について監督員と協議すること。 (3)情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計変更の対象とする。
	4 建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ(CCUS)の活用	※受注者は、本工事において建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)を活用し、「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施要綱」及び「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する営繕課運用」に基づいて実施するものとする。 ※本工事はCCUS活用にかかる費用として、共通仮設費にカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)を以下のとおり当初数量で計上している。 工期（　　）ヶ月 × 1,000円（税抜）／月 ＝（　　）円(税抜)
	5 工事の余裕期間	・ 発注者指定方式　・ 任意着手方式 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。
	6 技術者の専任	※ 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。 ・ 契約締結後、　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
	7 概成工期	工事期限より　　日前　(1.2.1)
	8 女性技術者活用モデル工事の対象	・ 発注者指定型 (1) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活用モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (2) 快適トイレ（女性専用）の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。 (3) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 ※ 受注者希望型 (1) 本工事は、秋田県女性技術者活用モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活用モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (3) 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。 (4) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。
	⑨電気保安技術者	配置する　(1.3.3)
	10 週休２日制工事の対象	(1) 工事の実施については、「由利本荘市週休２日制工事実施要綱」及び「由利本荘市週休２日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。 ※完全週休２日（土日）工事 ・月単位の週休２日工事

章	項目	特記事項
①一般共通事項	①施工条件	工事補足説明事項　(1.3.5) 関連工事による施工時期の調整 ・ 有（内容：　　） ・ 無 施工時期・時間の制限　※ 指定しない　・（内容：　　） 部位別施工順序　※ 指定しない　・ 図示による 工事用車両の駐車場所　・ 有（図示）　・ 無 資機材置場所　・ 有（図示）　・ 無 関係機関等との協議の未成立事項　・ 有(内容：　　)　・ 無 関係機関等との協議結果　・ 有(内容：　　)　・ 無
	②施工中の環境保全等	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年建設省告示第1536号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。　(1.3.10) 「建設機械に関する技術指針（平成３年建設省通知第247号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。　(1.3.10)
	③交通安全管理	関係機関等との協議　(1.3.8) ・ 必要（関係機関：　　）　(・)必要なし 交通誘導員 ・ 配置する（・ 警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務 ・ 任意）（　　人・日） (・)配置しない 特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第94号（令和２年９月２９日）による。
	⑭発生材の処理	特定建設資材廃棄物の発生材の処理　(1.3.11) 種類 / 再資源化等をする施設名・住所・搬出距離（Km） コンクリート塊 アスファルト塊 建設発生木材 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理　(1.3.11) 種類 / 処分施設の名称・住所・搬出距離（Km） 木くず / (株)鳥海リース　由利本荘市内黒瀬小深沢108-57　5.7km 廃プラスチック / 秋田県環境保全センター 紙くず 繊維くず / 大仙市協和上淀川字雨池沢45 廃石膏ボード / 45km ガラスくず 引渡しを要するもの（　　）　(1.3.11) 特別管理産業廃棄物　種　類（　　） 処理方法（　　） 現場再利用発生材　（　　） 建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）の利用 ※ 適用する　・ 適用しない 搬入する建設資材　(1.3.11) 本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。 また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。 加えて、建設発生土を「再資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したときは、所定の様式（秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について：土砂受領書）により速やかに搬入元に受領書を交付するものとする。 次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事 1　体積が 500 m3 以上である土砂 2　重量が 500 t 以上である砕石 3　重量が 200 t 以上である加熱アスファルト混合物 4　重量が 50 t 以上であるコンクリート 5　重量が 50 t 以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材 6　重量が 10 t 以上である木材 7　重量が 0.1 t 以上である塩化ビニール管・継手 8　重量が 0.1 t 以上である石膏ボード 搬出する建設発生材　(1.3.11) 本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、建設現場の見えやすい場所に掲示する。 加えて、建設発生土を搬出する工事において「再生資源利用促進計画」を作成する場合には、以下の各項目に関しても実施するものとする。 (1) 500m3 以上の建設発生土を搬出する工事においては、「土壌汚染対策法の手続き状況」及び建設発生土の搬出先における盛土規制法などの各種法令に関する許可状況等を事前に確認し、その結果を「再生資源利用促進計画」の添付資料とし監督職員に提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示しなければならない。確認結果表作成にあたっての解説及び様式については、秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について」によるものとする。 (2) 500m3 以上の建設発生土を搬出する工事においては、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに(1) に関する内容を所定の様式（秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について：土砂搬出に関する通知書）により通知しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。 (3) 建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、所定の様式（秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について：土砂受領書）により速やかに搬出先に受領書の交付を求め、搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを工事完成後５年間保存するものとする。 次の各号の一に該当する建設資材を搬出する工事 1　体積が 500 m3 以上である建設発生土 2　コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が 200t以上であるもの 3　重量が 0.3 t 以上である建設汚泥 4　重量が 0.3 t 以上である建設混合廃棄物 5　重量が 0.1 t 以上である金属くず 6　重量が 0.1 t 以上である廃塩化ビニール管・継手 7　重量が 0.1 t 以上である廃プラスチック 8　重量が 0.1 t 以上である紙くず 9　重量が 0.1 t 以上である廃石膏ボード 10　重量が 0.1 t 以上である石綿

章	項目	特記事項
①一般共通事項		「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。また、計画及び実施状況の記録を工事完了後５年間保存するものとする。　(1.3.11) 産業廃棄物税 本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする。
	⑮建築材料等	本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 1　ＪＩＳ及びＪＡＳマーク表示のある材料 2　エコマーク認定製品（公財）日本環境協会） 3　秋田県認定リサイクル製品 4　建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新年版）（(一社)公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載の製品 5　以下①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、５の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する証明書の写し等を監督職員に提出して承諾をうけるものとする。 また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。
	⑯化学物質を放散する建築材料等	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。　(1.4.1) (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添付させていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	17 特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする。
	⑱技能士	適用職種（一級、単一等級の職種作業）　(1.5.2) とび（・ とび作業） 鉄筋施工（・ 鉄筋組立作業） コンクリート圧送施工（・ コンクリート圧送工事作業） 型枠施工（・ 型枠工事作業） 鉄骨（・ 構造物鉄工作業） ブロック建築（・ コンクリートブロック工事作業） ＡＬＣパネル施工（・ ＡＬＣパネル工事作業） 防水施工（・ アスファルト防水工事作業・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ ＦＲＰ防水工事作業） 石材施工（・ 石張り作業） タイル張り（・ タイル張り作業） 建築大工（(・)大工工事作業） 建築板金（・ 内外装板金作業） 左官（・ 左官作業） 内装仕上げ施工（(・)鋼製下地工事作業） サッシ施工（・ ビル用サッシ施工作業） 自動ドア施工（・ 自動ドア施工） ガラス施工（(・)ガラス工事作業） カーテンウォール施工（・ 金属製カーテンウォール工事作業） 塗装（(・)建築塗装作業） 内装仕上げ施工（・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 (・)木質系床仕上げ工事作業 (・)ボード仕上げ工事作業） 表装（(・)壁装作業） 熱絶縁施工（・ 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業） 内装仕上げ施工（・ カーテン工事作業）踏面標示施工（・ 溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・ 加熱ペイントマシンマーカー工事作業） 造園（・ 造園工事作業）
	⑲化学物質の濃度測定	次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。　(1.5.9) 測定対象化合物質： ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定対象室： 測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等（改修工事においては、内装改修等を行った室に限る）とする。使用した材料、室の形状、換気設備等の使用が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち１室以上を測定してよい。 測定箇所数： 測定箇所数は、次による。また、全ての測定箇所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。 室の床面積Ａ（㎡） / Ａ≦50 / 50＜Ａ≦200 / 200＜Ａ≦500 / 500＜Ａ 測定箇所数 / 1 / 2 / 3 / 4 測定方法：　測定は、パッシブ型採取機器を用いる。採取機器、及び採取要領については監督員の指示による。
	20 技術検査	(1.6.2) 回　数 / 中間検査の時期 第１回 第２回
	㉑完成図書等	完成検査後に、次の完成図書を速やかに監督職員へ提出する。　(1.7.1) 部数仕様　　製本１部　　A4版（黒表紙、金文字） 綴じこむもの　(1) 完成図書（意匠図及び構造図） (2) 完成図及び施工図（原寸）二つ折りに製本したもの

章	項目	特記事項
①一般共通事項		(3) 構造計算書 (4) 保全に関する資料 (5) 電子納品対象工事にあっては電子媒体 (6) その他監督職員の指示するもの 添付するもの　A3版縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。
	㉒電子納品等	電子媒体（監督職員提出用）提出部数　（　２　）部　(1.7.3) 電子媒体に格納するもの　完成図（CAD　PDF）　監督員が指示した図面等 完成写真（外観図５枚程度　内観図５枚程度） 工事概要ファイル 各種工事関係資料 受注者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図書は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【令和４年改訂】」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。
	㉒設備工事との取合い	施工範囲 種別 / 区分 / 電気 / 機械 / 建築 梁・床・壁貫通部 / 補強 / / / ● スリーブ / ● / ● / 壁埋込型器具類 / 補強 / / / ● 仮枠 / ● / ● / 天井埋込型器具類下地 / 切込、補強 / / / ● 墨出し / ● / ● / 別途機器への接続 / / ● / ● / 防火戸 / 自動開閉装置 / ● / / 電動シャッター / 開閉装置、二次配線、操作ｽｲｯﾁ / / / ● 自動扉 / 二次配線 / ● / / 軽量鉄骨壁の機器取付け用の補強、吊ﾎﾞﾙﾄ用ｲﾝｻｰﾄ / / ● / ● / 機械室電気室等の設備機器の基礎、機械室電気室等の設備ﾋﾟｯﾄ（蓋含む）、自立型制御盤の基礎、自立型ﾌﾝ行の基礎、床点検口、天井点検口、消火水槽用ﾏﾝﾎｰﾙ / / / / ● 施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾をうける。
	㉔契約不適合点検	契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会うこと。
	㉕環境への配慮	受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。
	㉖発注者が実施する調査等に対する協力	本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合には、調査に協力しなければならない。
	27 快適トイレ導入対象	(1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。
	㉘法定外の労災保険	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
②仮設工事	1 仮設足場	外部足場　枠組足場　（ 手すり先行工法 ）　(2.2.4) 「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月24日）」により、設置については「手すり先行工法により足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手摺り据置き方式又は(3)手摺り先行専用足場によるものとする。
	2 監督員事務所	規模　(2.3.1、3) ・ 10㎡程度　・ 20㎡程度　・ 35㎡程度　・ 65㎡程度　・ 100㎡程度 ・ 受注者事務所の中に監督員用スペース（　　）㎡程度確保する。 備品 机、いす、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器、その他監督員の指示するもの。縮小製本図を備える場合は（　）部
	③工事用水及び及び電力	工事用水　構内既存の施設　(・)利用できる（※ 有償　・ 無償） ・ 利用できない 工事用電力　構内既存の施設　(・)利用できる（※ 有償　・ 無償） ・ 利用できない
	④工事表示板の設置	監督員が指示する箇所に一箇所設置する。　(2.3.1) 表示時期は工事着工時から完成時まで 表示板の形式 建　築　工　事　の　表　示 工事名称 / 鶴舞小学校 教室間仕切壁設置工事 構造・規模 / 鉄筋コンクリート造　２階建 工事期間 / 令和8年11月24日　～　令和9年8月31日 建築主 / 由利本荘市長　湊貴信 設計者 / ○○○○○○○○○○○○○○ 工事監理者 / ○○○○○○○○○○○○○○ 工事監督者 / ○○○○○○○○○○○○○○ 工事施工者 / ○○○○○○○○○○○○○○ 注１ 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 ２ 地色は、マンセル記号１GY7.5/8とし黒文字（角ゴシック）で表現する。 ３ 建築主は、契約担当者名とすること。 ４ 表示板の大きさ ※ １号　（横180cm×縦 90cm）　・ ２号　（横240cm×縦120cm） ・ ３号　（横360cm×縦180cm）　・ その他（　　）

章	項目	特記事項
	5 工事概要の表示	表示する　（建物のイメージがわかるようパース等を用いて表示する。サイズ1,800×900　カラーコピーラミネート加工程度）
③土工事	1 埋戻し及び盛土の種別	材料及び工法　(3.2.3) ・ 材料（　　）　工法（　　） ※ 標準仕様書表3.2.1による 種別　・ A種　※ B種　・ C種　・ D種
	2 建設発生土の処理	本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。　(3.2.5) ・ 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は別途協議する。 建設発生土量　（　　）m3 発生場所　（　　） 搬出先、距離（　　ｋｍ　） 受入条件　（　　） ・ 構外指示の場所に搬出する。 ・ 構内指示の場所にたい積する。 ・ 構内指示の場所に敷きならす。
	3 山留め	有無　・ 有り　・ 無し　(3.3.1) 鋼矢板等の抜き後の処理　・　(3.3.3) ※ 直ちに砂等で充填する 山留めの存置　・ 行う（存置範囲（ ※ 図示　・　）） ・ 行わない
④地業工事	1 支持力又は支持地盤の確認	試験杭の位置、本数、及び寸法　※ 図示（構造図）による　(4.2.2) 載荷試験　(4.2.3～4) ・ 杭の載荷試験（　）箇所 最大荷重（　）t 構造図（　）による（鉛直又は水平載荷試験） ・ 地盤の載荷試験（　）箇所　最大荷重（　）t 試験する長さ 設計GL－（　）m （平板載荷試験） ・ 報告書の記載事項　図示による　(4.2.5)
	2 既製コンクリート杭地業	杭の種類　(4.3.3) ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（ＰＨＣ杭） ・ プレストレストコンクリート杭（ＰＲＣ杭） ・ （　　） 杭の寸法、継手、性能等　(4.3.3) 種類 / コンクリート強度(N/mm2) / 杭径(mm) / 厚さ(mm) / 杭長(mm) / 継手数 / セット数 / 長期設計支持力(kN/本) / 備考 試験杭 上杭 試験杭 中杭 試験杭 下杭 本杭 上杭 本杭 中杭 本杭 下杭 先端形状　(4.3.3) ・ 開放型　・ 半開放型　・ 閉そく型　・（　　） 工法　・ セメントミルク工法　(4.3.4) 試験杭 試験杭の位置　※ 図示による　・（　　） 掘削深さ　※ 図示による　・（　　） 杭の支持層への根入れ深さ　※ 図示による　・（　　） 杭の精度 水平方向の位置ずれ　・ 杭径の １／４ かつ １００ ㎜ 以下 ・（　　） 建込み時の杭の鉛直度　・ １／１００以内　・（　　） 根固め液及び杭周固定液の管理試験 ・（　　）　・ 標準仕様書4.3.4(6)(ｺ)(a)～(g)による ・ 特定埋込杭工法（平成１３年７月２日国土交通省告示1113号第６による埋込杭工法）　(4.3.5) ・ プレボーリング拡大根固め工法　・（　　） 杭周固定液　・ 使用する　・ 使用しない 試験杭 試験杭の位置　※ 図示による　・ 杭の支持層への根入れ長さ　※ 図示による　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ　・ 杭径の １／４ かつ １００ ㎜ 以下 ・（　　） 建込み時の杭の鉛直度　・ １／１００以内　・（　　） 杭の継手の工法 ・ アーク溶接継手　※ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)　(4.3.6) ・ 図示による（　　） ・ 機械式継手　※ 評定による 杭頭の処理（切断方法）　(4.3.8) ・ 処理しない（切断しない） ・ 処理する　処理方法（切断及び補強方法） ・ 図示（構造図）による 杭頭の中詰め材料　・ 基礎のコンクリートと同調合のもの ・（　　）
	3 鋼杭地業	鋼杭の材料　・（　　）　・（　　）　(4.4.3) 杭の寸法、継手等　(4.4.2)(4.4.4) 種類 / 杭径(mm) / 板厚(mm) / 杭長(mm) / 継手数 / セット数 / 長期設計支持力(kN/本) 試験杭 上杭 試験杭 中杭 試験杭 下杭 本杭 上杭 本杭 中杭 本杭 下杭 工法　(4.3.5)(4.4.4) ・ 特定埋込杭工法（平成１３年７月２日国土交通省告示第1113号第６による埋込杭工法） ・ 中堀拡大根固め工法　・（　　） 試験杭 試験杭の位置　※ 図示による　・（　　） 杭の支持層への根入れ長さ　※ 図示による　・（　　）

Project: 鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事
Drawing Title: 建築工事特記仕様書 - 1
Scale A1: —
Scale A3: —
Drawing No.: A-01

4 地業工事

3 鋼杭地業

杭の精度
水平方向の位置ずれ　・杭径の 1/4 かつ 100 ㎜ 以下
・（　　）
建込み時の杭の鉛直度　・1/100以内　・（　　）
杭の継手の工法　(4.3.6)(4.4.5)
・溶接継手　形状　・JAS A 5525による　・（　　）
溶接材料　※ 標準仕様書 7.2.5(1)(2)　・（　　）
・機械式継手　※ 評定による
杭頭の処理等　(4.3.8)(4.4.6)
・処理しない
・処理する　処理方法（切断に伴う補強方法含む）
・図示（構造図）による　・（　　）
杭頭の申請め材料　・基礎のコンクリートと同調合のもの
・（　　）

4 場所打ち コンクリート杭 地業

工法　(4.5.1)
・アースドリル工法　（※ 安定液使用）
・リバース工法
・オールケーシング工法（孔内の水張り ※ 行う ・ 行わない）
併用する工法
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法
鋼管巻き材料　・SSK400　・SKK490　・
・拡底杭工法
安定液　・使用する　・使用しない
寸法等　(4.2.2)(4.5.5～6)

	軸径 (mm)	杭底径 (mm)	杭長 (mm)	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
試験杭						
本杭						

試験杭　位置　※ 図示による　(4.5.4)
孔壁測定　・行う（測定方法、測定箇所は図示による）・行わない
杭の支持層への根入れ長さ　(4.5.5～6)
※ 図示による　・（　　）
杭の精度　(4.5.5～6)
水平方向の位置ずれ　・杭径の 1／4 かつ １００ ㎜ 以下
・
建込み時の杭の鉛直角　・ １／１００ 以内
鉄筋　種類／帯筋、最小かぶり厚さ、重ね継手、定着長さ、鉄筋かごの補強
・図示による　(4.5.4)
コンクリート　セメント　※ 高炉セメントＢ種　・（　　）
設計基準強度（Fc）　・（　　）
コンクリートの種別　・Ａ種　・Ｂ種　・評定等の内容による
スランプ　・（　　）
構造体補正　・３N/mm2　・（　　）　・評定等の内容による

5 砂利地業

材料　・再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石　(4.6.2)
砂利地業の厚さ　※60㎜　・（　）㎜　(4.6.3)
範囲　・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下、土間コンクリート下
・図示による　・（　　）

6 砂地業

材料　・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂　(4.6.2)
砂地業の厚さ　※60㎜　・（　）㎜　(4.6.3)
範囲　・図示による　・（　　）

7 捨てコンクリート

捨てコンクリート　（※ 厚さ 50㎜　・ 厚さ　　㎜）　(4.6.4)
・（　　）

8 床下防湿層

（工事対象外により省略）　(4.6.5)

9 地盤改良（深層混合処理工法）

（工事対象外により省略）

10 地盤改良（浅層混合処理工法）

（工事対象外により省略）

5 鉄筋工事

1 鉄筋の種類

(5.2.1)

規格名称	種類の記号	径 (mm)
鉄筋コンクリート用棒鋼	※ ＳＤ２９５	※D16以下 ・（　　）
	※ ＳＤ３４５	※D19以上 ・（　　）
	・ ＳＤ３９０	・Ｄ２９～
	・ ＳＨＤ６８５	・Ｄ１３

2 溶接金網

ＪＩＳ規格品：網目形状（　　）　寸法（　　）　鉄線径（　　）　(5.2.2)

3 鉄筋の継手

継手方法　(5.3.4)(5.5.３)(5.6.3)

適用箇所	継手方法
柱　主　筋	・ガス圧接（D　以上）　・重ね継手　・（　　）
梁　主　筋	・ガス圧接（D　以上）　・重ね継手　・（　　）
耐　力　壁	・ガス圧接（D　以上）　・重ね継手　・（　　）
基礎スラブなど	・ガス圧接（D　以上）　・重ね継手　・（　　）
その他（　基礎　）	・ガス圧接（D　以上）　・重ね継手　・（　　）

・機械式継手の場合（種類　　）
継手位置　・図示（各部配筋参考図又は構造図）による
柱及び梁主筋の重ね継手長さ　・図示（各部配筋参考図又は構造図）による
耐力壁の重ね継手長さ　・図示（各部配筋参考図又は構造図）による
鉄筋の定着長さ　・図示（各部配筋参考図又は構造図）による
・機械式定着（評定による）

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

最小かぶり厚さ　(5.3.5)
※ 図示（各部配筋参考図又は構造図）　・（標仕 5.3.5による）
耐久性上不利な部分
有り　適用箇所（　・図示による　・　　）
最小かぶり厚さに加える厚さ（　　）㎜

5 施工完了後の圧接部等の試験

（工事対象外により省略）　(5.4.10)

6 各部配筋

（工事対象外により省略）　(5.3.4)(5.3.7)

6 コンクリート工事

1 コンクリートの種類

コンクリートの種別　※ Ⅰ類　・　Ⅱ類　(6.2.1)
特殊な性能要求におけるコンクリート　（建築基準法第37条第二号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリート）
※ なし　・ あり（　　）

2 コンクリートの品質

(6.2.1～4)(6.3.2)(6.10.1～2)

コンクリート種類	設計基準強度 (N/mm²)	スランプ (cm)	適用箇所
※ 普通	・24	・15	
		・18	最上階機械基礎
	・21		
	・27	・18	その他該当箇所全て
・軽量　・1種		・21	
・2種		・	

構造体強度補正値　・（　3　）　※ 標準仕様書6.3.2による

3 打放し仕上げ

合板せき板を用いる打放し仕上げの種類　(6.2.5)

種別	施工箇所
・Ａ種	
・Ｂ種	
・Ｃ種	

コンクリートの仕上がりの平坦さ

種別	施工箇所
・ａ種	
・ｂ種	
・ｃ種	

4 コンクリートの材料

セメントの種類　(6.3.1)

セメントの種別	適用箇所
・普通ポルトランドセメント	
・高炉セメントＡ種	
・ｼﾘｶｾﾒﾝﾄＡ種又はﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄＡ種	
・高炉セメントＢ種	
・	

使用骨材　アルカリシリカ反応による区分
※ Ａ　・Ｂ（コンクリート中のアルカリ総量3.0kg/m³以下であることを計画調合により確認）
混和材料　種類（　　）

5 型枠

せき板の種類　(6.8.2)
※合板：厚さ　※ 12m/m　・（　　）m/m　・断熱材兼用型枠材
・床型枠用鋼製デッキプレート　・ＭＣＲ工法用シート

種類	適用箇所

スリーブの材種・規格等　※ 図示による
打ち継ぎの位置　・図示による　・（　　）　(6.6.4)
外部に面するコンクリート打放し仕上の打増し厚さ　(6.8.1)
・20㎜　・図示による
ひび割れ誘発目地の位置、形状、寸法等　・図示による　・（　　）

6 寒中コンクリート

適用期間　（　）月　～　（　）月　(6.11.1)

7 無筋コンクリート

(6.14.1)

設計基準強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	施工箇所
※ 18	・15　・18	
・		

8 コンクリートの追加品質管理

追加品質管理の方法及び適用基準等は「営繕工事におけるコンクリートの耐久性向上施策の取扱方針（平成28年 3月15日付け営-第929号）」による。

7 鉄骨工事

1 鉄骨の製作工場

製作工場の加工能力　(7.1.3)
建築基準法第６８条の２５に基づき国土交通大臣から認可を受けた指定性能評価機関（日本鉄骨評価センター及び全国鉄骨評価機構）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるつぎのグレードとして、国土交通大臣から認定を取得している工場又は同等以上の能力のある工場
・Ｓグレード　・Ｈグレード　・Ｍグレード　・Ｒグレード
・Ｊグレード　・監督職員が承諾した工場

2 施工管理技術者

配置する　(7.1.4)

3 鋼材の種類

(7.2.1)

材質	規格等	
SS400	・規格品（JIS G 3101）	・7.2.10(1)に合格するもの
SN400	・規格品（JIS G 3136）	・7.2.10(1)に合格するもの
SN490	・規格品（JIS G 3136）	・7.2.10(1)に合格するもの
SSC400	・規格品（JIS G 3350）	・7.2.10(1)に合格するもの
STK400	・規格品（JIS G 3444）	・7.2.10(1)に合格するもの
STKR400	・規格品（JIS G 3466）	・7.2.10(1)に合格するもの

形状、寸法　※ 図示による　・（　　）

4 高力ボルト

(7.2.2)(7.3.2、8)

ボルト種別	セットの種類	ボルトの径
※トルシア型高力ボルト	・	・
・ＪＩＳ形高力ボルト	※2種（F10T）	・
・溶融亜鉛めっき高力ボルト	※1種（F8T）	・

ボルトの形状、寸法　※ 図示による　・（　　）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※ 図示による　・（　　）

5 普通ボルト

(7.2.3)(7.3.2、8)
ボルト及びナットの材料等
※ 標準仕様書　表 7. 2. 3 による　・（　　）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※ 図示による　・（　　）
母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径
・（　　）　※ ねじの呼び径＋1.0㎜

6 アンカーボルト

(7.2.4)(7.3.2)(7.10.3)

種別	材質	適用箇所	保持及び埋込方法
・構造用	・ABR400 ・ABR490 ・	・ ・	※ 図示による。 ・
・建方用	・SS400	・ ・	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種

アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
※ 標準仕様書 表 7. 2. 3 による　・（　　）
ボルトの形状、寸法　※ 図示による　・（　　）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※ 図示による　・（　　）

7 柱底均しモルタル

(7.2.9)(7.10.3)

種別	適用箇所	柱底均しモルタル
※Ａ種		無収縮モルタル評価名簿による ※ 無収縮モルタル　・ 無収縮モルタルの材料、調合等 ※ 標準仕様書 7.2.9(2)による　・
・Ｂ種		※ 無収縮モルタル　・ 無収縮モルタルの材料、調合等 ※ 標準仕様書 7.2.9(2)による　・

8 鉄骨製作精度

※「建築工事標準仕様書６鉄骨工事（JASS6）」　(7.3.3)
付則6「鉄骨精度検査基準」による

9 溶接接合

開先の形状　・図示による（　）・（　）　(7.6.4)
スカラップの形状　・図示による（　）・（　）　(7.6.7)
エンドタブの切断する部分　(7.6.7)
切断する箇所　・図示による（　）・（　）
切断範囲
・エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から 5㎜以下を残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアールに加工する。
切断面の仕上げ

※ 標準仕様書 7.6.7(1)(a)(b)②による

平12建告第 1464 号第二号に関する外観試験方法等　(7.6.12)
・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による
・抜き取り検査①　※ 抜き取り検査②
JASS 6 付則 6「鉄骨精度検査基準」の付表 3「溶接」に関する試験方法
・JASS6 10.4［受入検査］e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶け込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、全て標準仕様書 7.6.13 による補修を行い、再試験する。

完全溶込み溶接部の試験　(7.6.12)

試験の種別	平均出検品質限界 AOQL	検査水準	備考
※超音波探傷試験	※ 4.0%　・ 2.5%	※ 第6水準　・	ニ回抜き取り

10 錆止め塗装

塗装の範囲　(7.8.2)(18.3.2)
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
・図示（　　）　・（　　）
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
・図示（　　）　・（　　）
塗装の種別
鉄鋼面の錆止め塗料の種別　屋外、屋内　※ Ａ種
亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別　・（　　）

11 耐火被覆

(7.9.2～8)

種別	材料及び工法	備考
・ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り	標準仕様書１５章２節［ﾓﾙﾀﾙ塗り］による	
・耐火吹付け材	建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの	
・耐火板張り	建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの	
・耐火材巻付け	建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの	
・耐火塗料	建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの	

材料・工法
・乾式吹付けロックウール　・半乾式吹付けロックウール
・繊維混入ケイ酸カルシウム板　・高断熱ロックウール
・
性能（耐火時間）
・
適用箇所（部位、部分）　・図示による　・

12 溶融亜鉛めっき

亜鉛めっきの種別　(7.12.3)(14.2.2)

種別	適用箇所
・	

溶融亜鉛めっき高力ボルトの摩擦面の処理　(7.12.5)
・ブラスト処理
・りん酸処理

8 CB・ALC・押出成形板工事

1 補強コンクリートブロック造

ブロックの種類等　(8.2.2、3、5、8)

種類	正味厚さ (mm)	モジュール呼び寸法 (mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
				・有　・無		

モルタルの調合（容積比）
・セメント（　　）：砂（　　）
各部の配筋　※ 図示による
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　※ 図示による

2 コンクリートブロック帳壁及び塀

ブロックの種類等　(8.3.2～4)

種類	正味厚さ (mm)	モジュール呼び寸法 (mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・空洞ﾌﾞﾛｯｸ C(16)				・有　・無		
・型枠状ﾌﾞﾛｯｸ 20						

塀の長さ　・（　　）
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※ 図示による
各部の配筋　※ 図示による

3 ＡＬＣパネル

(8.4.2～5)

区分	構法種別	単位荷重 (N/m2)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	表面加工	耐火性能
・外壁	・Ａ・Ｂ種						
・間仕切壁	・Ｃ・Ｄ・Ｅ種						
・屋根・床	※Ｆ種						

パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材　・（　　）
外壁パネル構法の場合のパネル幅を 300 ㎜未満とする場合　・（　　）
出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取合い部の伸縮目地
目地幅（　　）㎜
耐火目地材の充填　・適用する　・適用しない
耐風圧力性能及び耐震性能に対応した工法　・（　　）
耐火構造は、建築基準法に基づき国土交通大臣が定めた構造、認定工法
・（　　）

4 押出成形セメント板

(8.5.2～5)

使用箇所	表面形状	工法種別	厚さ (mm)	幅 (mm)
・外壁		・Ａ種・Ｂ種		
・間仕切壁		・Ｂ種・Ｃ種		

パネル相互の目地幅　※ 長辺（　　㎜）　・短辺（　　㎜）
パネル幅を 300 ㎜未満とする場合　・（　　）
出隅及び入隅のパネル接合の伸縮調整目地　・（　　）　※ 15㎜
耐風圧力性能及び耐震性能に対応した工法　・（　　）
耐火構造は、建築基準法に基づき国土交通大臣の認定を受けた工法
・（　　）

9 防水工事

1 アスファルト防水

屋根保護防水工法　防水層の種別　(9.2.2～5)(表9.2.3～6)

種別		施工箇所	断熱材の厚さ	立上り部の保護
保護密着工法	・A-1 ・A-2 ・A-3			・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
保護密着断熱工法	・A1-1 ・A1-2 ・A1-3			
保護絶縁工法	・B-1 ・B-2			
保護絶縁断熱工法	・B1-1 ・B1-2			

屋根露出防水工法　防水層の種別　(9.2.2～4)(表9.2.7～8)

種別		施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量
露出絶縁工法	・D-1 ・D-2			・ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様	※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様
露出絶縁断熱工法	・D1-1 ・D1-2		(種類)・ (厚さ)・25㎜ ・		

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレイン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　・図示による　・（　　）

屋根露出絶縁工法及び屋根露出絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・（　　）　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定
設置数量　・（　　）　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定

屋内防水　防水層の種別　(9.2.3～5)(表9.2.9)

種別		施工箇所	下地のﾓﾙﾀﾙ塗り	屋根排水溝
密着工法	・E-1 ・E-2		・適用する 施工箇所（　　） ・適用しない	・図示による ・（　　）

2 改質アスファルトシート防水

屋根露出防水工法　防水層の種別　(9.3.3)(表9.3.1～3)

種別		施工箇所	断熱材	防湿用シート	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量
露出密着工法	・AS-T1 ・AS-T2				・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ類の製造所の仕様	・ ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ類の製造所の仕様
露出絶縁工法	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1					
露出絶縁断熱工法	・AS I-T1 ・AS I-J1		(種類)・ (厚さ)・25㎜ ・	・設ける		

押え金物の材質、形状及び寸法
・（　　）　※ アルミニウム製　L-30×15×2.0㎜程度

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・（　　）　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定
設置数量　・（　　）　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定

3 合成高分子ルーフィング防水

防水層の種別　(9.4.2、3)(表9.4.1～3)

種別		施工箇所	断熱材	防湿用フィルム	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量
接着工法	・S-F1				・ ・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様	・ ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様
	・S-F2					
機械的固定工法	・S-M1				・ ・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様	・ ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様
	・S-M2					
接着工法（断熱工法）	・S I-F1		(種類)・ (厚さ)・25㎜	・設ける	・ ・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様	・ ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様
	・S I-F2		・	・設ける		
機械的固定工法（断熱工法）	・S I-M1		(種類)・ (厚さ)・25㎜	・設ける	・ ・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様	・ ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様
	・S I-M2		・	・設ける		
屋内保護密着工法	・S-C1					

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・（　　）　※ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様
設置数量　・（　　）　※ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様
機械式固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
・建築基準法に基づく風圧力に対応した工法

4 塗膜防水

防水層の種別　(9.5.3)(表9.5.1～2)

種別		施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量
ウレタン塗膜防水	絶縁工法 ・X-1		・ ・主材料の製造所の仕様	・ ※主材料の製造所の仕様
	密着工法 ・X-2		・ ・主材料の製造所の仕様	・ ※主材料の製造所の仕様
ゴムアスファルト系塗膜防水	・Y-1			
	・Y-2			

種別 X-1 の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・（　　）　※ 主材料製造所の仕様
設置数量　・（　　）　※ 主材料製造所の仕様
種別 Y-2 の場合の保護層　・設置する

5 ケイ酸質系塗布防水

防水層の種別　(9.6.2～4)(表9.6.1)

種別	施工箇所
・Ｃ－ＳＵＩ	
・Ｃ－ＳＵＰ	

6 シーリング

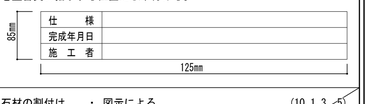
シーリング材の種類及び施工箇所　(9.7.2)(表9.7.1)

種類	記号	施工箇所

シーリング材の目地寸法　(9.7.3)
・コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地
※ 幅２０㎜以上、深さ１０㎜以上　・（　　）
・ガラス回りの目地（16.14. 3［ ガラス溝の寸法、形状等 ］による場合を除く）
※ 幅・深さとも５㎜以上　・（　　）
・上記以外の箇所の目地
※ 幅・深さとも１０㎜以上　・（　　）
シーリング材の接着性試験　(9.7.5)
・実施する　※ 簡易接着性試験　・引張接着性試験
・実施しない　試験成績書により、監督職員の承諾を受けて省略する

7 施工票

屋根防水工事完了後、仕様、施工業者名、完成年月日を記載した施工票を監督員の指示する位置に取り付ける。



10 石工事

1 施工

石材の割付け　・図示による　(10.1.3、5)
粗面仕上げとする場合、地中その他の材料等にのみ込みとなる部分の仕上げ
・図示による　・（　　）
屋内の床を本磨きとする場合のワックスがけ
・行う（ 適用場所　・すべて　・　　）

2 石材

(10.2.1)

区分	石材の種類	施工箇所	形状及び寸法 (mm)	厚さ (mm)	表面仕上の種類
・天然石					
・テラゾ					

3 その他材料

(10.2.3)
取付け用モルタル、既調合の目地モルタル、浸透性吸水防水剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料
・（　　）　※ 専門工事業者の指定する製品

Project　鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事
Drawing Title　建築工事特記仕様書 - 2
Scale A1　—
Scale A3　—
Drawing No.　A-02

10 石工事

4 外壁湿式工法
（工事対象外により省略）　(10.2.2、3)-(10.3.2、3)

5 外壁乾式工法
（工事対象外により省略）　(10.2.2)-(10.5.2、3)

6 床及び階段・特殊部位の石張り
石表面の処理　・適用する　(10.6.2、3)
目地　一般目地　目地幅　※ 図示による
笠木、甲板等に取り付ける場合及び隔て板等に使用する場合の取付け工法
・湿式工法　・乾式工法　(10.7.2)
石の厚さ　・30mm　・

11 タイル工事

1 タイル材料
タイルの形状、寸法、種類　(11.2.2)-(11.3.2)

施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 有	無	役物 有	無	色 標準	注文	耐凍害性 有	無	耐しみ性	再生材利用	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。　(11.1.4)
タイルの見本焼き　※ 行わない　・行う
タイルの試験張り　※ 行わない　・行う

2 タイル張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理　(11.2.6)(11.3.5)
・MRC工法　・目荒らし工法　・（　　）
壁タイル張りの工法

タイルの種別	工法
・内外装タイル	・密着張り　・改良圧着張り
・内装、外装タイル	・内装タイル接着剤張り　・外装タイル張り接着剤張り
・ユニットタイル	・マスク張り　・モザイクタイル張り

12 木工事

①木材
木材は、原則として県産材を利用する。
製材
JAS規格品　(12.2.1)

種別	樹種・寸法・形状	等級	含水率	施工箇所	保存処理
・下地用針葉樹製材	・図示による・	※2級	※A種(15%以下)・B種(20%以下)	図示	
・造作用針葉樹製材(板類)	・図示による・	・小節(見え張り)・小節以上(それ以外)・	※A種(15%以下)・B種(18%以下)	図示	
・造作用針葉樹製材(角類)	・図示による・	・・	※A種(15%以下)・B種(18%以下)	図示	
・広葉樹製材	・図示による・	※1級	※10%以下・	図示	

JAS規格品以外　(12.2.1)

種別	樹種	材面の品質	防虫処理	含水率	施工箇所
・下地材・仕上材		・	・適用する	※A種(15%以下)・B種(20%以下)	図示
・造作材		※A種・B種		※A種(15%以下)・B種(18%以下)	図示

造作用集成材
JAS規格品　(12.2.1)

種別	樹種・寸法	見付け材面数	見付け材面の品質	化粧薄板の厚さ	施工箇所
・造作用集成材	・図示による・		※1級・		図示
・化粧ばり造作用集成材			※1級・		図示
・化粧ばり構造用集成柱					図示

JAS規格品以外　(12.2.1)

種別	樹種・寸法	見付け材面の品質	化粧薄板の厚さ	含水率	施工箇所
・造作用集成材	・図示による・			※15%以下・	
・化粧ばり造作用集成材				※15%以下・	
・化粧ばり構造用集成柱				※15%以下・	

造作用単板積層材
JAS規格品　(12.2.1)

厚さ	表面の化粧加工	防虫処理	施工箇所
	・有り ・天然木化粧加工 ・塗装加工	・適用する	
	・無し（等級：　　）		

JAS規格品以外　(12.2.1)

厚さ	表面の化粧加工	含水率	防虫処理	施工箇所
	・有り ・天然木化粧加工 ・塗装加工	※14%以下	・適用する	
	・無し（等級：　　）			

CLT（直交集成板）　(12.2.1)

品名	曲げ性能（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種・寸法	施工箇所
				・図示による・	

合板等
普通合板　(12.2.1)

厚さ	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	施工箇所
※5.5mm		※Ⅰ類	・広葉樹（※2等以上・　　）	・適用する	
		・Ⅱ類	・針葉樹（※C-D以上・　　）		

12 木工事

②表面仕上げ
見え掛り面の仕上げの程度　(12.1.4)
※ブレーナー加工仕上げ
施工箇所（・図示による・　　）
・超自動機会かんな掛け仕上げ
施工箇所（・図示による・　　）
・サンダー掛け仕上げ
施工箇所（・図示による・　　）
・

3 防腐・防蟻処理
薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理　(12.3.1)

適用部材	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4

薬剤の塗布による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による・	※JIS K 1571に適合又は同等品
	※薬剤の製造所の仕様による・	JIS K 1571 付属書Aに基づく表面処理用木材保存剤(種類：　　)

薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法

4 防虫処理
防虫処理の適用　(12.3.2)
適用箇所　※ 図示による　・（　外部回り木部GL+1m以内　）
処理方法　※ 図示による　・（　防腐・防蟻用塗料の塗布　）

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺
(13.2.2、3)

板及びコイルの種類	塗膜 耐久性	塗膜 めっき付着量	厚さ(mm)	屋根葺形式
※JIS G3322 の屋根用コイル		・5類(AZ150)	・0.4	・瓦棒葺（芯木なし）

特殊工法は監督職員の承諾する専門工事業者とする。
屋根葺き工法　・（　　）
建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法
・（　　）
下葺材料　・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　９４０
・改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ下葺材
（・一般タイプ　・複層基材タイプ　・粘着層付タイプ）
雪止め　・設ける（図示による）

2 折版葺
(13.3.2、3)

折板の材料	形式	山高	山ピッチ	厚さ(mm)	耐力による区分	材料による区分	軒先面戸板
	・重ね形・はぜ締め形・					・鋼板製	・あり・なし

断熱材張り　・あり
（断熱材の種別：　　厚さ：　　防火性能：　　）
建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法
・（　　）

3 粘土瓦葺
(13.4.2、3)

粘土瓦 種類	粘土瓦 大きさ	粘土瓦 産地	瓦桟木 材質	瓦桟木 寸法	棟補強用芯材 材質	棟補強用芯材 寸法
			・※杉	・※幅21×高さ15	・※杉	・※幅40×高さ30

雪止め瓦　・使用する
・役物瓦　（　棟・棟止め・けらば　）
JIS A 5208 に基づく凍害試験等　・行う
建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法
・（　　）
棟補強等に使用する金物等　材料、形状、寸法及び留付け方法
・図示による　・（　　）
棟の工法　・（　　）

4 とい
といその他の材種等　(13.5.2、3)
・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・ルーフドレン

とい受金物及び足金物

	材種及び形状	取付け間隔
とい受金物	・※ 標準仕様書13.5.2表13.5.2による	・※標仕13.5.2表13.5.2による
足金物	・※ 標準仕様書13.5.2表13.5.2による	・・多雪地域・適用する

鋼管製といの防露巻き　※ 標準仕様書 表13.5.4より行う　・行わない

14 金属工事

1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
(14.2.1)

種別	色合等	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
・AB-1種　・AC-1種		
・AB-2種　・AC-2種		
・BA-1種　・BB-1種		
・BC-1種		
・BA-2種　・BB-2種		
・BC-2種		
・C種		

2 鉄鋼の亜鉛めっき
(14.2.2)

亜鉛めっきの種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
溶融亜鉛めっき　・A種　・B種　・C種	
電気亜鉛めっき　・D種　・E種　・F種	

③軽量鉄骨天井下地
野縁等の種類　(14.4.2)
〈屋内〉　※ 19 形　・25 形　〈屋外〉　・19 形　※ 25 形
屋外の場合の野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　(14.4.3)
及び周辺部端からの距離　・図示による　・（　　）
屋外の場合の野縁の間隔　・図示による　・（　　）
天井下地材の補強　(14.4.4)
・耐震性を考慮した補強
※補強箇所、補強方法は図示による　・（　　）
・耐風性を考慮した補強（屋外の軒天井、ピロティー天井等）
※補強箇所、補強方法は図示による　・（　　）
・吊りボルトの間隔が900mm を超える場合の補強
※ 方法は図示による　・（　　）
・天井のふところが３mを超える場合の補強
※ 方法は図示による　・（　　）

④軽量鉄骨壁下地
スタッド、ランナーなどの種類　(14.5.3、4)
※ 標準仕様書 表 14. 5. 1 による
・スタッドの高さが 5.0 mを超える場合
※ 図示による　・（　　）
・出入口及びこれに準ずる開口部の補強
・（　　）　※ 標準仕様書 14.5.4(5)による

5 金属成形板張り
(14.6.2、3)

材種	製法	寸法	形状	表面処理	取付け用下地	伸縮調整継手
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ	・押出し・ブレス・ロール	板幅・板厚・			※標仕14.4による	・適用する

6 アルミニウム製笠木
部材の種類　・250 形　・300 形　・350 形　(14.7.2、3)
表面処理　種別（　　）種　色合等（　　）
建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の工法等
・（　　）

15 左官工事

①モルタル塗り
モルタル　・現場調合材料　・既調合材料（　　）　(15.3.2、5)
既成目地材　・設ける　施工箇所及び形状　（※図示による）
床の目地　・設ける　目地割り及び種類　・（　　）
※ ２㎡程度（最大目地間隔 3m 程度）、押し目地
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗剤塗りの接着力試験
・適用する

2 ラス系下地
（工事対象外により省略）　(15.2.4)

3 セルフレベリング材塗り
種類　・セメント系　・せっこう系　(15.5.2)

4 仕上塗材仕上げ
建具内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　(15.6.2)
※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）　(15.6.2)(15.6.6)(表15.6.1)

規格名称	種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	内装塗料吸放湿性	上塗材
薄付け仕上塗材	・	・・	・・	・適用する	
厚付け仕上塗材(ｽﾀｯｺ)	・	・・	・・	・適用する	
複層仕上塗材	・	・・	・・		・※水系ｱｸﾘﾙつやあり
軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	※ 砂壁状	※ 吹付け		
	・こて塗用軽量塗材	※ 平坦状	※ こて塗り		

厚付け仕上塗料における上塗剤　・（　　）
複層仕上塗材における上塗剤　・（　　）
複層仕上げ塗材の耐候性　・（　　）　※ 耐候形３種

5 せっこうプラスター塗り
下塗り　・既調合プラスター（下塗り用）　(15.8.2、3)
・現場調合プラスター（下塗り用）
上塗り　・既調合プラスター（上塗り用）
・しっくい塗り

6 しっくい塗り
しっくい　・現場調合しっくい　(15.10.2、3)
・既調合しっくい　製造所（　　）
種　類（　　）
下地　※ 木ずり、こまい土壁、せっこうラスボード又はせっこうボード
・（　　）
調合及び塗厚
木ずり下地の場合　※ 標準仕様書　表15.10.3　・図示による
石こうプラスター下地及びこまい土壁下地の場合
※ 標準仕様書　表15.10.4　・図示による
上記以外の場合　・図示による

8 こまい壁塗り
のり　(15.11.2～8)
・土壁用ののり　・ふのり　※ つのまた　・ぎんなんそう
・粉末海藻　・
・砂壁用ののり　※ ふのり　・つのまた　・こんやくのり
・にわか　・合成高分子系混和剤
色土　・土物仕上げに用いる色土の種類（　　）
・大津仕上げに用いる色土の種類（　　）

15 左官工事

色砂の種類（　　）
調合　下塗りの場合　・（　　）　※ 標準仕様書　表15.11.2
塗厚　・
※ 標準仕様書　表15.11.8 による
ただし、建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合は、
指定使用による。
工程　※ Ａ種　・Ｂ種
・土物仕上げの工法
種類　・土物仕上げ工法
・水ごね土物１工法　・水ごね土物２工法
・のりさし土物工法　・のりごね土物工法
・砂壁仕上げ工法　・切返し仕上げ工法
ちりじゃくり　・図示による　・（　　）
・大津仕上げの工法
種類　・普通大津仕上げ工法
・大津みがき仕上げ工法
ちりじゃくり　・図示による　・（　　）

8 ロックウール吹付け
ロックウールのホルムアルデヒド放散量　(15.12.2、3)
※Ｆ☆☆☆☆　・第３種
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・第３種
仕上げ吹付け厚さ(mm)　・（　　）

16 建具工事

1 アルミニウム製建具
外部に面する建具　(16.2.2)(16.2.4)

種別		耐風圧性	気密性	水密性	枠見込寸法(mm)
ｺﾝｸﾘｰﾄ系下地及び鉄骨下地	・A種	S-4	A-3	W-4	建具表による
	・B種	S-5			
	・C種	S-6	A-4	W-5	
木下地	・D種	S-2	A-3	W-3	
	・E種	S-3			

・防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　　）
・断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（　　）

表面処理の種別　(16.2.4)
〈屋外〉　種別　・BB-1　・BB-2（標仕表14.2.1）
着色　・標準色（　　）　・特注色（　　）
〈屋内〉　種別　・BC-1　・BC-2（標仕表14.2.1）
着色　・標準色（　　）　・特注色（　　）
ステンレス製くつづりの仕上げ　※HL　・（　　）(16.2.4)(16.4.4)
結露水の処理方法　※ 図示による　・（　　）(16.4.4)
水切り板、ぜん板等　※ 図示による　・（　　）(16.2.5)
木下地の内付け建具　(16.2.5)
・適用する（建具の製造所の仕様）　・適用しない

2 網戸等
(16.2.3)

種類	材料	線径	網目
防虫網	※ 合成樹脂製・ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂・ｽﾃﾝﾚｽ（SUS316）製	※ 0.25mm以上・	※ 16～18ﾒｯｼｭ・

3 樹脂製建具
（工事対象外により省略）

4 鋼製建具
(16.2.2)(16.4.2～4)
簡易気密型ドアセット　※ 適用する　・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６
ステンレス鋼板　・（　　）　※ SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1
鋼板の厚さ　・（　　）　※ 標仕 表16.4.2 による
ステンレス製くつづりの仕上げ　※HL　・（　　）(16.4.4)
標準型鋼製建具の有効内法寸法　・建具表による　・（　　）
(16.4.6)(表16.4.5)

5 鋼製軽量建具
簡易気密ドアセット　※ 適用する　・適用しない　(16.5.2～4)
鋼板　※ 亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板
・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板　・（　　）　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板の厚さ　※ 標準仕様書 表 16.5.1 による　・（　　）
召合せ、縦小口包み板の材質　※ 鋼板　・（　　）
戸の芯材　防音性能を求める場合の充填材　・グラスウール　・ロックウール
ステンレス製くつづりの仕上げ　※HL　・（　　）(16.5.4)(16.2.4)
標準型鋼製建具の有効内法寸法　・建具表による　・（　　）
(16.5.6)(表16.4.5)

6 ステンレス製建具
簡易気密ドアセット　※ 適用する　・適用しない　(16.6.2)
外部に面する建具の耐風圧性　・S-4　・S-5　・S-6　(表16.6.1)
ステンレス鋼板　・（　　）　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
(16.6.3)
表面の仕上げ　※ＨＬ　・（　　）　(16.6.4)
ステンレス製くつづりの仕上げ　※HL　・（　　）(16.6.4)(16.2.4)
鋼板の曲げ加工　※ 普通曲げ　・角出し曲げ　(16.6.5)

7 建具の追加性能
適用箇所は建具表による　(16.1.2)(16.2.2)(16.3.2)(16.4.2)(16.5.2)
防音ドア・防音サッシ　・適用する（遮音性の等級：Ｔ－　）
断熱ドア・断熱サッシ　・適用する（断熱性の等級：Ｈ－　）
耐震ドア（樹脂製建具除く）・適用する（面内変形追随性の等級：Ｄ－　）

⑧木製建具
建具材の含水率　※ Ａ種　・Ｂ種　(16.7.2)
表面材の合板及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※ Ｆ☆☆☆☆　・第３種

かまち戸　かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）　(16.7.2～4)
見込み寸法　・建具表による　※ 36mm

ふすま　張りの種別　・Ｉ型　・Ⅱ型　(16.7.2～4)
上張り（押入れ等の裏側以外）
・鳥の子　・新鳥の子　・ビニル紙程度
縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（素地）
・生地縁（ウレタンクリアー塗装）
見込み寸法　・建具表による　※ 19.5mm

戸ふすま　表面材の種類、品質等（　　）
上張りの種類　・鳥の子　・新鳥の子　・ビニル紙程度
見込み寸法　・建具表による　※ 30mm

16 建具工事

紙張り障子　見込み寸法　・建具表による　※ 30mm

枠及びくつずりの材料　⊙建具表による

フラッシュ戸　(16.7.3)

合板の種類	規格等	表面材の厚さ(mm)
普通合板	接着の程度 ※水掛り箇所１類、その他２類以上・（　　） 板面の品質　※広葉樹１等　・（　　）	※ 2.5 以上・
天然木化粧合板	接着の程度 ※水掛り箇所１類、その他２類以上・（　　）	※ 3.2 以上・
特殊加工化粧合板	接着の程度 ※水掛り箇所１類、その他２類以上・（　　）	※ 2.4 以上・
ｴﾐﾃﾞｨｱﾑﾀﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ（MDF）	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 耐水性による区分（　　） 難燃性による区分（　　） ・（　　）	※ 2.5 以上・

⑨建具用金物
金物の種類・見え掛り部の材質　(16.8.2)
・（　　）　※ 標準仕様書 表16.8.1 により適用
（備考欄の特記事項も含め）は建具表による
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
・（　　）　※ 標準仕様書 表16.8.2 により適用は建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
・（　　）　※ 標準仕様書 表16.8.3 により適用は建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
・（　　）　※ 標準仕様書 表16.8.4 により適用は建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
・（　　）　※ 標準仕様書 表16.8.5 により適用は建具表による
マスターキーの製作　⊙製作する　・製作しない　(16.8.4)
鍵の製作本数　⊙各室３本１組　・（　　）
鍵箱　※鋼製の既製品　⊙（　無し　）

10 自動ドア開閉装置
引き戸用駆動装置　(16.9.2)
※ 標準仕様書 表16.9.1による　（防錆　・適用する）
車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
※ 標準仕様書 表16.9.2による　（防錆　・適用する）
引き戸用検出装置
※ 標準仕様書 表16.9.3による　（防錆　・適用する）
引き戸用検出装置の種類　※ 標準仕様書 表 16.9.4
・建具表による　・（　　）
戸の開閉方式　・建具表による　・（　　）　(16.9.3)
凍結防止装置　※ 外部に面するドアに適用する

11 自閉式吊り引戸装置
自閉式吊り引戸装置　(16.10.3)
※ 標準仕様書 表16.10.1による　・建具表による

12 重量シャッター
種類　(16.11.2)
・管理用シャッター　耐風圧強度（　　）Pa
・外壁用防火シャッター　耐風圧強度（　　）Pa
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
開閉方法　※ 電動式（手動併用）　・手動式
急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動ｼｬｯﾀｰの設置箇所
※ 図示による
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所
※ 図示による
屋内用防火ｼｬｯﾀｰ若しくは防炎ｼｬｯﾀｰの危害防止機構　設置箇所
※ 図示による
シャッターケース（防火、防煙以外の場合）　・設ける
スラット及びシャッターケース用鋼板　(16.11.3)
鋼板の種類　・溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3302）
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3312）
めっきの付着量　・（　　）　※ Z12 又は F12
ステンレス鋼板の種類　(16.11.3)(16.6.3)
※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・（　　）

13 軽量シャッター
開閉形式　※ 手動式　・電動式（手動併用式）
耐風圧強度（　　）Pa　(16.12.2)(表16.12.1)
電動式の場合の安全装置
急降下停止装置　・設置する（・図示による・　　）・設置しない
障害物感知装置の設置箇所　・図示による・（　　）
(16.12.3)
スラットの材質の種類
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3312）
めっきの付着量　※ Z06 又は F06　・（　　）
・塗装溶融 55% ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3322）
めっきの付着量　※ AZ90　・（　　）
スラット形式　(16.12.4)
・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

14 オーバーヘッドドア
(16.13.2、3)

セクション材料による区分	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※ スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※ バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形 ・ﾛｰﾍｯﾄﾞ形 ・ﾊｲﾘﾌﾄ形 ・ﾊﾟｰﾁｶﾙ形	※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板

耐風圧性能 JIS A 4715 による強さの区分
・125　・100　・75　・50
障害物感知装置を設けた電動式オーバーヘッドドアの設置箇所
※ 図示による

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	—
Drawing Title	建築工事特記仕様書 - 3	Scale A3	—
		Drawing No.	A-03

16 建具工事

⑮ ガラス

板ガラス　品質、厚さによる種類等　※ 図示による　(16.14.2)

複層ガラス　材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
※ 図示による
断熱性による区分　・（　　）
日射取得性・日射遮蔽性による区分　・（　　）
乾燥気体の種類　・空気　・アルゴン　・

ガラスの留め材及び溝の大きさ　(16.14.3)

建具の種類	ガラスの留め材	ガラスの溝の大きさ
ｱﾙﾐﾆｳﾑ建製	・シーリング材 ・ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ材 ・	※ 建具の製造所の仕様による ・図示による ・
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材	・建具の製造所の仕様による ・図示による ・
ｽﾃﾝﾚｽ製	・シーリング材	・建具の製造所の仕様による ・図示による ・
樹脂製	・ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞｶﾞｽｹｯﾄ	・建具の製造所の仕様による ・図示による ・

ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工　(16.14.4)
・建具表による　・（　　）

防火戸のガラスの留め材は、建築基準法に基づき定められ又は認定を受けた条件による。

17 カーテンウォール工事

1 カーテンウォールの性能

諸性能値　(17.1.3)

耐風圧性	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度差性	遮音性	断熱性

性能の確認方法及び判定方法 ※ 適切な資料により監督職員の承諾を受ける

2 メタルカーテンウォール

材種　・アルミニウム材　・鋼材　・ステンレス製　(17.2.2～5)

形状及び仕上げ

製品の寸法許容差	・ ※ 標準仕様書　表 17.2.1 による
見え掛り部の仕上げ	・
ガラス溝の寸法・形状	・ ※ カーテンウォール製造所の仕様による
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差	・ ※ 標準仕様書　表 17.2.2 による
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差	・ ※ 標準仕様書　表 17.2.3 による
シーリング材の種類	・（　　）
ガラス取付け材料	・シーリング 種類（　　） ・構造ガスケット 形状 ・ 寸法等 ・ 図示による
断熱材	・種類（　　）

3 ＰＣカーテンウォール

材料　(17.3.2～5)

コンクリート	種類（　　）	
	品質 設計標準強度	・　※ 30N/m2
	スランプ	・　※ 12cm
	気乾単位容積質量	・ ・普通ｺﾝｸﾘｰﾄの場合 2.1t/m2を超え 2.5t/m2以下
	単位水量の最大値	・　※ 185kg/m3
鉄筋　種類の記号		・　※ SD295（・　・　・）
補強鉄筋	径（mm）・3.2・4.0・5.0・6.0 網目寸法　・	
シーリング材の種類	・	
耐火目地材	・	
断熱材	種類（　　）	
ガラス取付け材料	・シーリング　種類（　　） ・構造ガスケット　形状・寸法等　・図示による	
先付け材料	・表面仕上げ材　・磁器質タイル　・（　　） ・建具枠 ・ゴンドラ用ガイドレール	

形状及び仕上げ　(17.3.3)

製品の見え掛り部の寸法許容値	※ 標準仕様書　表 17.3.1 による
カーテンウォールの仕上げ	
構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm)	
躯体取付け金物の取付け位置の寸法許容差	※ 兵十仕様書　表 17.3.2 による

18 塗装工事

① 材料

屋内で使用する塗料
ホルムアルデヒドの放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　・第三種　(18.1.3)

防火材料
※ 屋内の壁及び天井の塗装の仕上げは、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

② 素地ごしらえ

各部素地ごしらえ　(18.2.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※ Ａ種 ・ Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	・ Ａ種 ※ Ｂ種
鉄鋼面（ＤＰ以外）		・ Ａ種 ・ Ｂ種 ※ Ｃ種
鉄鋼面（ＤＰのみ）		・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・ Ａ種 ・ Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・ Ａ種 ※ Ｂ種
コンクリート面(DP以外)及びALCパネル面		・ Ａ種 ※ Ｂ種
押出成形セメント板		・ Ａ種 ※ Ｂ種
コンクリート面（ＤＰのみ）		※ Ａ種 ・ Ｂ種
せっこうボード面	目地：継目処理工法	※ Ａ種 ・ Ｂ種
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	・ Ａ種 ※ Ｂ種

3 鋼止め塗料塗り

塗料の種別　(18.3.2、3)

下地面	塗料の種別	鋼止め塗料の種別	鋼止め塗料塗りの工程
鉄鋼面	ＳＯＰ	※ Ａ種	見え掛り：Ａ種 見え隠れ：Ｂ種
	ＤＰ	Ｃ種及びＤ種	標準仕様書 表18.3.4
	ＥＰ－Ｇ	・Ａ種 ※Ｂ種	見え掛り：Ａ種 見え隠れ：Ｂ種
亜鉛メッキ鋼面	ＳＯＰ	※ Ａ種 ・ Ｂ種	鋼製建具等：Ａ種 上記以外：Ｂ種
	ＤＰ	Ｂ種	標準仕様書 表18.3.6
	ＥＰ－Ｇ	Ｃ種	鋼製建具等：Ａ種 上記以外：Ｂ種

4 合成樹脂調合ペイント塗り

木部合成樹脂調合ペイント塗り　※ Ａ種(屋外)　※ Ｂ種(屋内)　(18.4.3)
鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り　・Ａ種　※ Ｂ種　(18.4.4)
亜鉛メッキ面　標準仕様書 表18.4.3

⑤ ﾜﾘﾔﾗｯｶｰ塗り

種別　・Ａ種　※ Ｂ種　(18.5.2)

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り

種別　・Ａ種　※ Ｂ種　(18.6.2)

7 耐候性塗料塗り

鉄鋼面	種別	標準仕様書 18.7.1	(18.7.2)
亜鉛めっき鋼面	種別	標準仕様書 18.7.1	(18.7.3)
コンクリート面	種別	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種	(18.7.4)

8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

コンクリート面、モルタル面等	種別	・Ａ種 ※Ｂ種	(18.8.2)
木部	種別	標準仕様書 表18.8.2	
鉄鋼面	種別	・Ａ種 ※Ｂ種	(18.8.4)
亜鉛めっき鋼面	種別	標準仕様書 表18.8.4	

9 合成樹脂エマルションペイント塗り

種別　・Ａ種　※ Ｂ種　(18.9.2)

10 ウレタン樹脂ワニス塗り

種別　・Ａ種　※ Ｂ種　(18.10.2)

11 木材保護塗料塗り

種別　・Ａ種　※ Ｂ種　(18.12.2)

19 内装工事

① ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

(19.2.2)

	種類	色柄	厚さ(mm)
⊙ビニル床シート	※ＦＳ・		※2.0・
・ビニル床タイル	・※ＦＳ		※2.0・
・特殊機能床材(　)			
・ゴム床タイル	・天然ｺﾞﾑ・合成ｺﾞﾑ		

ビニル床シート　接合部の処理　(19.2.3)
・（　　）・熱溶接

接着剤　接着剤のホルムアルデヒド放出量　(19.2.2)
※ Ｆ☆☆☆☆　・第三種
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示による　・（　　）

2 特殊機能床

（工事対象外により省略）　(19.2.2)

3 ビニル幅木

材質の種類　・硬質　・軟質　(19.2.2)
厚さ　※ 1.5　・（　　）
高さ　※ 60　・75　・100

4 カーペット敷き

カーペットの種類　(19.3.2、3)

種類	施工箇所	色柄	形状	厚さ	帯電性	工法
・織じゅうたん ・ﾀﾌﾃｯﾄﾞｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ					・適用する	

織りじゅうたんの下敷き材
※JIS Ｌ 3204（反毛フェルト）の第２種１号　呼び厚さ 8mm　・（　　）
織りじゅうたんの接合方法　※ ヒートボンド工法　・（　　）
タフテッドカーペットの下敷き材（グリッパー工法の場合）
※JIS Ｌ 3204（反毛フェルト）の第２種１号　呼び厚さ 8mm　・（　　）
タイルカーペットの敷き方
※ 市松敷き（平場）　※ 模様流し（階段部分）

5 合成樹脂塗床

合成樹脂塗床材のホルムアルデヒド放散量　(19.4.2)
※ Ｆ☆☆☆☆　・　(19.4.2～3)

種別		工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材	・強性ウレタン樹脂系		※ 平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系	・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄塗型塗床材			※ 平滑仕上げ

⑥ フローリング張り

フローリングのホルムアルデヒド放散量　(19.4.2)
※ 標準仕様書 19.5.2(2)による　・　(19.5.2～6)

種類		工法	樹種	厚さ、幅及び長さ
単層	・フローリングボード１等	・釘留工法(根太張り)	⊙ならび・	※標仕 表19.5.1による・
		・釘留工法(直張り)		※標仕 表19.5.3による・
		・接着工法		※標仕 表19.5.5による・
	・フローリングブロック１等	※接着工法		・
複合	⊙複合フローリング	・釘留工法(根太張り)		・A種 ・B種 ・C種
		・釘留工法(直張り)		
	⊙接着工法			・A種 ・B種 ・C種

現場塗装仕上げ　・適用する　・オイルステンの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り
・ウレタン樹脂ワニス塗り

19 内装工事

7 畳敷き

（工事対象外により省略）　(19.6.2)

⑧ せっこうボード、その他ボード及び合板張り

せっこうボードその他ボード類　種類・厚さ等　※図示による　(19.7.2)
パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆☆　・
合板仕上げ

合板の種類	規格等	防虫処理
普通合板	表板の樹種 （・ラワン程度　・シナ程度） 板面の品質 広葉樹　・１等・２等 針葉樹　・（　　） 厚さ　・（　　）	・適用する
天然木化粧合板	化粧板の樹種（　　） 厚さ（　　）	
特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ・ﾌﾟﾘﾝﾄ・塗装 表面性能（　　）タイプ 厚さ（　　）	

軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材
・アクリル系シーリング材　・ウレタン系シーリング
・ジョイントコンパウンド
合板類の張付け　・Ａ種　・Ｂ種
せっこうボードの目地工法　(19.7.3)
⊙ 継目処理工法　・突付け工法　・目透し工法

⑨ 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　(19.8.2～3)
壁紙　※ Ｆ☆☆☆☆　・（　　）
接着剤　※ Ｆ☆☆☆☆　・（　　）
壁紙の材料・施工

壁紙の種類	防火性能	素地ごしらえの種別	
ビニルクロス	⊙不燃	・モルタル・プラスター面	・Ａ種 ※Ｂ種
	・準不燃	⊙せっこうボード面	・Ａ種 ※Ｂ種
		・コンクリート面	・Ａ種 ※Ｂ種

10 断熱材

断熱材の種類　(19.9.2、3)

	種類		厚さ	品質
断熱材打込み工法	・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ ・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ ・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ ・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ	・種 ・種 ・種 ・種	・25mm ・30mm ・50mm ・	JIS A 9511の規格品
断熱材現場発泡工法	・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ	・Ａ種１又はＡ種１Ｈ難燃性	・50mm	JIS A 9526による
充填工法	・グラスウール	※住宅用断熱材(※16k・10k)	・100	JIS A 9521による

施工箇所　※ 図示による

20 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗
		・0.6 ・1.0	・3000N ・5000N		

2 可動間仕切

(20.2.3)

構造形式	構成基材の種類	遮音性	表面仕上材
・スタッド式(内蔵) ・スタッド式(露出) ・スタッドパネル式 ・パネル式	・アルミニウム合金系 ・スチール系	・36ｄＢ以上 ・	・焼付塗装鋼板(標準色) ・t= 0.5 以上 ・

3 移動間仕切

(20.2.4)

パネル操作方法	表面材	圧着装置の操作方法	遮音性
	・製造所仕様の化粧鋼板(標準色) t=0.5 以上	・ハンドル式 ・プッシュ式	※ 36dB以上 ・36dB未満

取り付け用あと施工アンカーの材質、寸法等は製造所の仕様による。

4 トイレブース

パネル表面材　・メラミン樹脂　・ポリエステル樹脂　(20.2.5)
脚部の種類　・（　　）　※ 幅木タイプ
ドアエッジの形状　・標準　・Ｒ
材質　・アルミニウム製　・ステンレス製
※ 製造所の仕様による

5 手すり

材種の種類及び仕上げ　(20.2.6)
・ＳＵＳ３０４　表面処理　※ ＨＬ程度
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛メッキ
(※ 標準仕様書 表14.2.2による種別)
・アルミニウム　表面処理　(※ 標準仕様書 表14.2.1による種別
(　　)
色合い　・表準色（　　）・特別色（　　）
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所
・集成材	・クリアラッカー	・３５程度	
	・	・４５程度	
・ビニル製		・３５程度	
		・４５程度	

6 階段滑止め

材種　・ステンレス製　・黄銅製押出型材　(20.2.7)
・アルミ製押出型材
滑り止め材　形状及び材質　※ タイヤ型　・（　　）
ゴム又は合成樹脂等
取り付け方法　※ 接着工法　・埋込み工法

20 ユニット及びその他工事

7 黒板及びホワイトボード

黒板　(20.2.8)

区分	種類	色	形状
※ 焼き付け	・鋼製黒板 ・ほうろう黒板	※ 緑 ・	・平面 ・曲面 ・スクリーン引分け

・ホワイトボード　※図示による

8 表示

衝突防止表示　(20.2.11)
市販品　形状、寸法、材質等：（　　）
誘導標識、非常用進入口等の表示
※ 消防法に適合する市販品
室名札、ピクトグラム、案内板の形状、寸法、材質、色、書体、取付形式等
※ 図示による

9 タラップ

材料の種類　※ステンレス製　・（　　）　(20.2.12)
仕上げ　※研磨等の仕上げを行わない　・（　　）

10 煙突ライニング

適用安全使用温度　・400℃　・650℃　(20.2.13)
工法　・（　　）

11 ブラインド

(20.2.14)

形式	操作方法	操作方式の種類	スラットの種類	スラット幅
・横型	・手動	※ ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	※ 25 mm ・
	・電動	－		
・縦型	・手動	※ 2本操作コード方式 ・1本操作コード方式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・80 ・100
	・電動	－		

ボックス・レールの材質　横形：※ 鋼製　縦方：アルミニウム合金製
縦形ブラインドのスラット材質
・アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
・クロススラット　消防法で定める防炎性能表示がある特殊樹脂加工
幅・高さ・取付箇所　※ 図示による

12 ロールスクリーン

操作方式　・スプリング式　・コードチェーン式　(20.2.15)
・電動式
スクリーンの材種　・ガラス繊維式　・合成・天然繊維製　・木製
※ 消防法で定める防炎性能の表示があるもの
幅・高さ・取付箇所　※ 図示による
巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料
※製造所の仕様による　・（　　）

13 カーテン、カーテンレール

(20.2.16)

名称品質等	形式		ひだの種類	開閉操作方式
	・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・ﾌﾗｯｼｭひだ(三つひだ) ・箱ひだ、つまひだ(二つひだ) ・ﾌﾞﾚｰﾝひだ、片ひだ	・手引き ・ひも引き ・電動

品質は参考商品名である。
レール及びブラケットの強さによる区分
※ 10-90　・（　　）　(20.2.16)
レールの材料　・ステンレス製
※ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
仕上　※ アルマイト　・（　　）
形状　※ 角形　・（　　）
カーテン付属物　フック（ひるかん）
※鋼製　・樹脂製

14 点検口

施工箇所	材種	寸法	形式
天井	※ アルミニウム製 ・	※450×450 ・600×600	※ 額縁タイプ ・目地タイプ
床	・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ※ 600×600	・一般形 ・密閉形

屋外　※ コンクリート製　・磁器質タイル　・100角　・150角　・300角）
・鍵付き（有り）　・鍵付き（無し）

15 ステンレス流し台

※ ＢＬ商品（システム　・　・　）トラップ付

16 コンロ台

※ ＢＬ商品（システム　・　・　）ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ（・有　・無）

17 つり戸棚

※ ＢＬ商品（システム　・　・　）

18 水切り棚

段数　・１段　・２段

19 木製収納家具

合板類、ＭＤＦ、パーティクルボード、接着剤及び塗料のホルムアルデヒドの放散量
※ Ｆ☆☆☆☆　・第三種

20 視覚障害者用誘導ブロック

屋外　※コンクリート製　・磁器質タイル（・100角　・150角　・300角）
屋内

21 かぎ箱

市販品　フック数　・30　・40　・60　・100　・（　　）
材質　※金属製

20 ユニット及びその他工事

22 雪おろし表示板

プラスチック製　厚さ５mm　文字は彫込みOP　ステンレスビス止め

雪おろし表示板
設計積雪荷重　3,000　N/㎡
（垂直積雪量：１５０ cm、単位荷重：２０ N／㎡/cm）
設計者　（住所　受注者名）
（管理技術者名）
施工者　（住所　受注者名）
（現場代理人氏名）
完成年月日　○○年○○月○○日
注意
1 積雪量が垂直積雪量の７割に達する場合は、雪おろしをしてください。
2 雪おろしは、積雪量だけで判断せず、「施設保全マニュアル」を参考に適切に対処してください。
3 積雪荷重が設計積雪荷重を超えた場合は、建物の損傷や倒壊の恐れがあります。

360 mm程度
260 mm程度

21 排水工事

（工事対象外により省略）

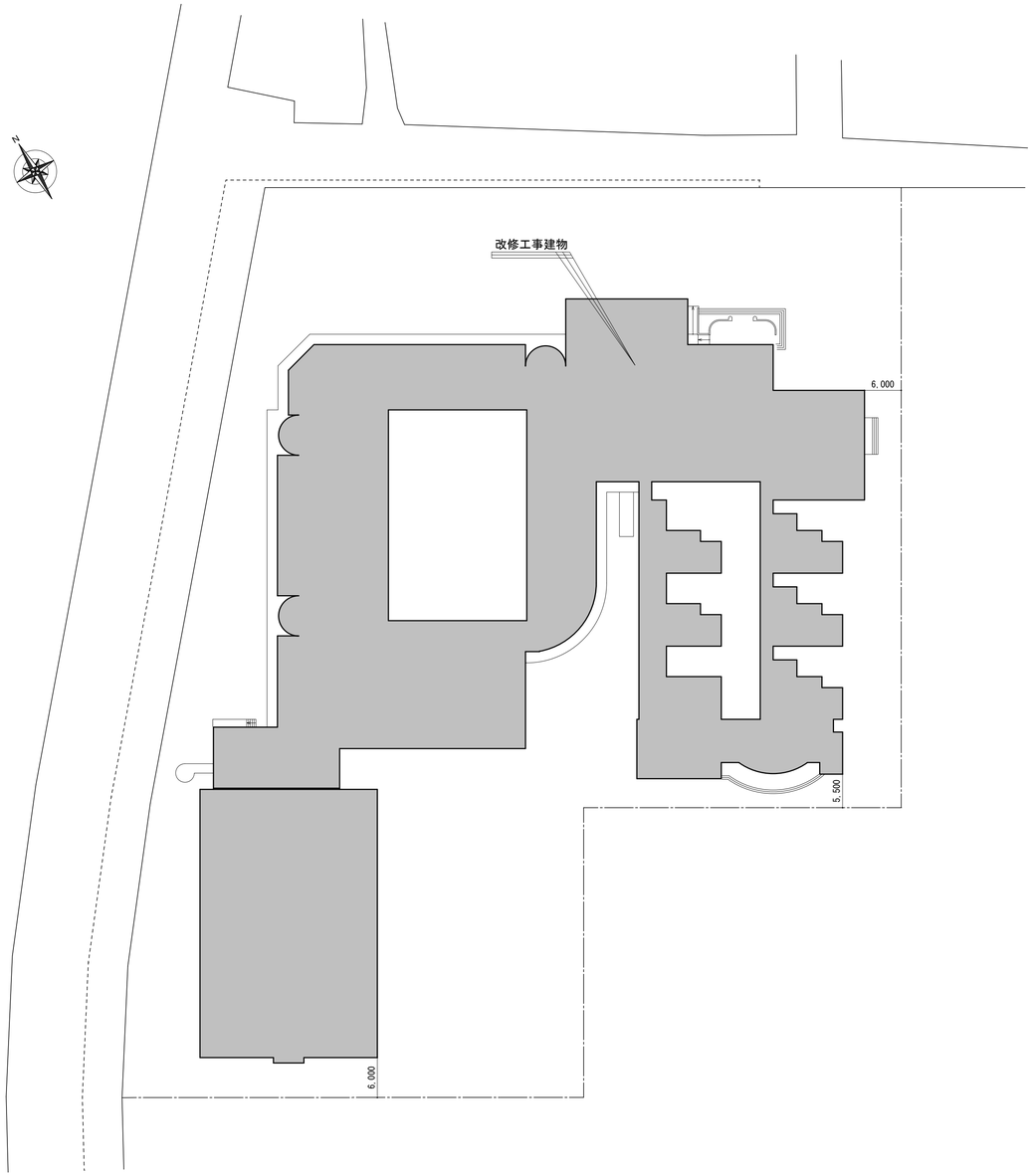
22 舗装工事

（工事対象外により省略）

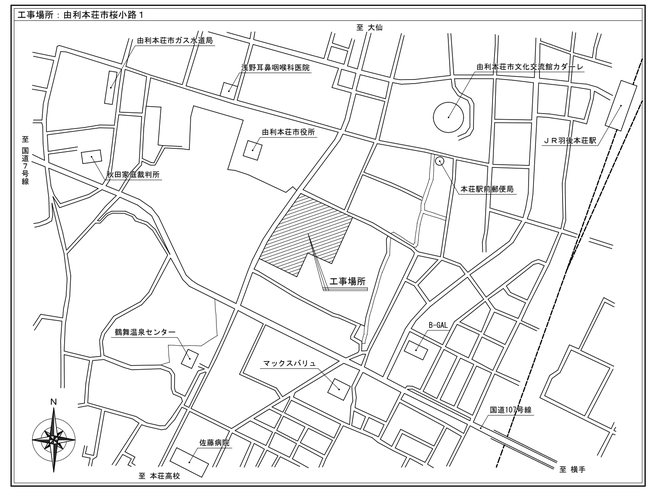
23 植栽工事

（工事対象外により省略）

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	—
Drawing Title	建築工事特記仕様書 - 4	Scale A3	—
		Drawing No.	A-04



配　置　図



付近見取図

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/500	Drawing No. A-05
Drawing Title	配置図・付近見取図	Scale A3 1/1000	

■ 建物概要

建物名	由利本荘市立鶴舞小学校　（※旧尾崎小学校）
工事場所	由利本荘市桜小路１番地
防火地域	法第22条区域
用途地域	第一種住居地域
構造規模	校舎棟　：鉄筋コンクリート造　2階建て
	体育館棟：鉄骨造　平屋建て　（※今回工事対象外）
用途	小学校
敷地面積	15,041.00 ㎡
延床・建築面積	延床面積:8,491.00㎡　/　建築面積:5,917.00㎡
工事概要	□ ２～６年ＣＲ(教室)の間仕切壁を新設する工事

■ 凡例 / 認定番号等

RC	鉄筋コンクリート	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	GB-R	せっこうボード	厚さ 12.5mm	不燃認定番号　：NM-8619
S	鉄骨	DP	耐候性塗料塗り			厚さ 9.5mm	準不燃認定番号　：QM-9828
CB	コンクリートブロック	EP	合成樹脂エマルションペイント塗り	GB-F	強化せっこうボード	厚さ 12.5mm	不燃認定番号　：NM-8615
LGS	軽量鉄骨壁(又は天井)下地組	EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り			厚さ 15 mm	不燃認定番号　：NM-8615
SUS	ステンレス	EP-T	合成樹脂エマルションペイント模様塗料塗り			厚さ 21 mm	不燃認定番号　：NM-8615
K	けい酸カルシウム板	2-UC	２液系ポリウレタン樹脂ワニス塗り	GB-S	シージングせっこうボード	厚さ 9.5mm・12.5mm	不燃認定番号　：NM-9826
		CL	クリヤラッカー塗り	GB-D	化粧せっこうボード（天井用）	厚さ 9.5mm	準不燃認定番号　：QM-9824
PB	せっこうボード　（※旧図面表記）	OS	オイルステイン塗り		化粧吸音せっこうボード	厚さ 9.5mm	準不燃認定番号　：QM-9822
		WP	木材保護塗料塗り	DR	ロックウール化粧吸音板	厚さ 9 mm	不燃認定番号　：NM-8599
				耐火間仕切	LGS + GB-F t12.5 + 12.5mm（二重張り・両面）		耐火構造認定番号：FP06ONP-0007
				（１時間）	※天井裏・上階スラブ等下まで		

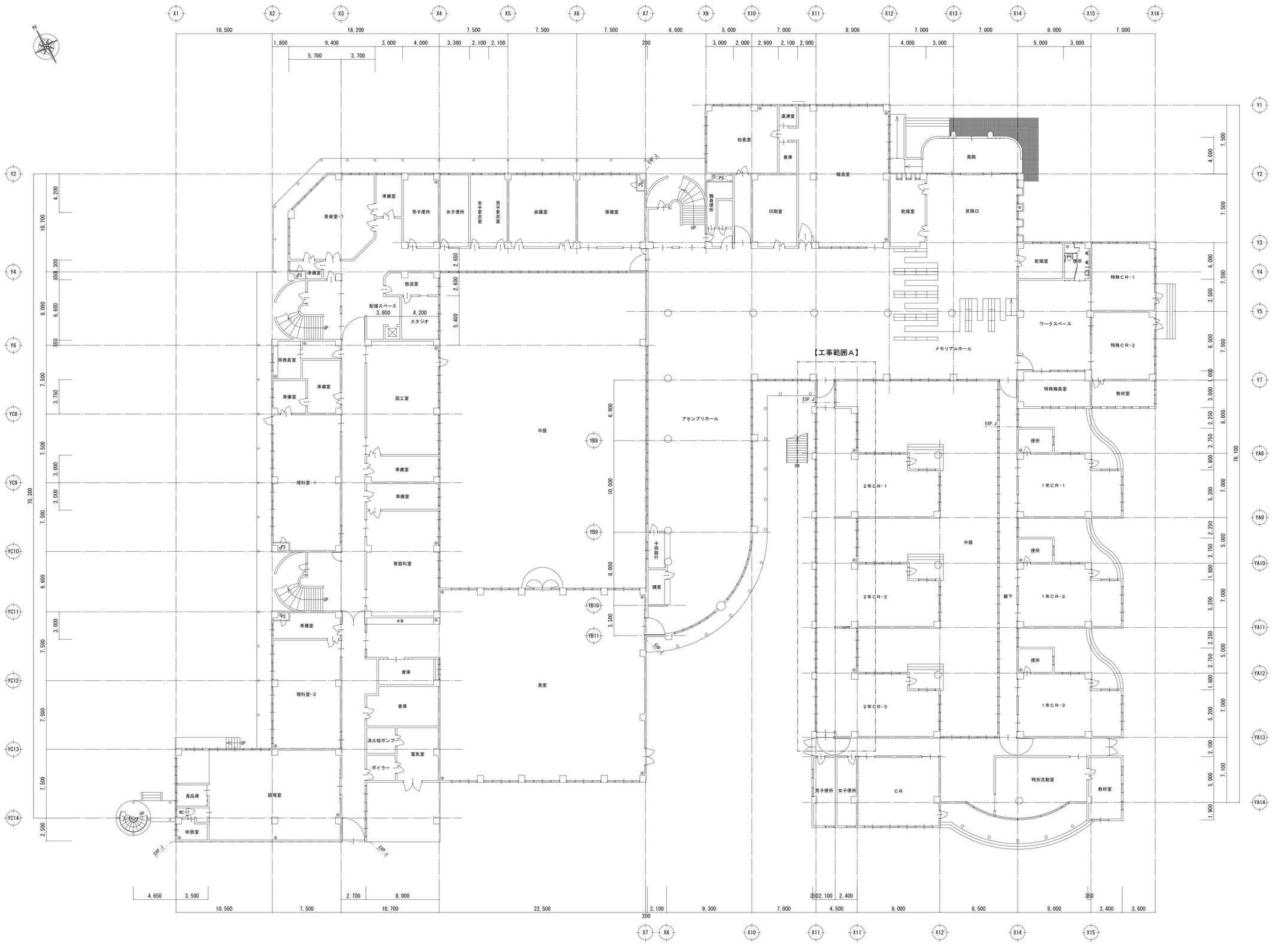
■ 注記

01. 特記無き限り、使用材料は全てＦ☆☆☆☆とする。
02. 合板及びビニルクロスの接着剤はノンホルマリンタイプとする。
03. 床高ならびに天井高(CH)は基準FLからの高さを示す。
04. 特記無き限り、軽量鉄骨壁下地組は65型とする。
05. 木製巾木は米ツガ・既設同等寸法(H75程度)とする。
06. 木製廻り縁は既設同等寸法(30×30程度)とする。
07. 腰壁見切材は既設同等寸法(25×25程度)とする。
08. 特記無き造作材は杉材とする。
09. 特記無き見え掛かりの木部はCL塗りとする。
10. 令114条による防火上主要な間仕切(新設)を貫通することとなる既設配管類は、
　防火区画貫通処理材(国土交通省認定品)による防火処理を施すこと。
　※既設配線・配管状況は不明確なため、仕上表には暫定仕様・箇所数を示す。
11. 工事範囲において、図示の無い備品・什器類、ならびに設備類が確認された場合は、
　発注担当者に報告の上、対応判断とする。

■ 内部仕上　（※今回工事対象室のみ抜粋）

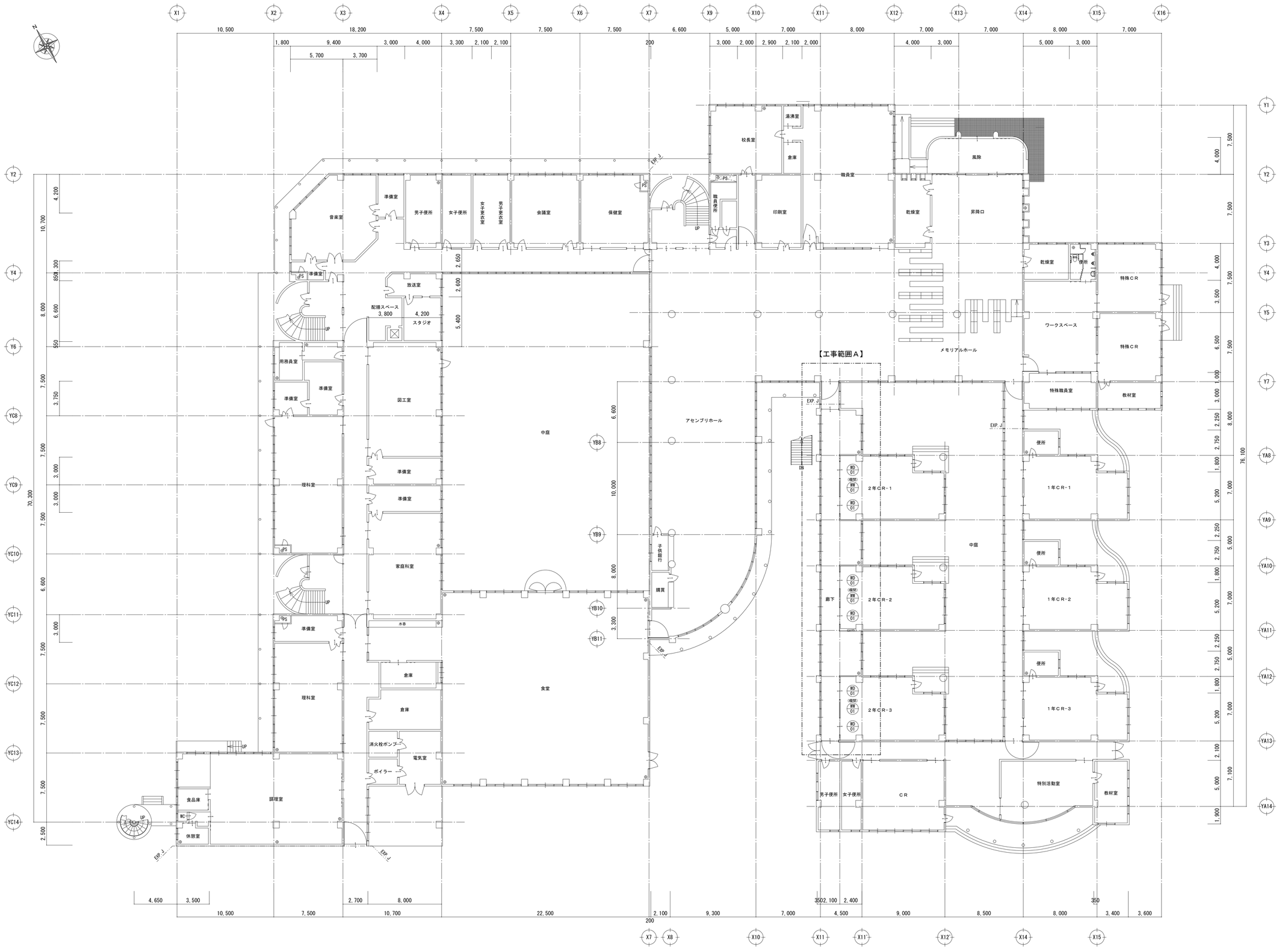
階	室名		床 下地	床 仕上	床 床高	巾木	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井 廻り縁/見切	天井 天井高	その他（※特記無き什器・備品等は工事対象外）	ブラインドカーテン	室名札
1	２年ＣＲ-１～３ 廊下	工事概要	既設残置。但し、建具工事箇所はその他欄参照			同右	既設間仕切の一部撤去の上、間仕切新設		新設間仕切に伴なう一部の天井仕上材ならびにLGS下地撤去 / 間仕切設置後、既設同等復旧				改修工事部位に付帯する物品は撤去、必要に応じて移設(取外し・再取付)	工事対象外	既設品移設
		既設	コンクリート［残置］	フローリングブロック ロング型 カルプ付 t12［残置］	±0	木製 H75	(RC +) 木下地組	腰上:ポリ合板 t4(目透し)　［一部撤去 / 残置］	LGS	化粧PB t9.5　［一部撤去 / 残置］	木製　［一部撤去 / 残置］	3,000	・新設建具(敷居)設置箇所:カッター・はつり取り	カーテン	○
						［一部撤去 / 残置］	［一部撤去 / 残置］	腰壁:積層フローリングボード t12 塗装品（FL+800以下）	［一部撤去 / 残置］					［残置］	［取外し］
		改修・新設				木製 H75	LGS	腰上:GB-F t12.5+12.5 + ビニルクロス　［新設］	LGS	GB-D t9.5　［新設］	木製　［新設］	3,000	・既設建具(敷居)撤去跡:モルタル補修 + 長尺塩ビシート(木目調)貼程度		○
						［新設］	［新設］	腰壁:GB-F t12.5+12.5 + 複合フローリング t12 塗装品（FL+800以下）	［新設］				・防火区画貫通処理：金属管「単管」用(25)×30箇所(暫定)		［再取付］
		工事概要													
		既設													
		改修・新設													
2	３年ＣＲ-１～３ オープンスペース	工事概要	既設残置。但し、建具工事箇所はその他欄参照			同右	既設間仕切の一部撤去の上、間仕切新設		新設間仕切に伴なう一部の天井仕上材ならびにLGS下地撤去 / 間仕切設置後、仕上材張り				改修工事部位に付帯する物品は撤去、必要に応じて移設(取外し・再取付)	工事対象外	工事対象外
		既設	コンクリート［残置］	フローリングブロック ロング型 カルプ付 t12［残置］	±0	木製 H75	LGS	腰上:ポリ合板 t4(目透し)　［一部撤去 / 残置］	LGS	平場:化粧PB t9.5　［一部撤去 / 残置］	木製　［一部撤去 / 残置］	3,000	・新設建具(敷居)設置箇所:カッター・はつり取り	カーテン	×（無し）
						［一部撤去 / 残置］	［一部撤去 / 残置］	腰壁:積層フローリングボード t12 塗装品（FL+800以下）	［一部撤去 / 残置］	梁型:PB t9.5 + ビニルクロス　［一部撤去 / 残置］	塩ビ製［一部撤去 / 残置］	2,800	・スライディングウォール(×2箇所)　［撤去］	［残置］	—
		改修・新設				木製 H75	LGS	腰上:GB-F t12.5+12.5 + ビニルクロス　［新設］	LGS	平場:GB-D t9.5　［新設］	木製　［新設］	3,000	・防火区画貫通処理：金属管「単管」用(25)×20箇所(暫定)		［別途］
						［新設］	［新設］	腰壁:GB-F t12.5+12.5 + 複合フローリング t12 塗装品（FL+800以下）	［新設］	梁型:GB-R t9.5 + ビニルクロス　［新設］	塩ビ製［新設］	2,800			
	４年ＣＲ-１～３ オープンスペース	工事概要	既設残置。但し、建具工事箇所はその他欄参照			同右	既設間仕切の一部撤去の上、間仕切新設		新設間仕切に伴なう一部の天井仕上材ならびにLGS下地撤去 / 間仕切設置後、仕上材張り				改修工事部位に付帯する物品は撤去、必要に応じて移設(取外し・再取付)	工事対象外	工事対象外
		既設	コンクリート［残置］	フローリングブロック ロング型 カルプ付 t12［残置］	±0	木製 H75	LGS	腰上:ポリ合板 t4(目透し)　［一部撤去 / 残置］	LGS	平場:化粧PB t9.5　［一部撤去 / 残置］	木製　［一部撤去 / 残置］	3,000	・新設建具(敷居)設置箇所:カッター・はつり取り	カーテン	×（無し）
						［一部撤去 / 残置］	［一部撤去 / 残置］	腰壁:積層フローリングボード t12 塗装品（FL+800以下）	［一部撤去 / 残置］	梁型:PB t9.5 + ビニルクロス　［一部撤去 / 残置］	塩ビ製［一部撤去 / 残置］	2,800	・スライディングウォール(×2箇所)　［撤去］	［残置］	—
		改修・新設				木製 H75	LGS	腰上:GB-F t12.5+12.5 + ビニルクロス　［新設］	LGS	平場:GB-D t9.5　［新設］	木製　［新設］	3,000	・防火区画貫通処理：金属管「単管」用(25)×20箇所(暫定)		［別途］
						［新設］	［新設］	腰壁:GB-F t12.5+12.5 + 複合フローリング t12 塗装品（FL+800以下）	［新設］	梁型:GB-R t9.5 + ビニルクロス　［新設］	塩ビ製［新設］	2,800			
	５年ＣＲ-１～３ オープンスペース	工事概要	既設残置。但し、建具工事箇所はその他欄参照			同右	既設間仕切の一部撤去の上、間仕切新設		新設間仕切に伴なう一部の天井仕上材ならびにLGS下地撤去 / 間仕切設置後、仕上材張り				改修工事部位に付帯する物品は撤去、必要に応じて移設(取外し・再取付)	工事対象外	工事対象外
		既設	コンクリート［残置］	フローリングブロック ロング型 カルプ付 t12［残置］	±0	木製 H75	LGS	腰上:ポリ合板 t4(目透し)　［一部撤去 / 残置］	LGS	平場:化粧PB t9.5　［一部撤去 / 残置］	木製　［一部撤去 / 残置］	3,000	・新設建具(敷居)設置箇所:カッター・はつり取り	カーテン	×（無し）
						［一部撤去 / 残置］	［一部撤去 / 残置］	腰壁:積層フローリングボード t12 塗装品（FL+800以下）	［一部撤去 / 残置］	梁型:PB t9.5 + ビニルクロス　［一部撤去 / 残置］	塩ビ製［一部撤去 / 残置］	2,800	・スライディングウォール(×2箇所)　［撤去］	［残置］	—
		改修・新設				木製 H75	LGS	腰上:GB-F t12.5+12.5 + ビニルクロス　［新設］	LGS	平場:GB-D t9.5　［新設］	木製　［新設］	3,000	・防火区画貫通処理：金属管「単管」用(25)×20箇所(暫定)		［別途］
						［新設］	［新設］	腰壁:GB-F t12.5+12.5 + 複合フローリング t12 塗装品（FL+800以下）	［新設］	梁型:GB-R t9.5 + ビニルクロス　［新設］	塩ビ製［新設］	2,800			
	６年ＣＲ-１～４ オープンスペース	工事概要	既設残置。但し、建具工事箇所はその他欄参照			同右	既設間仕切の一部撤去の上、間仕切新設		新設間仕切に伴なう一部の天井仕上材ならびにLGS下地撤去 / 間仕切設置後、仕上材張り				改修工事部位に付帯する物品は撤去、必要に応じて移設(取外し・再取付)	工事対象外	工事対象外
		既設	コンクリート［残置］	フローリングブロック ロング型 カルプ付 t12［残置］	±0	木製 H75	LGS	腰上:ポリ合板 t4(目透し)　［一部撤去 / 残置］	LGS	平場:化粧PB t9.5　［一部撤去 / 残置］	木製　［一部撤去 / 残置］	3,000	・新設建具(敷居)設置箇所:カッター・はつり取り	カーテン	×（無し）
						［一部撤去 / 残置］	［一部撤去 / 残置］	腰壁:積層フローリングボード t12 塗装品（FL+800以下）	［一部撤去 / 残置］	梁型:PB t9.5 + ビニルクロス　［一部撤去 / 残置］	塩ビ製［一部撤去 / 残置］	2,800	・スライディングウォール(×3箇所)　［撤去］	［残置］	—
		改修・新設				木製 H75	LGS	腰上:GB-F t12.5+12.5 + ビニルクロス　［新設］	LGS	平場:GB-D t9.5　［新設］	木製　［新設］	3,000	・防火区画貫通処理：金属管「単管」用(25)×25箇所(暫定)		［別途］
						［新設］	［新設］	腰壁:GB-F t12.5+12.5 + 複合フローリング t12 塗装品（FL+800以下）	［新設］	梁型:GB-R t9.5 + ビニルクロス　［新設］	塩ビ製［新設］	2,800			
		工事概要													
		既設													
		改修・新設													
		工事概要													
		既設													
		改修・新設													
		工事概要													
		既設													
		改修・新設													

		Project　鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 —
		Drawing Title　建物概要・仕上表	Scale A3 —
			Drawing No. A-06



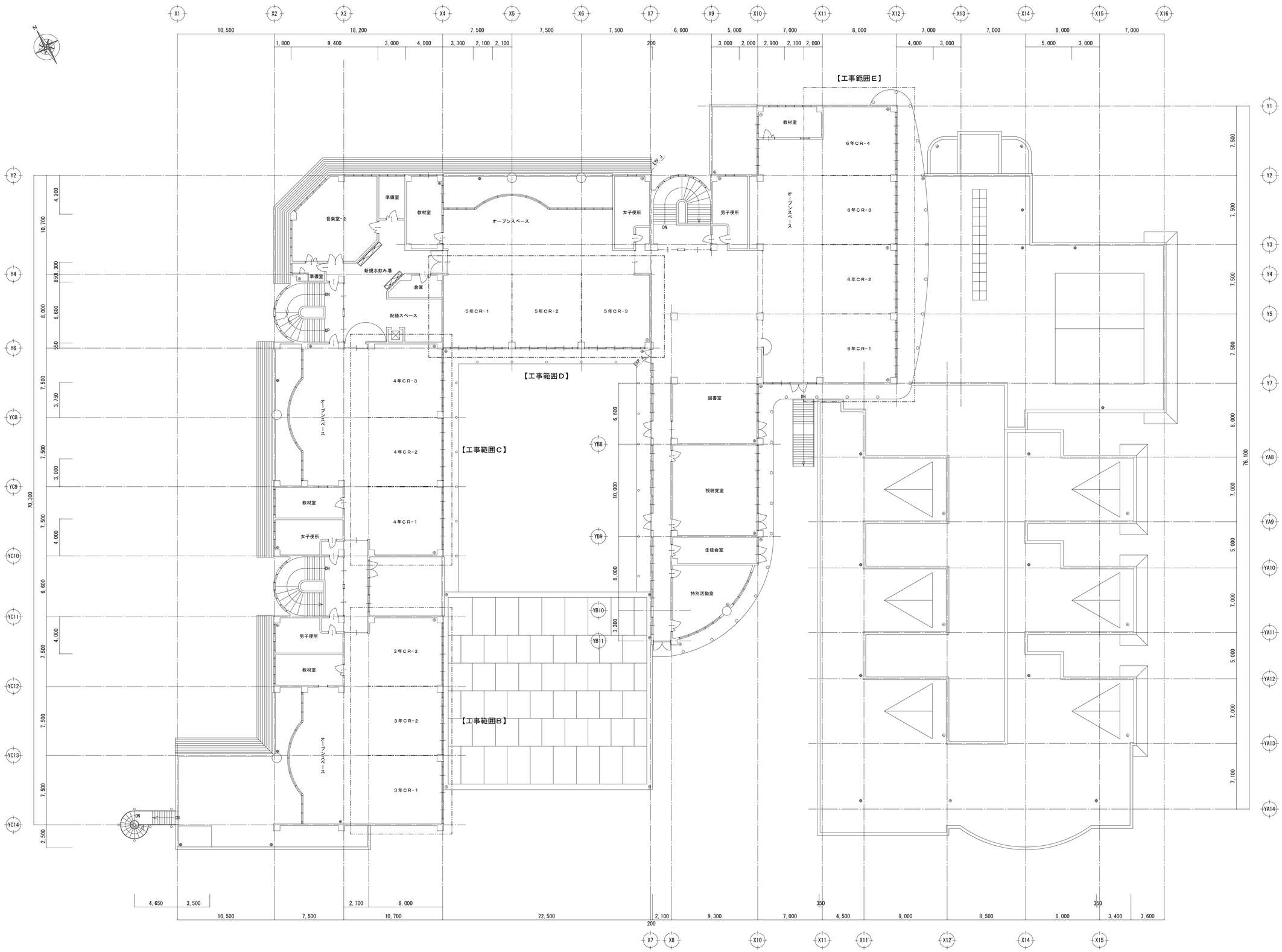
1階平面図（校舎棟）

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/200
Drawing Title	1階平面図（改修前）	Scale A3	1/400
		Drawing No.	A-07



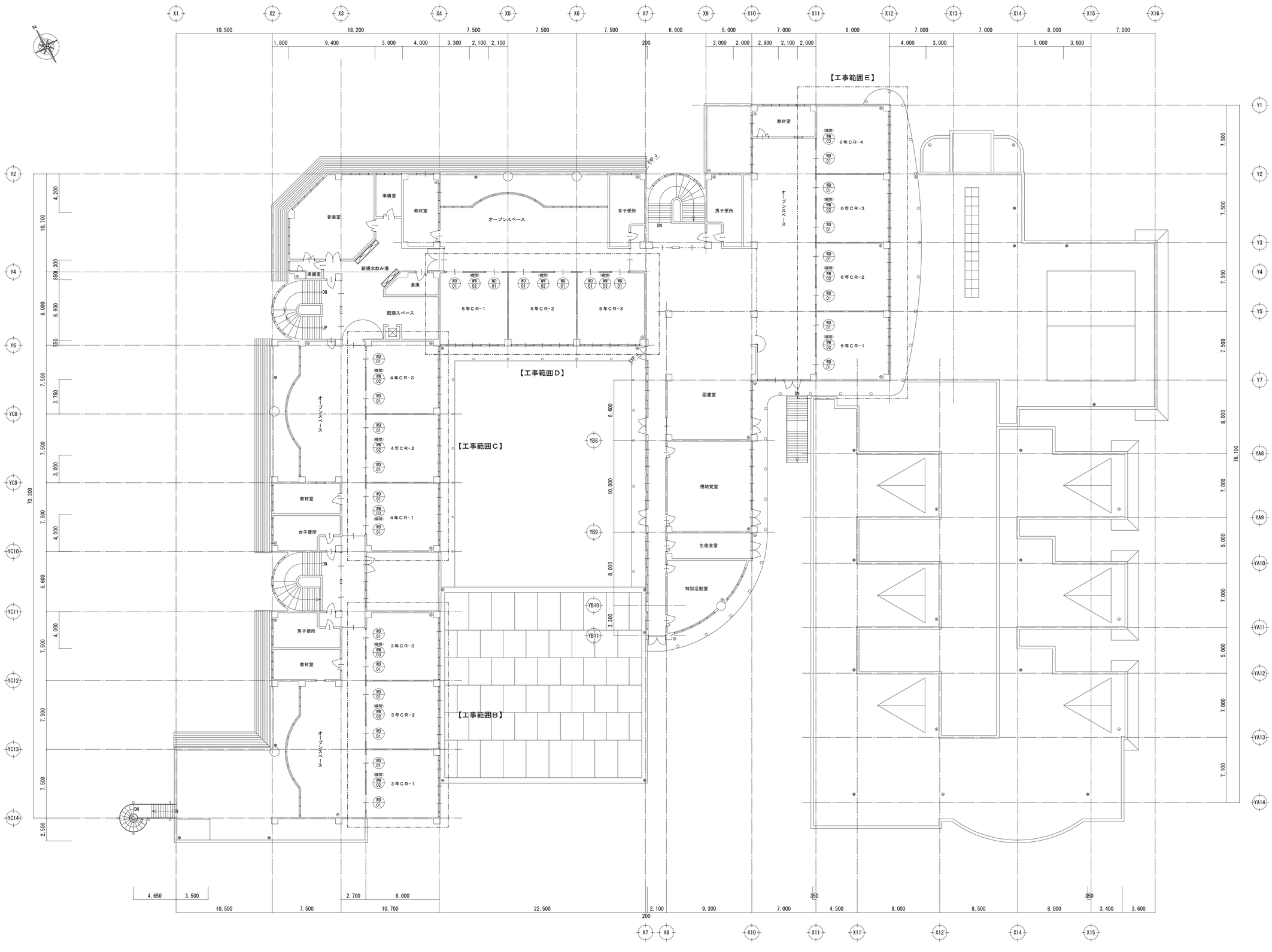
１階平面図（校舎棟）

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/200
Drawing Title	１階平面図（改修後）	Scale A3	1/400
		Drawing No.	A-08



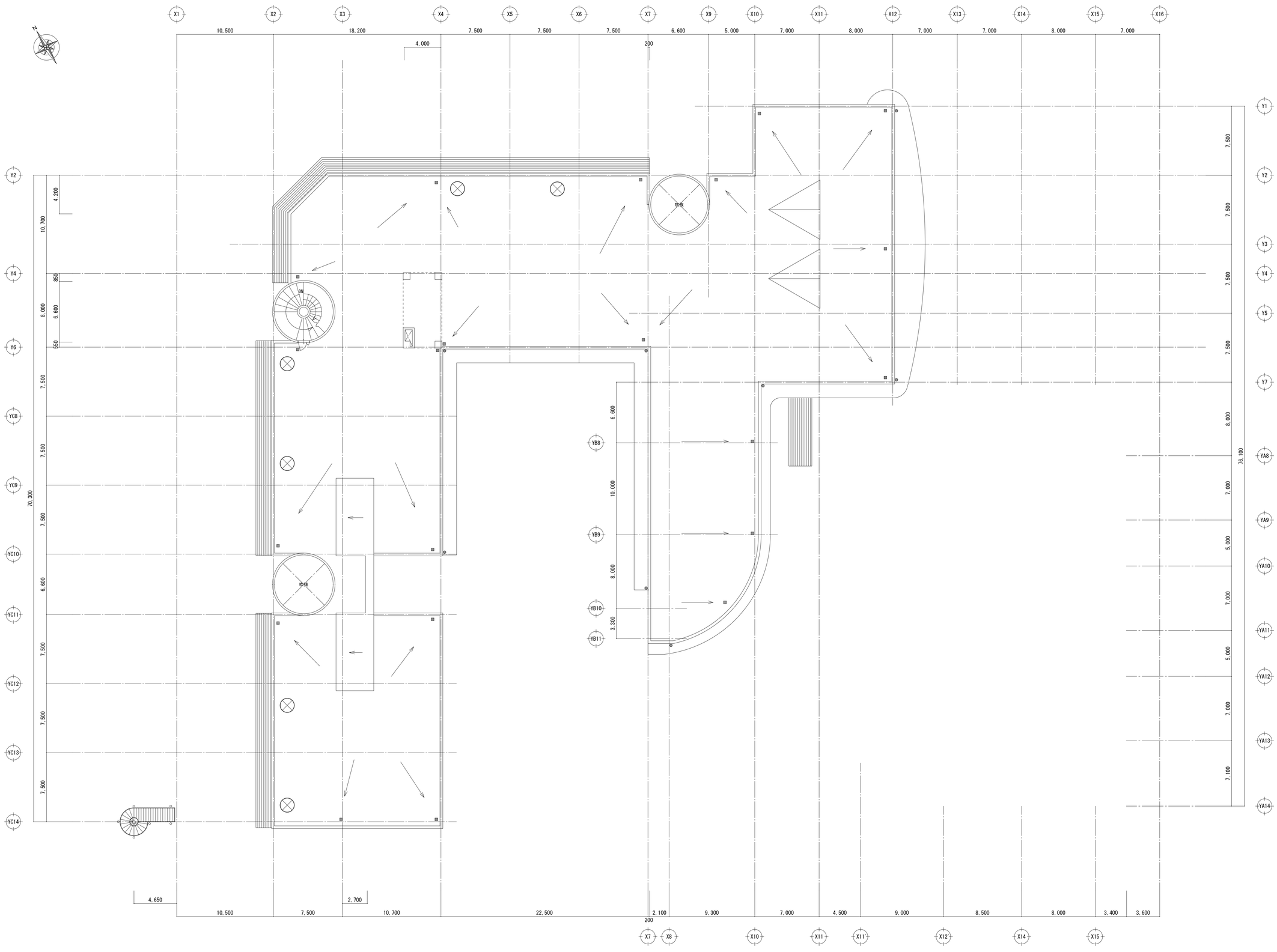
２階平面図（校舎棟）

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/200
Drawing Title	２階平面図（改修前）	Scale A3	1/400
		Drawing No.	A-09



２階平面図（校舎棟）

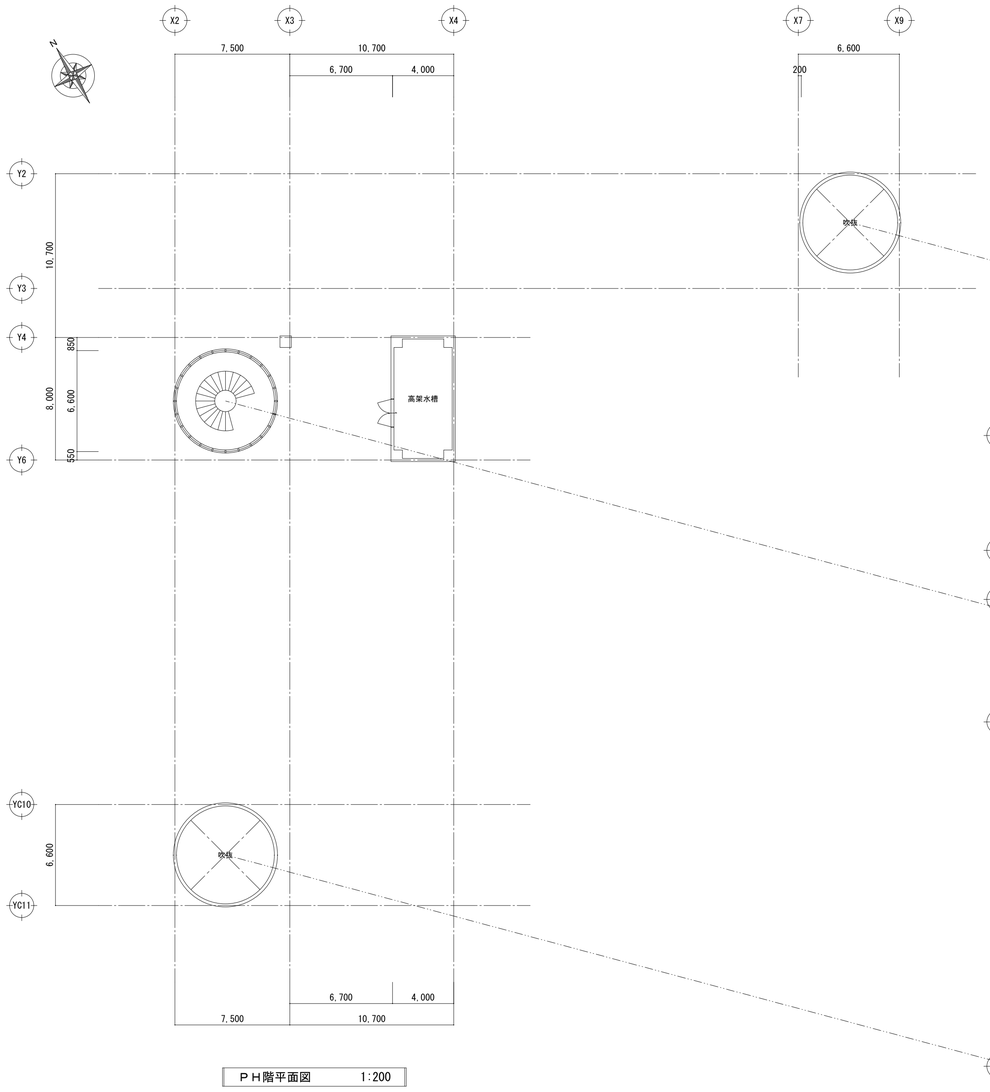
Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/200
Drawing Title	２階平面図（改修後）	Scale A3	1/400
		Drawing No.	A-10



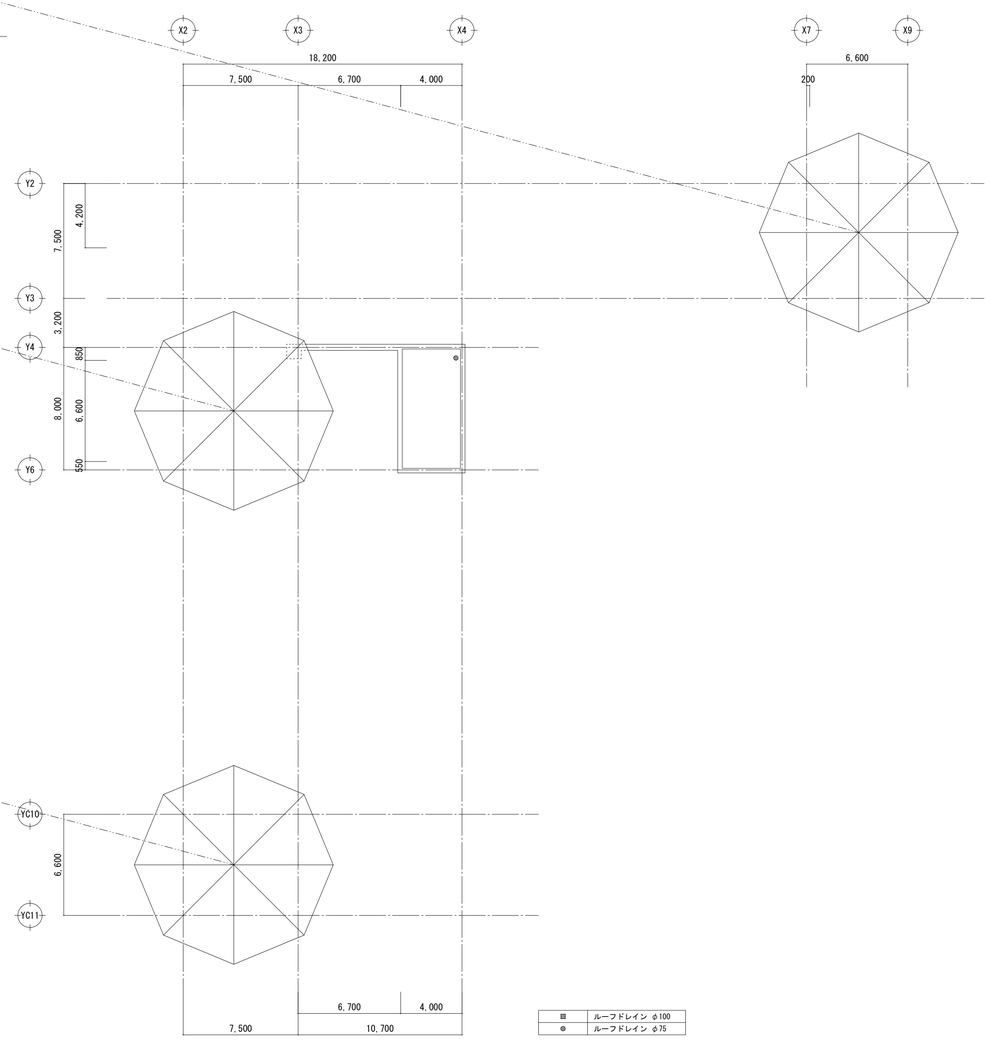
屋根伏図（校舎棟）

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/200
Drawing Title	屋根伏図 - 1【参考図】	Scale A3	1/400

Drawing No. A-11



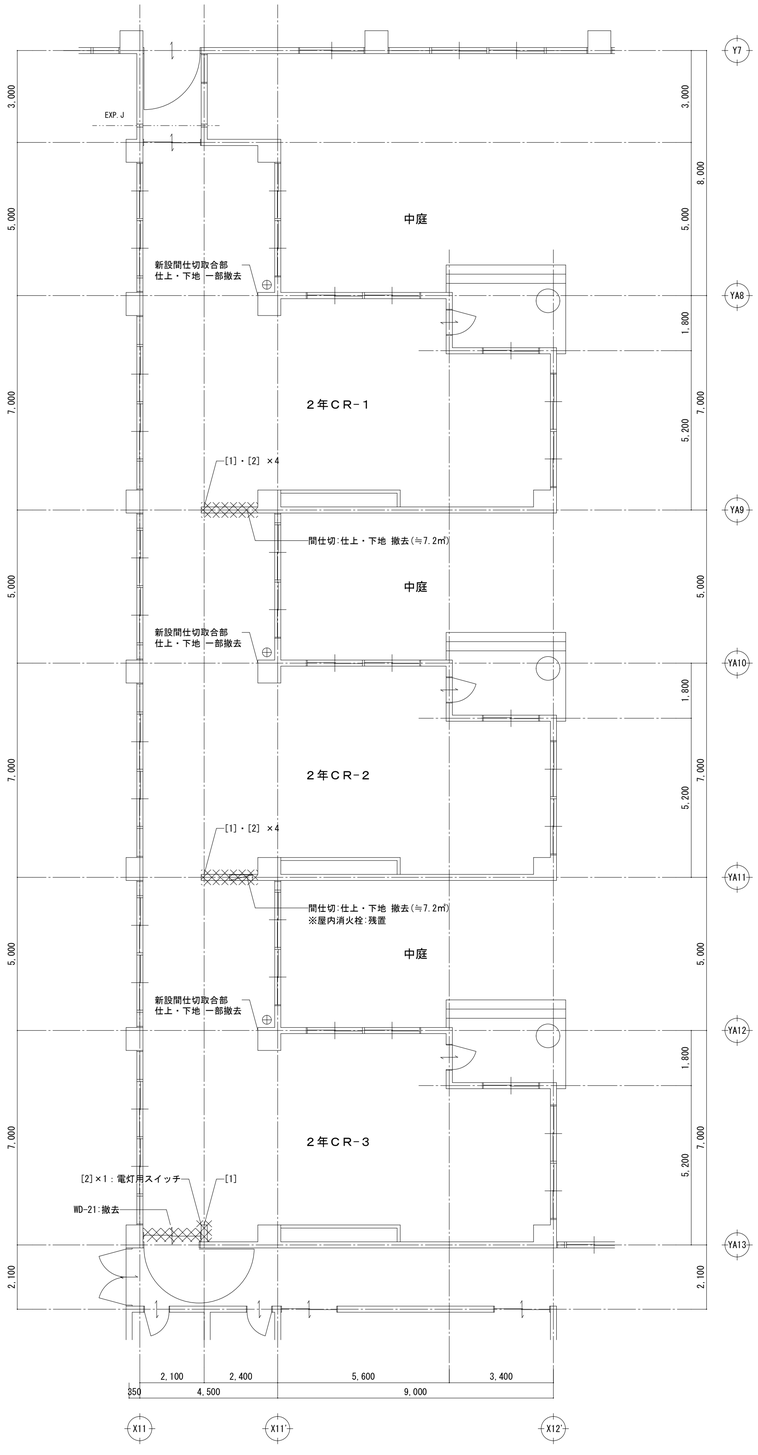
ＰＨ階平面図　　1:200



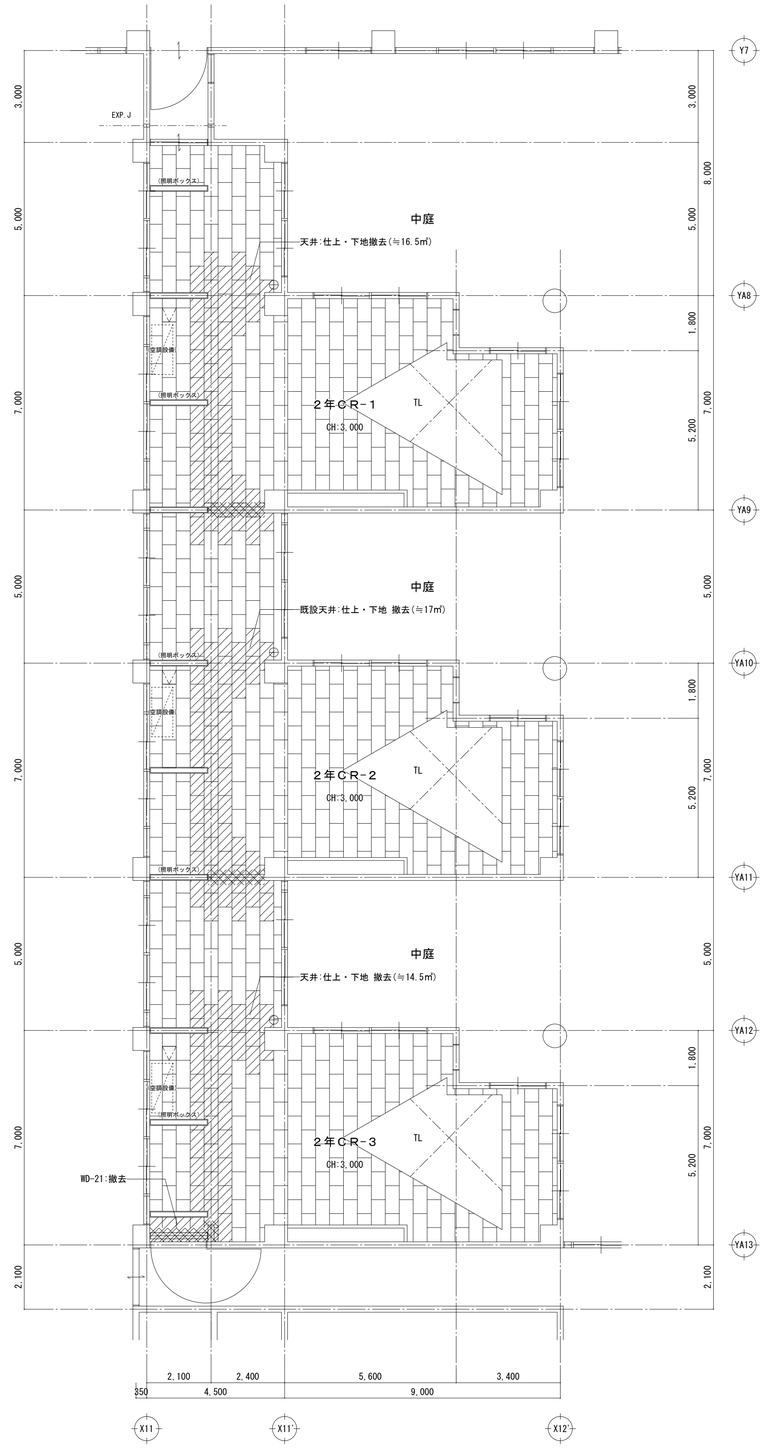
⊞	ルーフドレイン φ100
⊕	ルーフドレイン φ75

ＰＨ屋根伏図　　1:200

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/200
Drawing Title	屋根伏図 - 2【参考図】	Scale A3	1/400
		Drawing No.	A-12



平面図



天井伏図

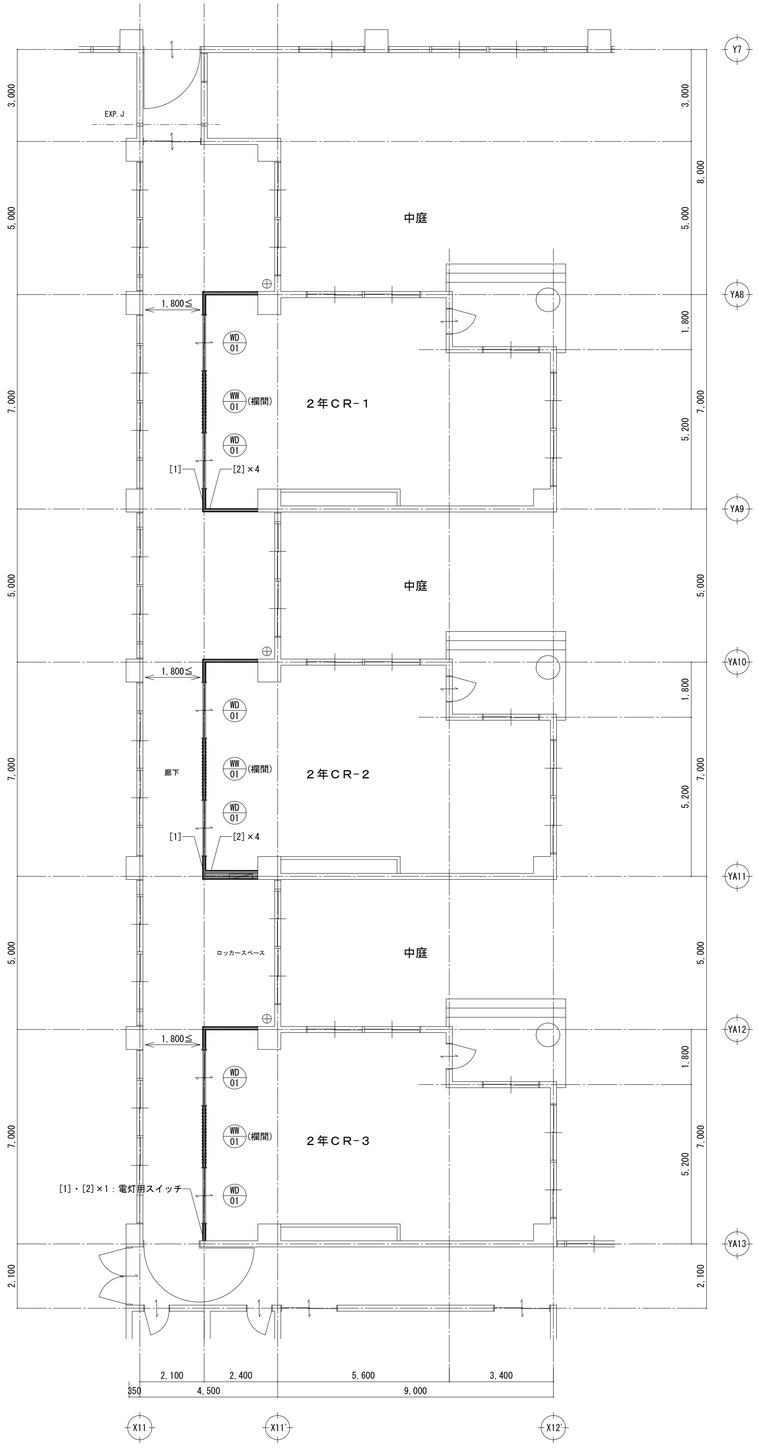
【凡例・注記】

▨	間仕切・建具：解体撤去範囲
▨	床・天井　：解体撤去範囲
▨	天井　：仕上改修範囲
[1]	サイン・付属金物 移設(取外し)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(取外し)

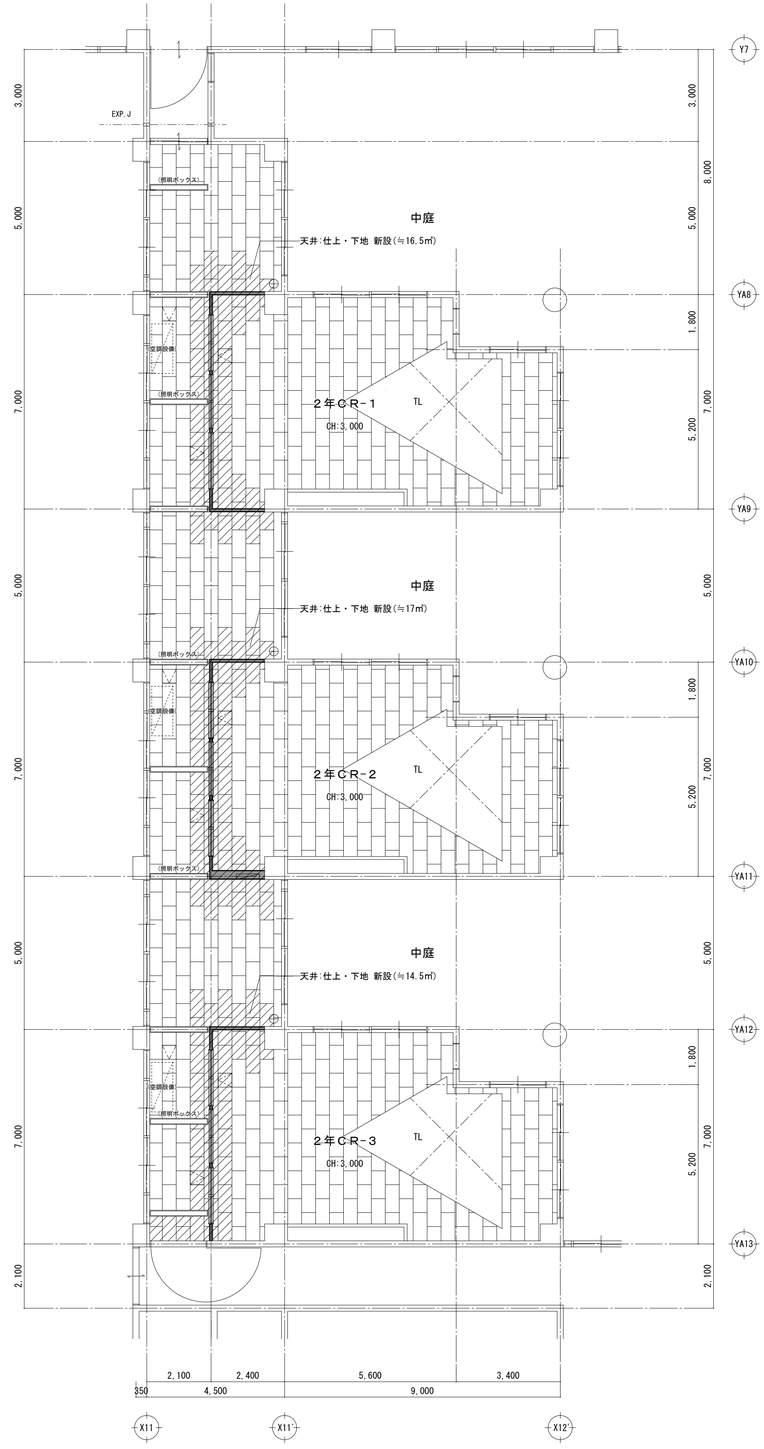
※ 撤去範囲・境界位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

※ 工事範囲において、図示の無い備品・什器類、
ならびに設備類が確認された場合は、
発注担当者に報告の上、対応判断とする

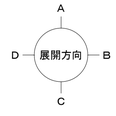
Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/100	Drawing No. A-13
Drawing Title	２年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	Scale A3 1/200	



平面図



天井伏図



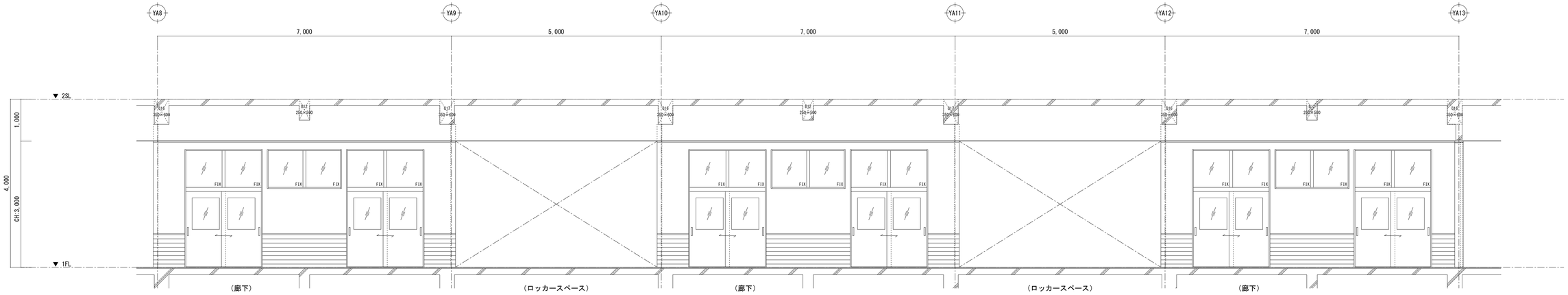
【凡例・注記】

	間仕切・建具：新設箇所
	床・天井　：新設範囲
	床・天井　：改修範囲
	天井点検口 450角 新設
[1]	サイン・付属金物 移設(再取付)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(再取付)

※ 新設間仕切位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

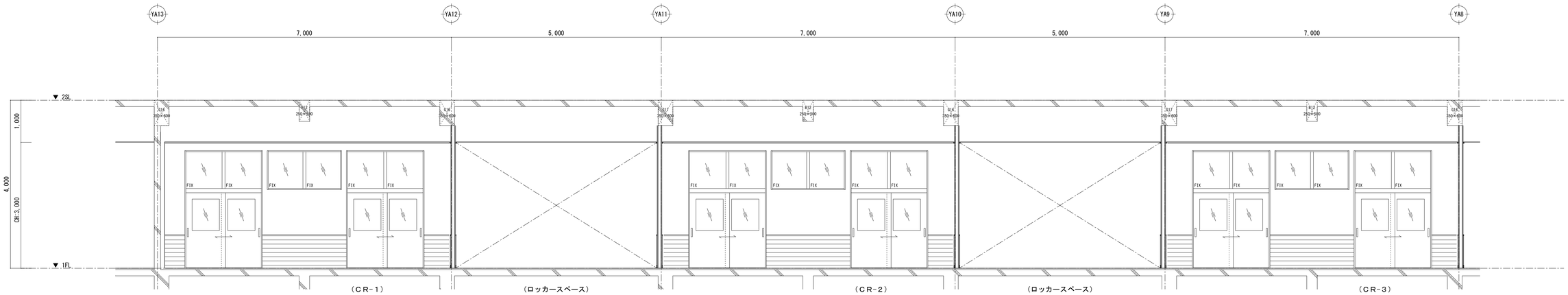
※ 令114条による防火上主要な間仕切(新設)を貫通する
こととなる既設配管類は、防火区画貫通処理材
(国土交通省認定品)による防火処理を施すこと。

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/200
Drawing Title	２年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）	Scale A3	1/400
		Drawing No.	A-14

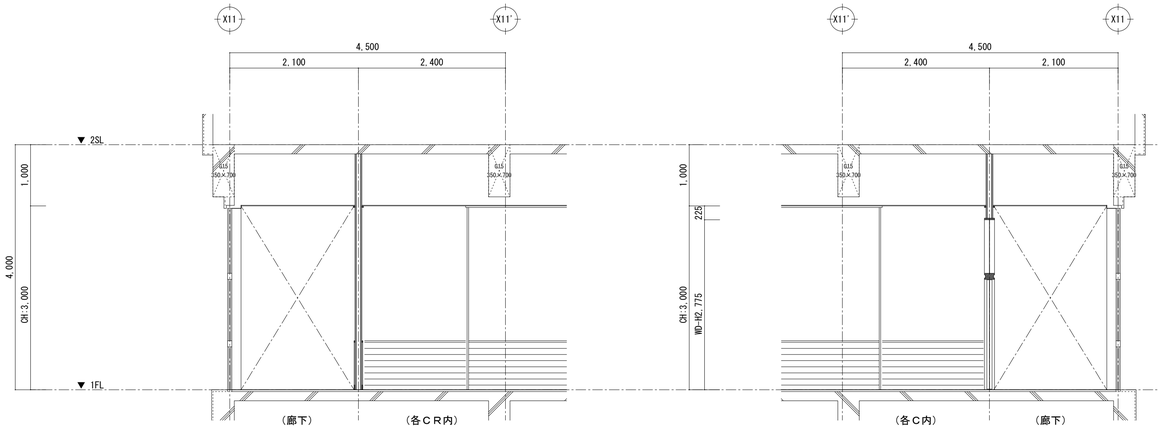


２年ＣＲ廻り

【Ｂ面】



【Ｄ面】

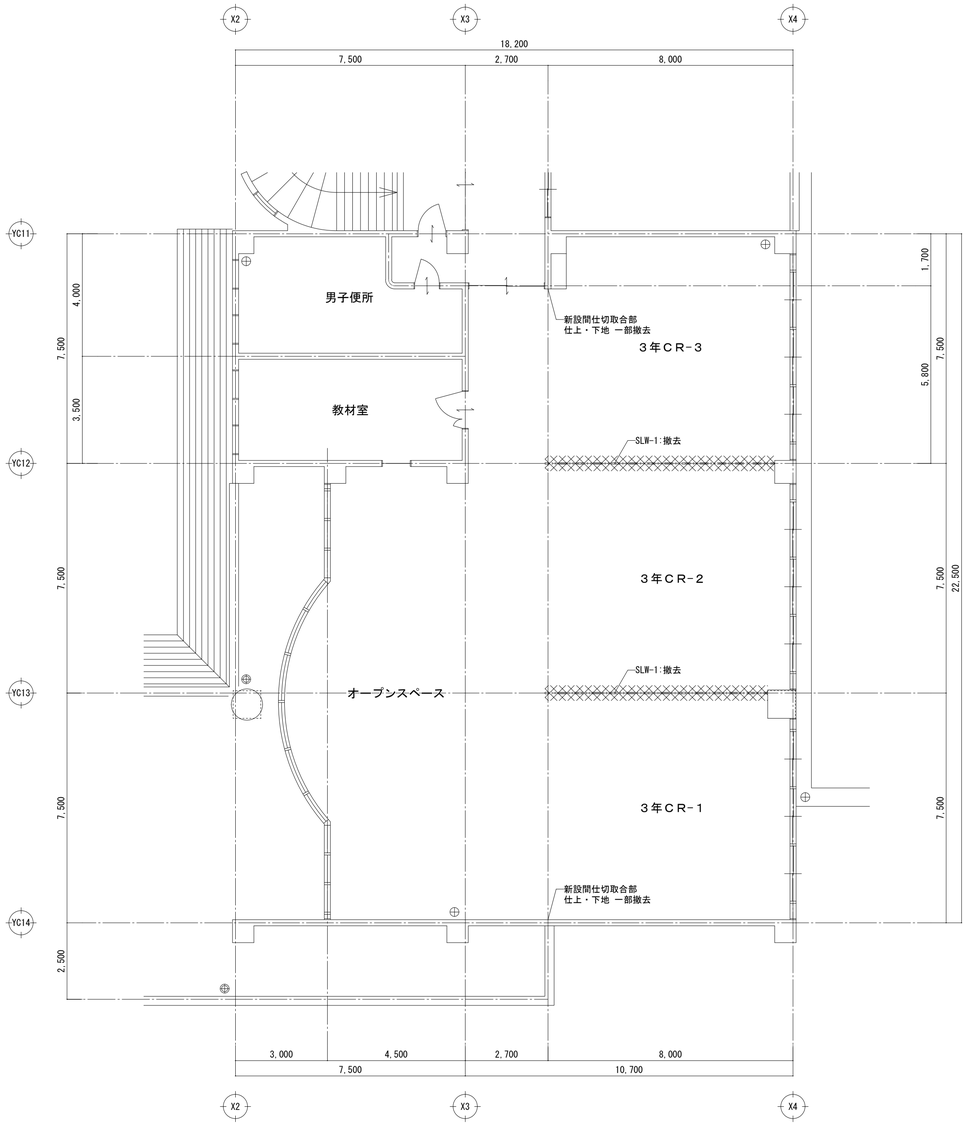


【Ａ面（※各ＣＲ標準展開図）】

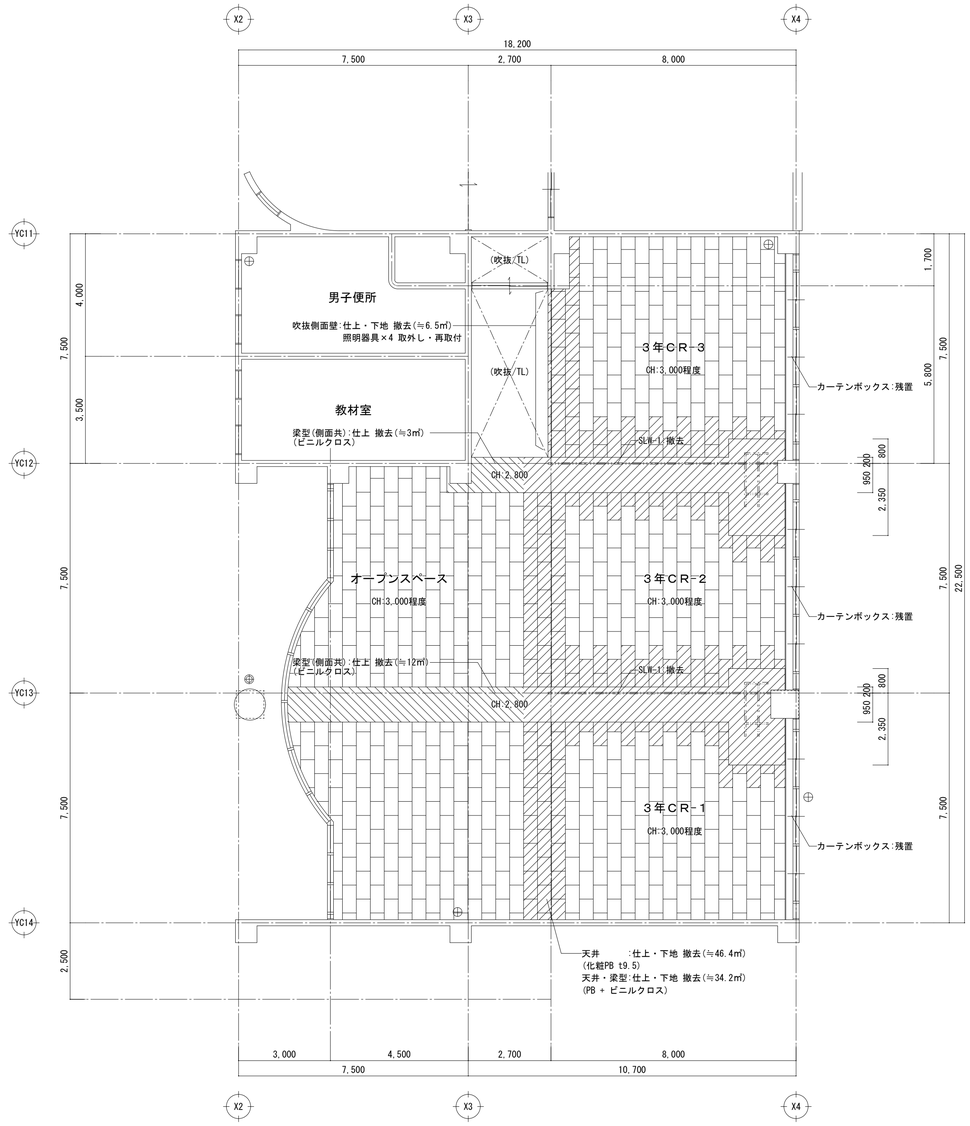
【Ｃ面（※各ＣＲ標準展開図）】

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/50
Drawing Title	２年ＣＲ 断面図（改修後）	Scale A3	1/100

Drawing No. A-15



平面図



天井伏図

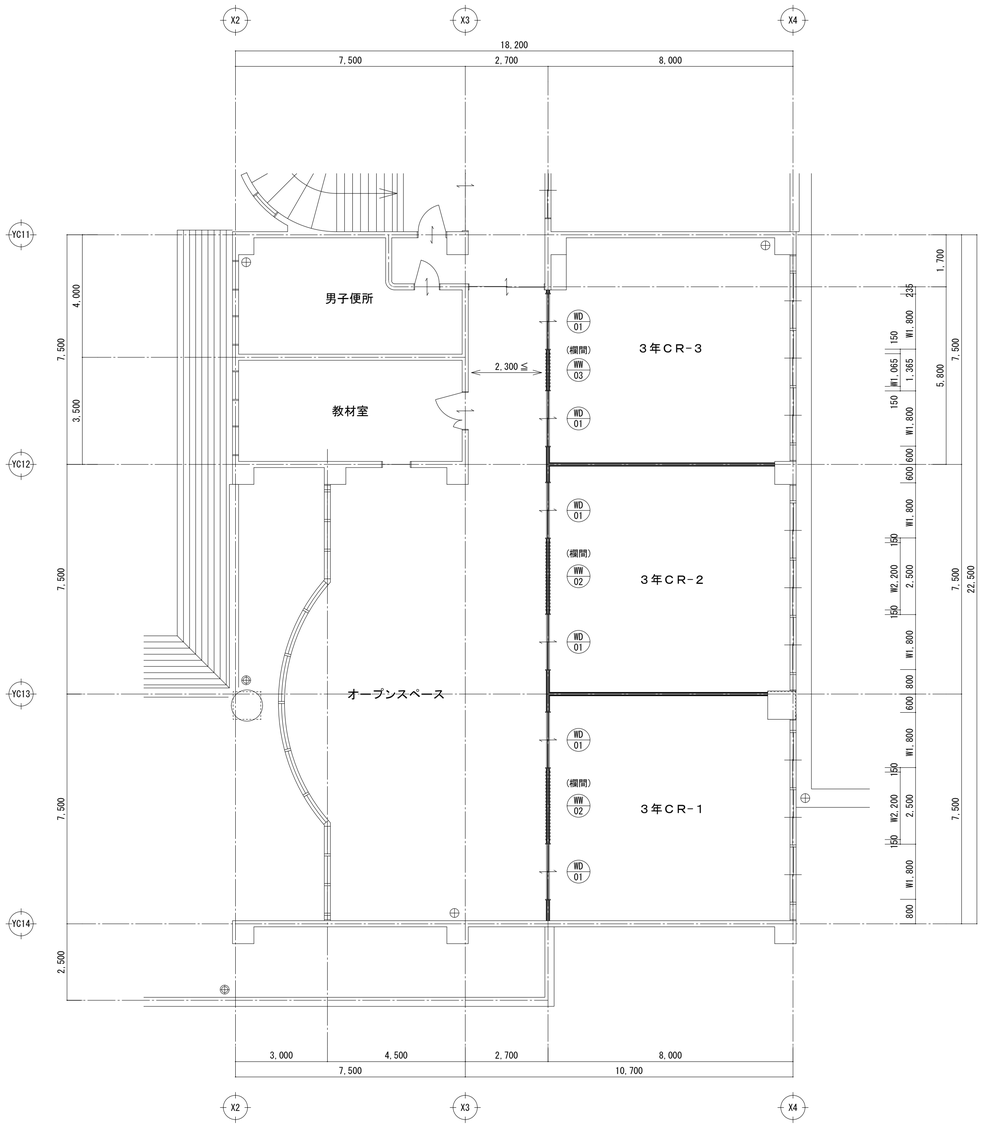
【凡例・注記】

	間仕切・建具：解体撤去範囲
	床・天井 ：解体撤去範囲
	天井 ：仕上改修範囲
[1]	サイン・付属金物 移設(取外し)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(取外し)

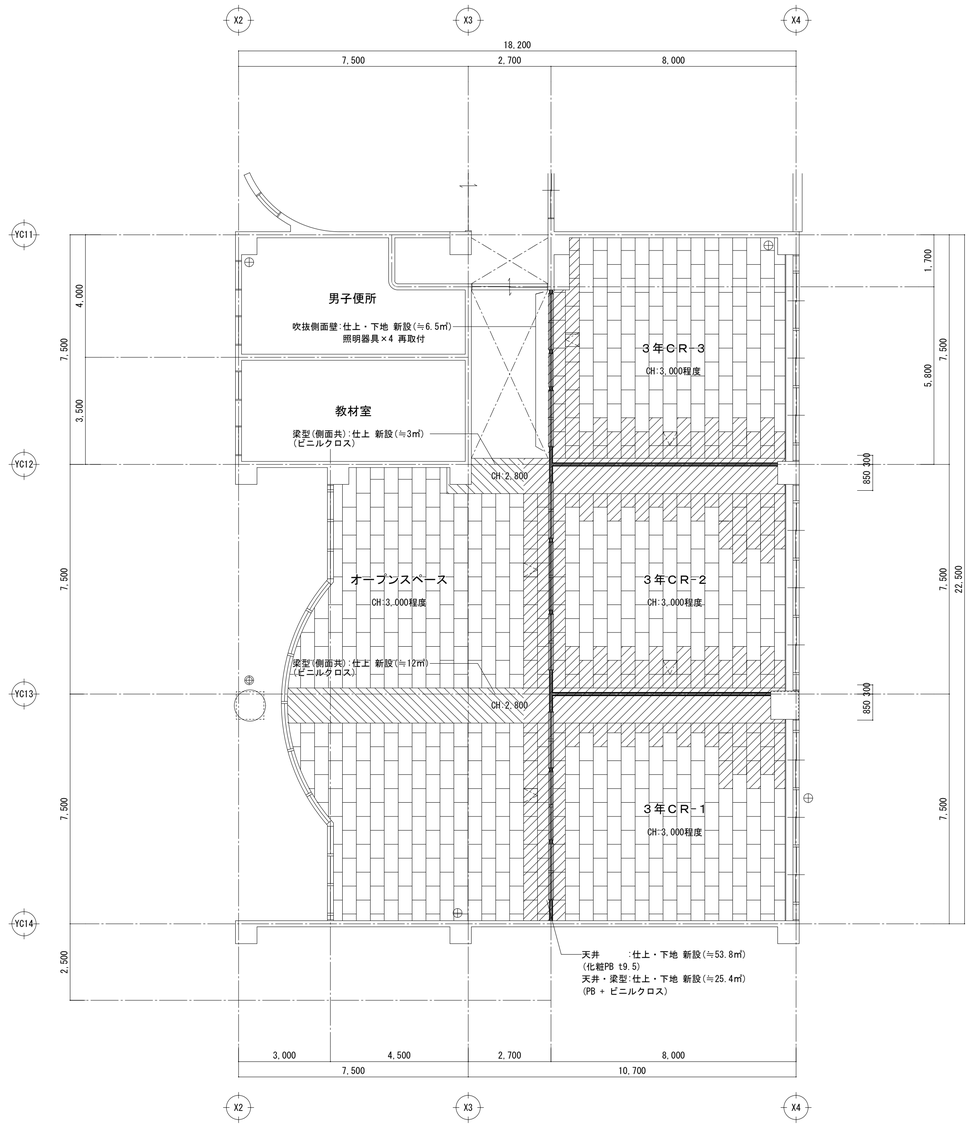
※ 撤去範囲・境界位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

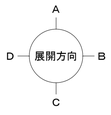
※ 工事範囲において、図示の無い備品・什器類、
ならびに設備類が確認された場合は、
発注担当者に報告の上、対応判断とする

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/100	Drawing No. A-16
Drawing Title	３年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	Scale A3 1/200	



平面図





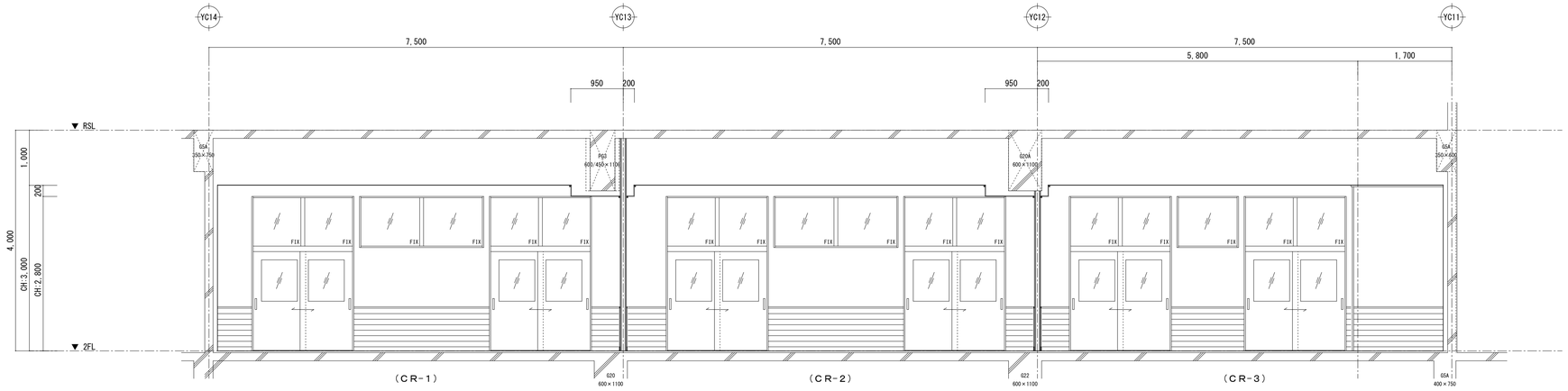
【凡例・注記】

	間仕切・建具：新設箇所
	床・天井 ：新設範囲
	床・天井 ：改修範囲
	天井点検口 450角 新設
[1]	サイン・付属金物 移設(再取付)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(再取付)

※ 新設間仕切位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

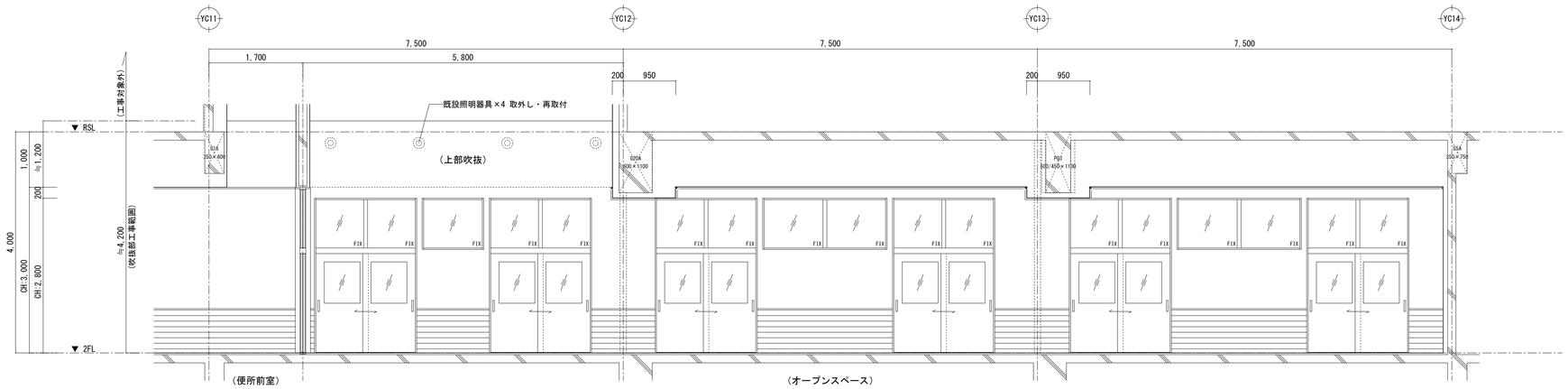
※ 令114条による防火上主要な間仕切(新設)を貫通する
こととなる既設配管類は、防火区画貫通処理材
(国土交通省認定品)による防火処理を施すこと。

Project	鶴舞小学校 教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/200	Drawing No. A-17
Drawing Title	３年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）	Scale A3 1/400	

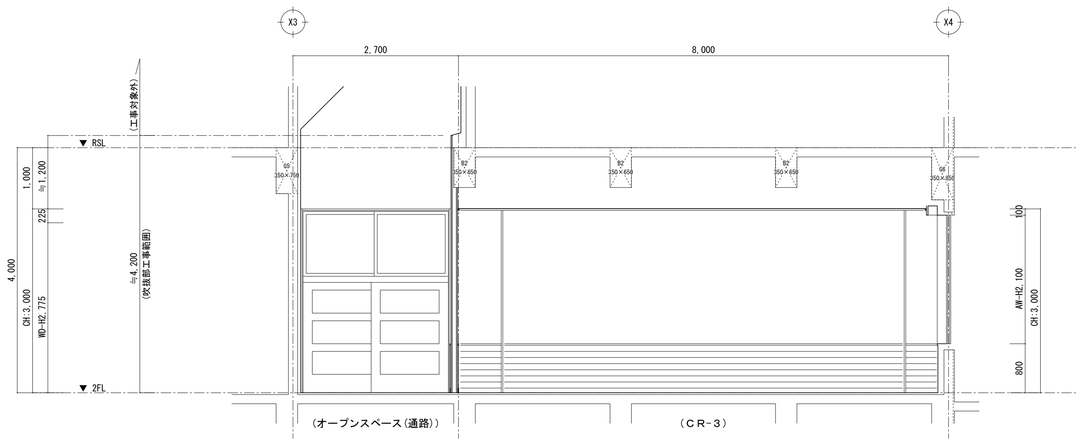


3年CR廻り

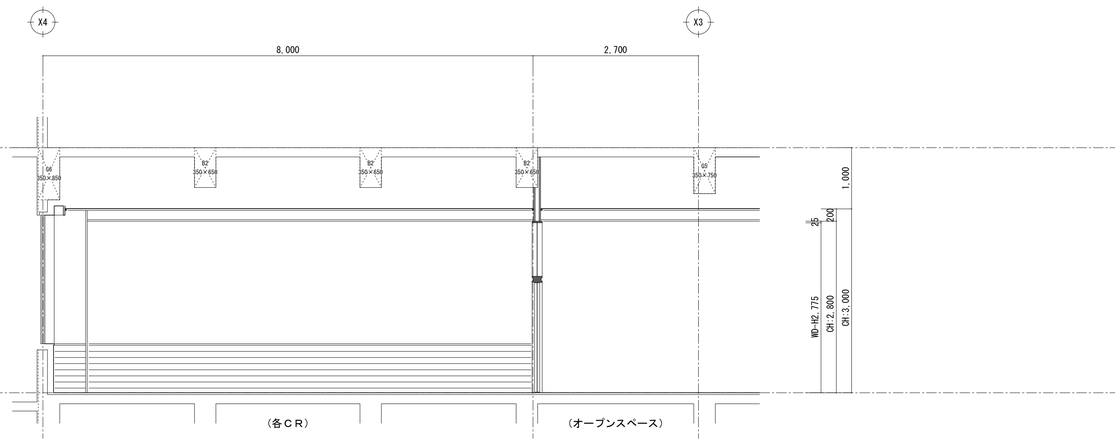
【D面】



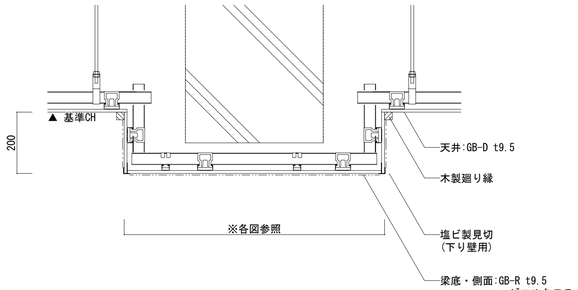
【B面】



【A面（CR-3）】

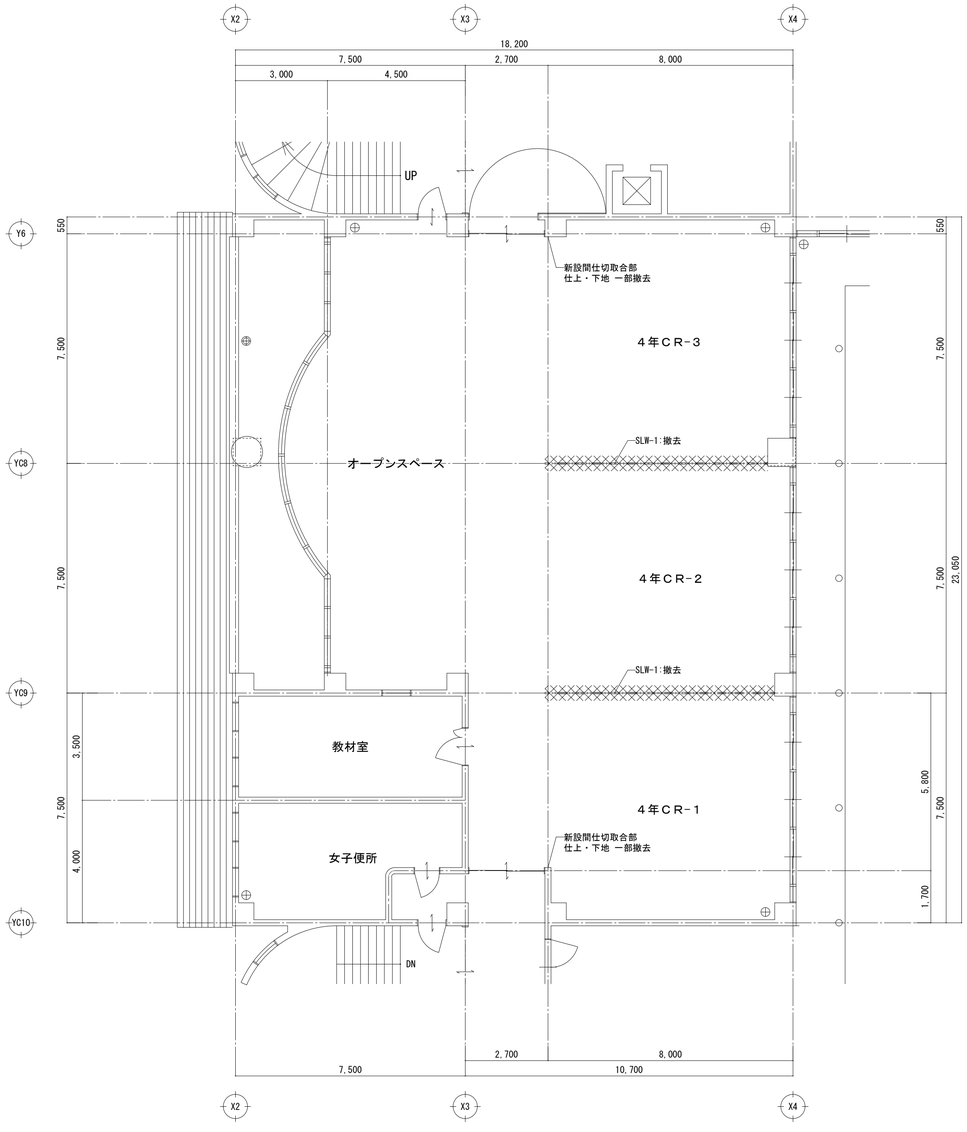


【C面（※各CR標準展開図）】

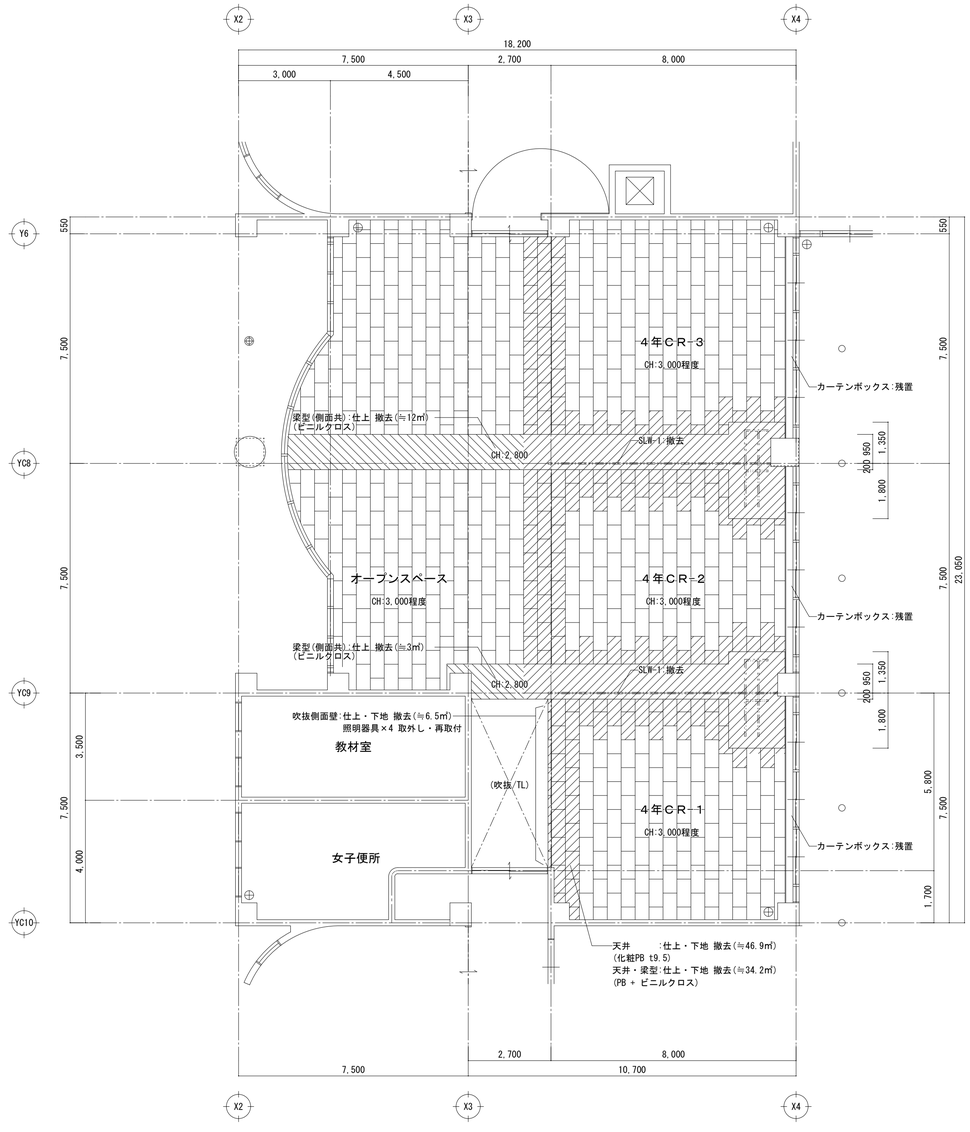


梁型 断面図（各所共通）

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/50	Drawing No. A-18
Drawing Title	3年CR 断面図（改修後）	Scale A3 1/100	



平面図



天井伏図

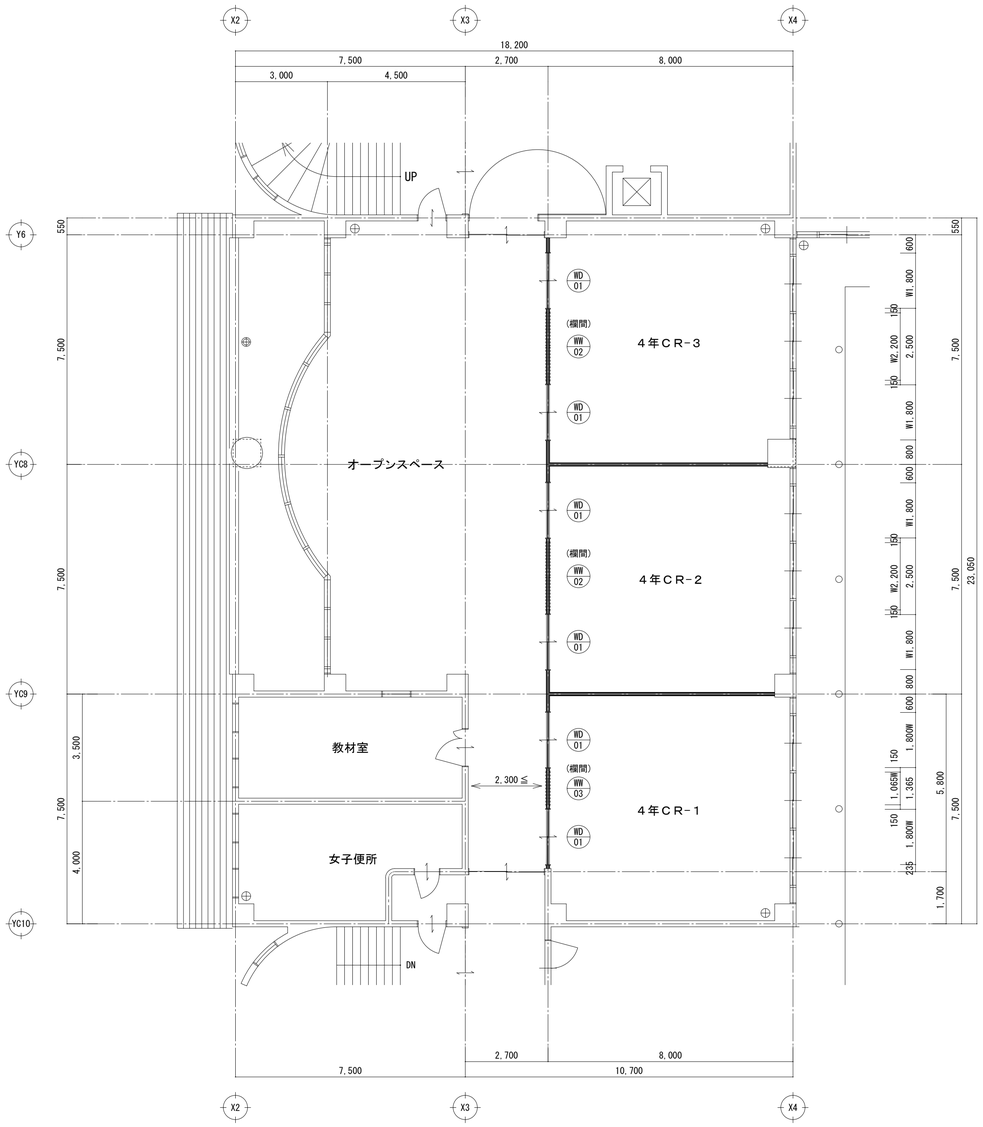
【凡例・注記】

	間仕切・建具：解体撤去範囲
	床・天井 ：解体撤去範囲
	天井 ：仕上改修範囲
[1]	サイン・付属金物 移設(取外し)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(取外し)

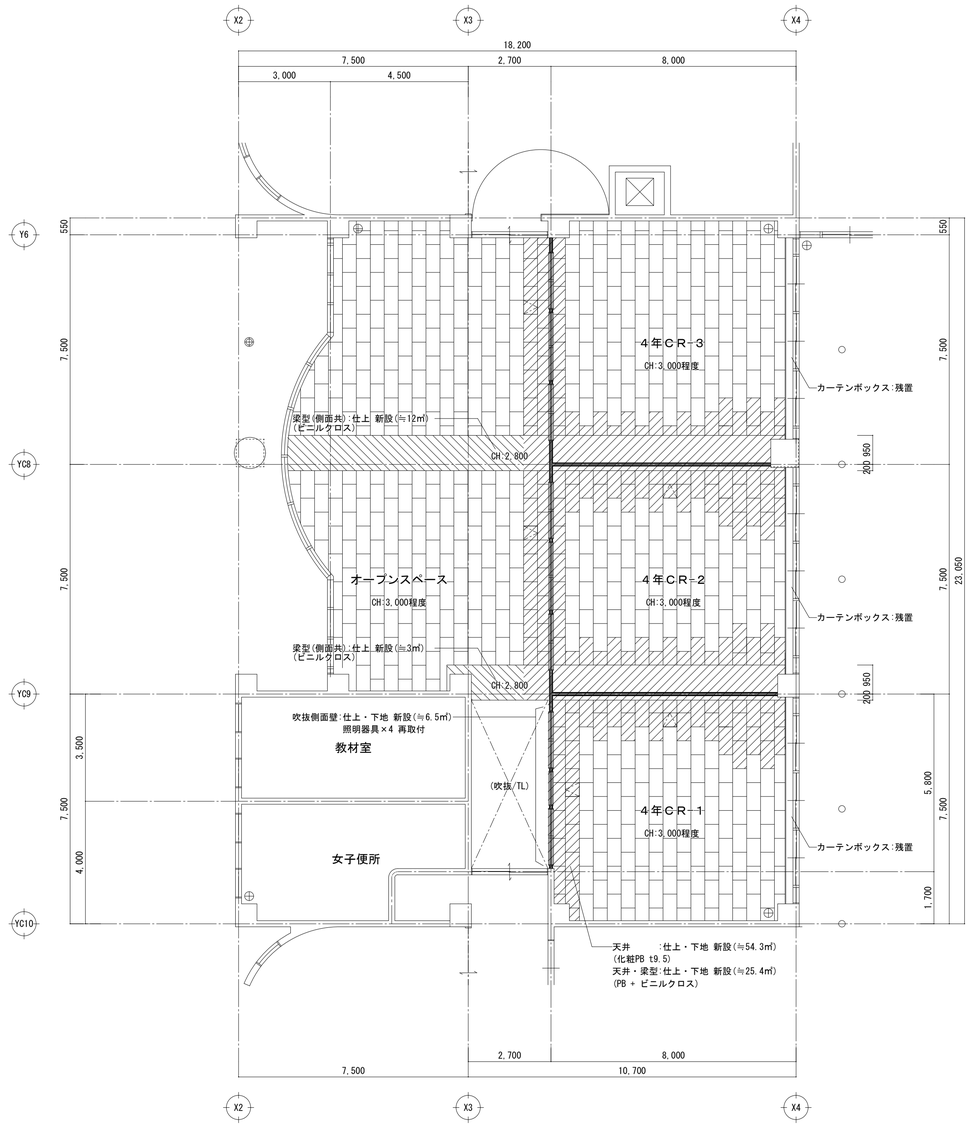
※ 撤去範囲・境界位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

※ 工事範囲において、図示の無い備品・什器類、
ならびに設備類が確認された場合は、
発注担当者に報告の上、対応判断とする

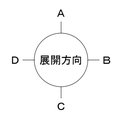
Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/100	Drawing No. A-19
Drawing Title	４年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	Scale A3 1/200	



平面図



天井伏図



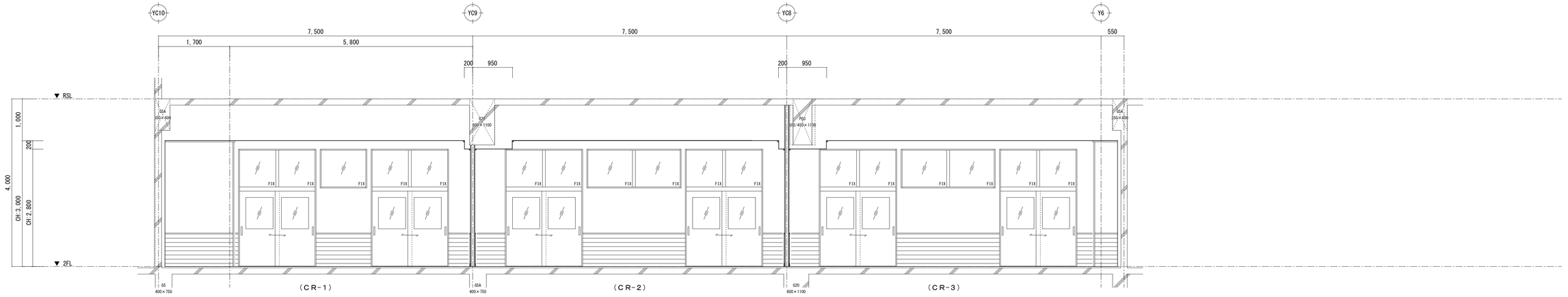
【凡例・注記】

	間仕切・建具：新設箇所
	床・天井 ：新設範囲
	床・天井 ：改修範囲
	天井点検口 450角 新設
[1]	サイン・付属金物 移設(再取付)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(再取付)

※ 新設間仕切位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

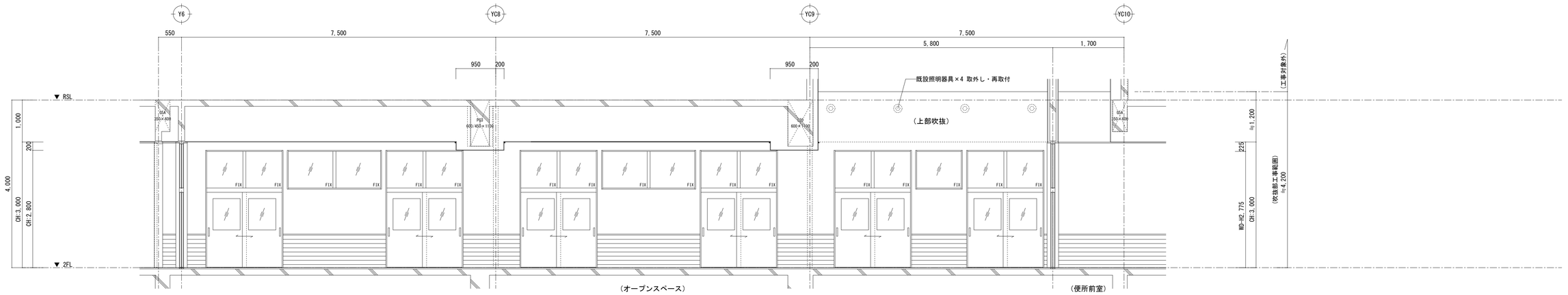
※ 令114条による防火上主要な間仕切(新設)を貫通する
こととなる既設配管類は、防火区画貫通処理材
(国土交通省認定品)による防火処理を施すこと。

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/200	Drawing No. A-20
Drawing Title	４年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修後）	Scale A3 1/400	

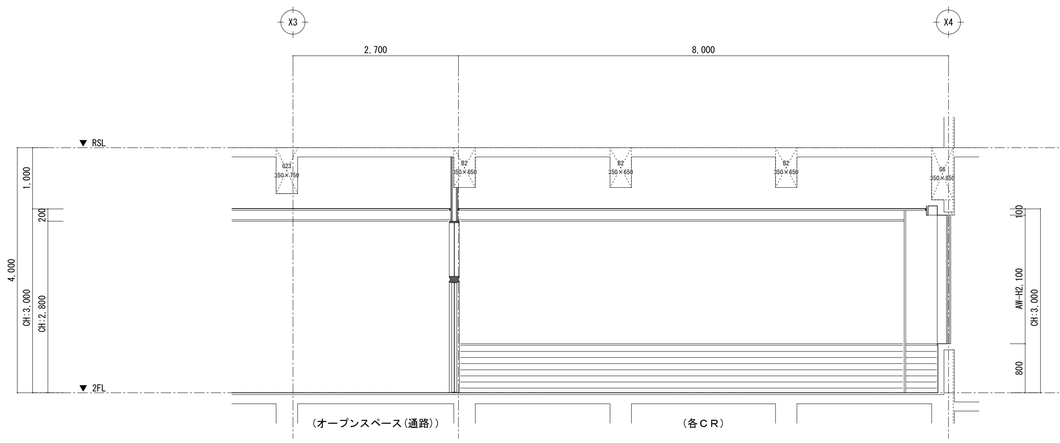


4年CR廻り

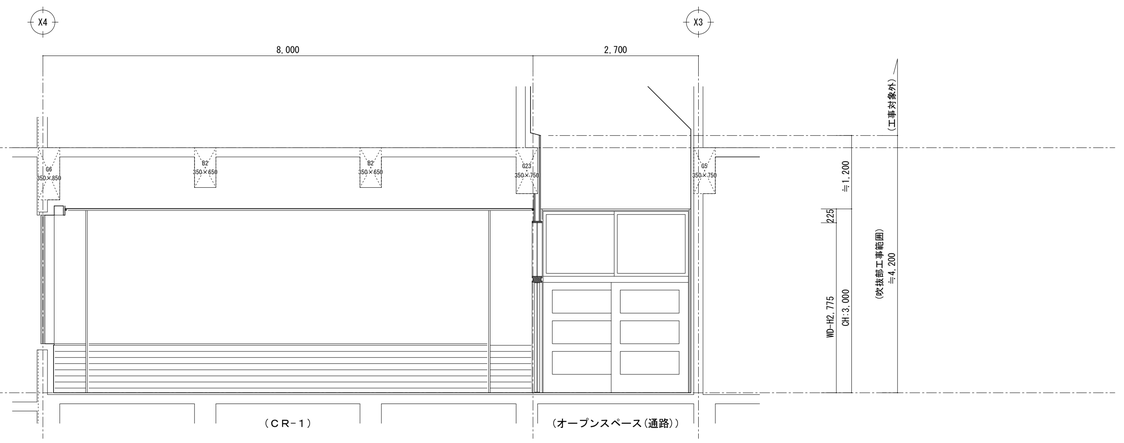
【D面】



【B面】

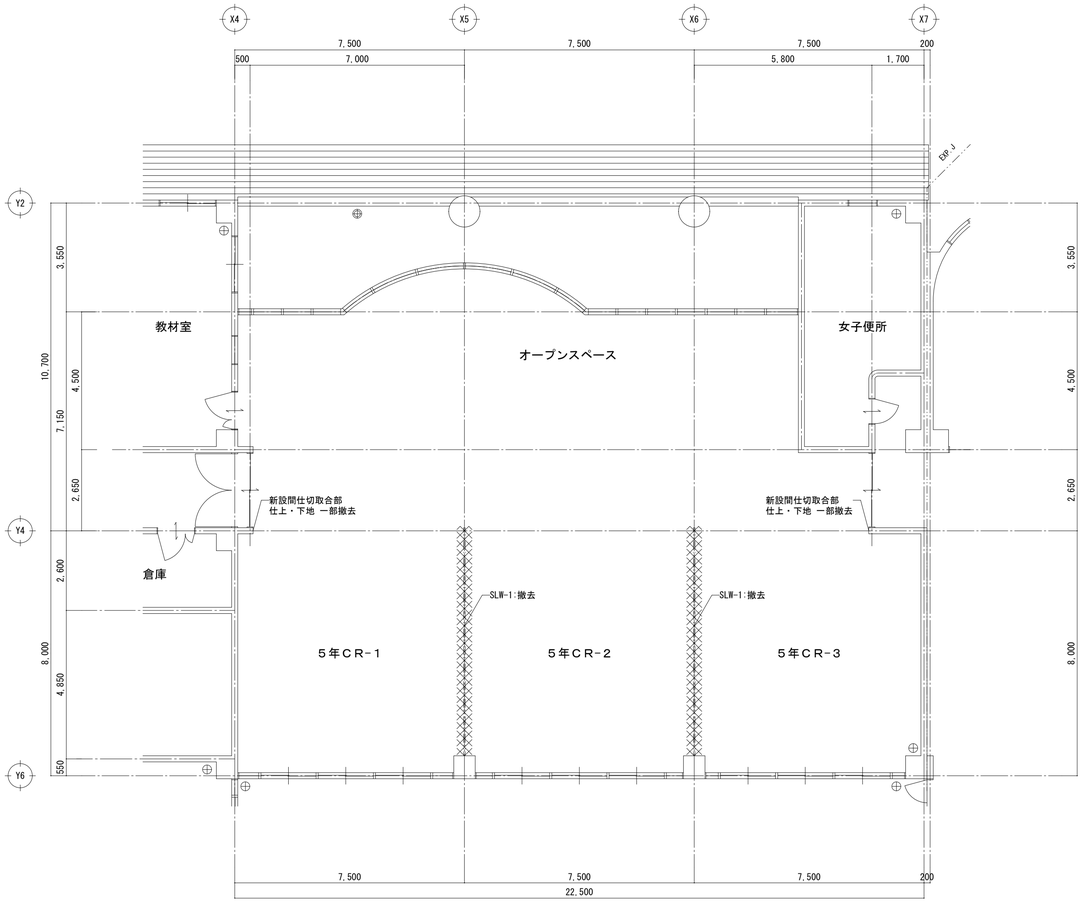


【A面（※各CR標準展開図）】

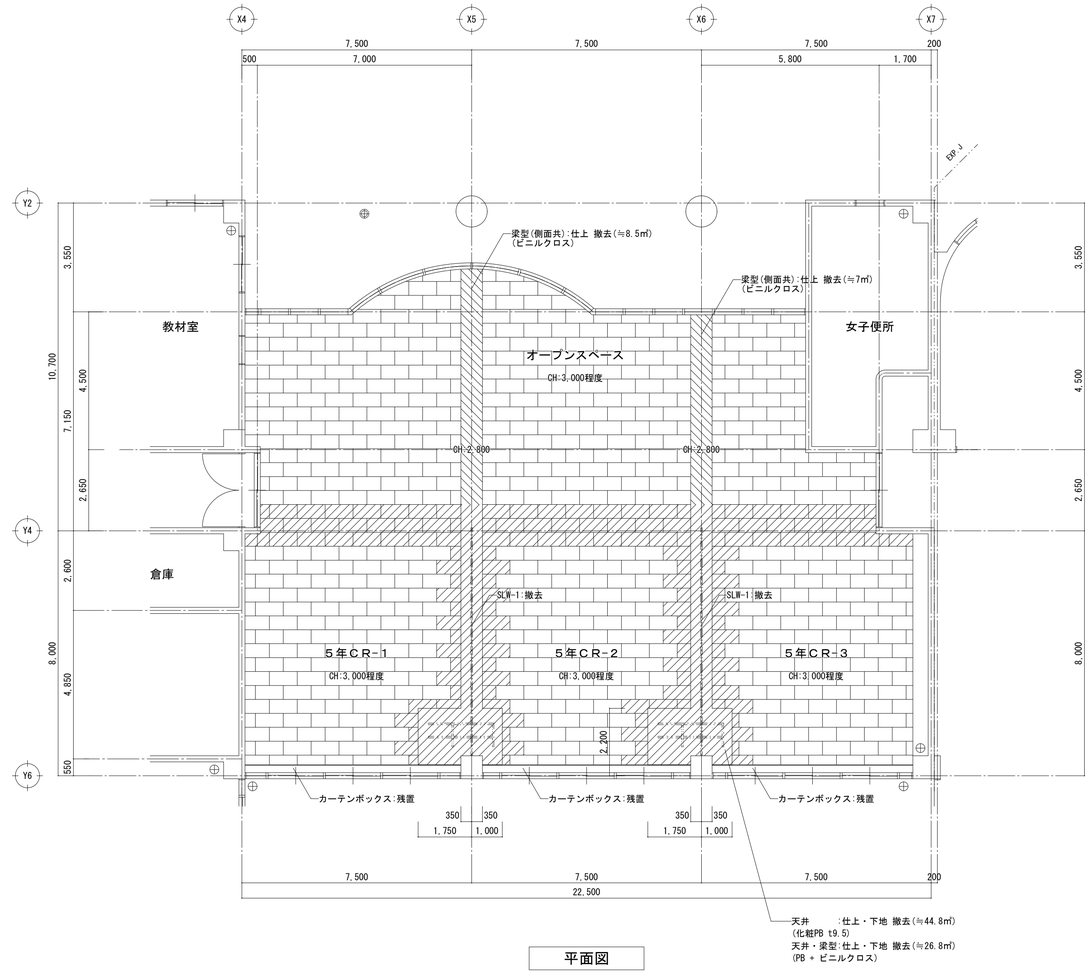


【C面（CR−1）】

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/50
Drawing Title	4年CR 断面図（改修後）	Scale A3	1/100
		Drawing No.	A-21



平面図



平面図

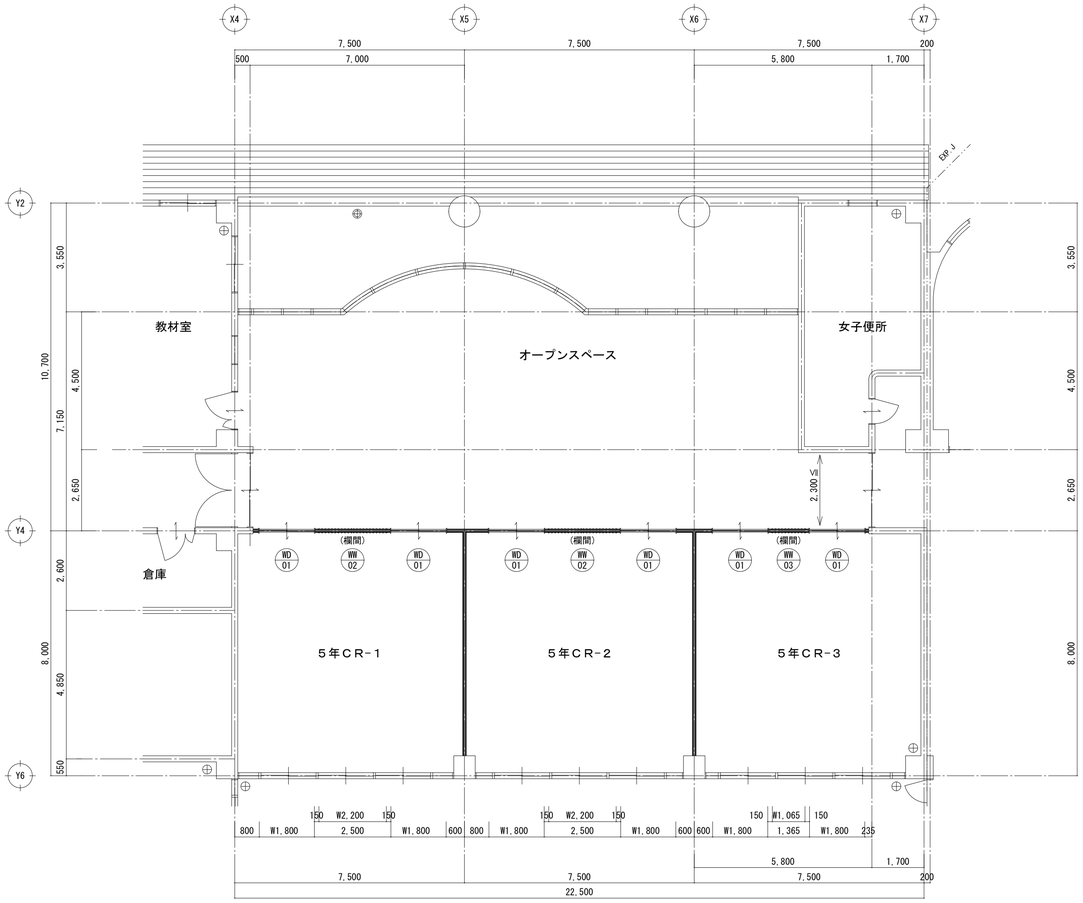
【凡例・注記】

	間仕切・建具：解体撤去範囲
	床・天井 ：解体撤去範囲
	天井 ：仕上改修範囲
[1]	サイン・付属金物 移設(取外し)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(取外し)

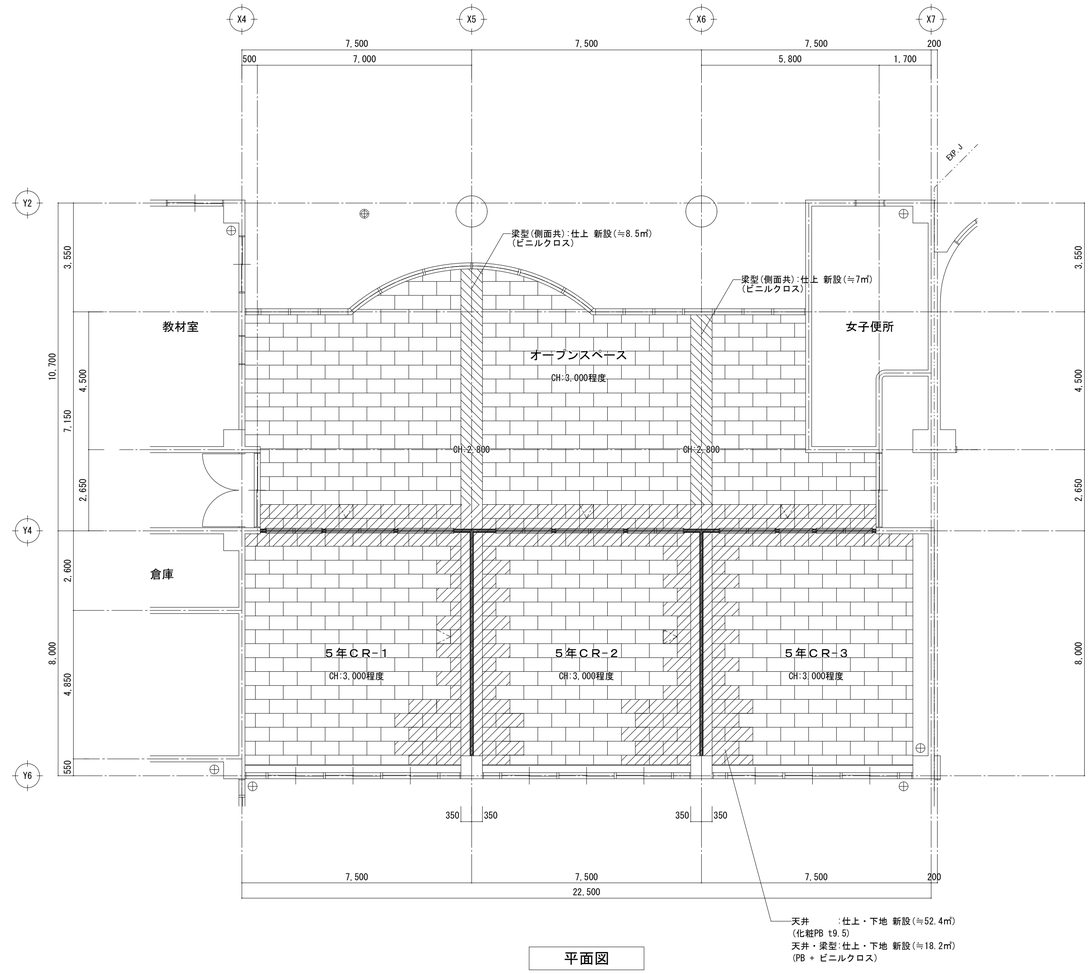
※ 撤去範囲・境界位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

※ 工事範囲において、図示の無い備品・什器類、
ならびに設備類が確認された場合は、
発注担当者に報告の上、対応判断とする

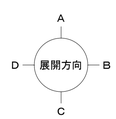
Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/100	Drawing No. A-22
Drawing Title	５年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	Scale A3 1/200	



平面図



平面図



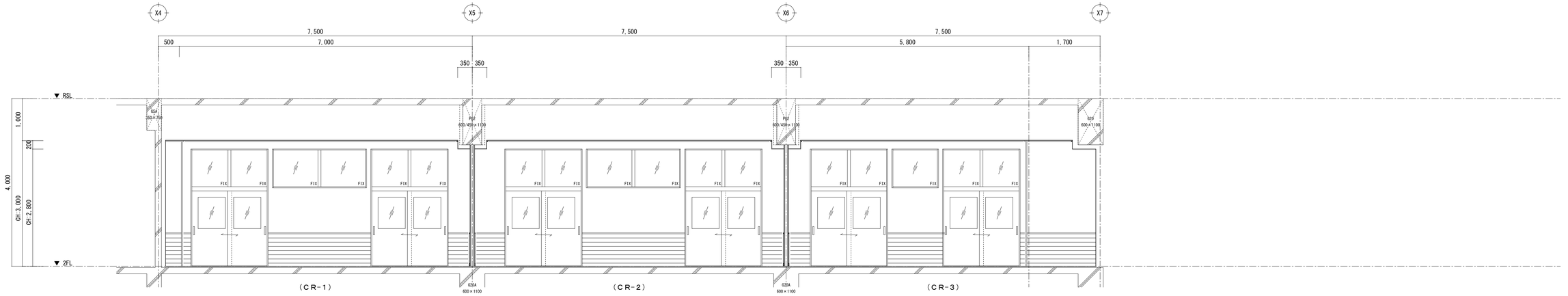
【凡例・注記】

	間仕切・建具：新設箇所
	床・天井 ：新設範囲
	床・天井 ：改修範囲
	天井点検口 450角 新設
[1]	サイン・付属金物 移設(再取付)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(再取付)

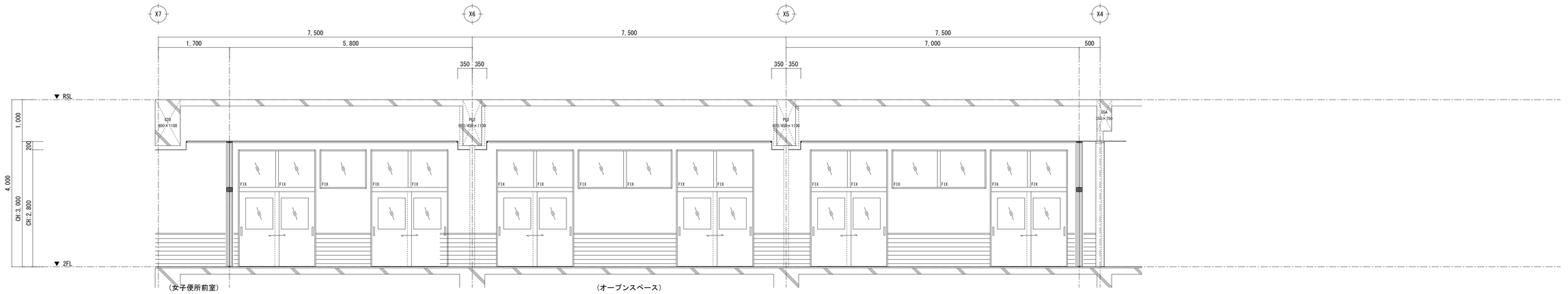
※ 新設間仕切位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

※ 令114条による防火上主要な間仕切(新設)を貫通する
こととなる既設配管類は、防火区画貫通処理材
(国土交通省認定品)による防火処理を施すこと。

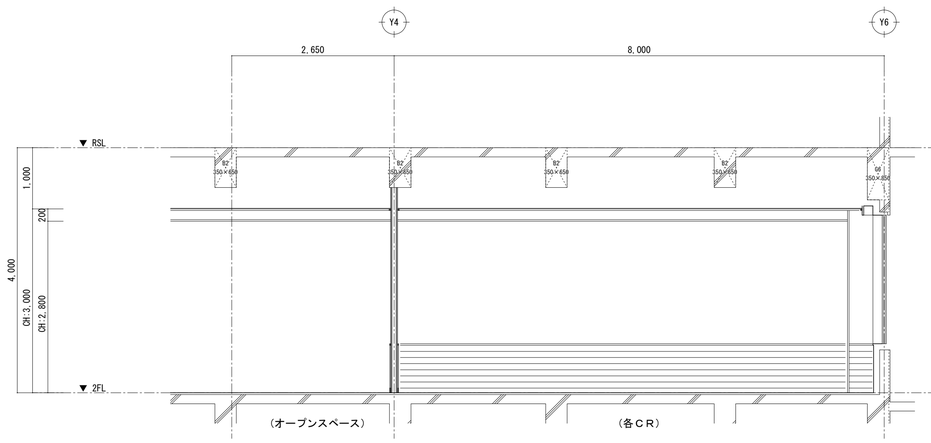
Project	鶴舞小学校 教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/200	Drawing No. A-23
Drawing Title	5年CR 平面図・天井伏図（改修後）	Scale A3 1/400	



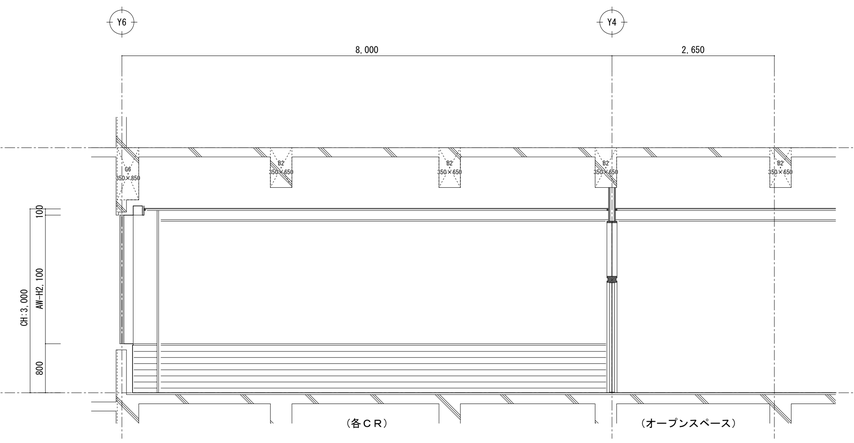
５年ＣＲ廻り　　【Ａ面】



【Ｃ面】

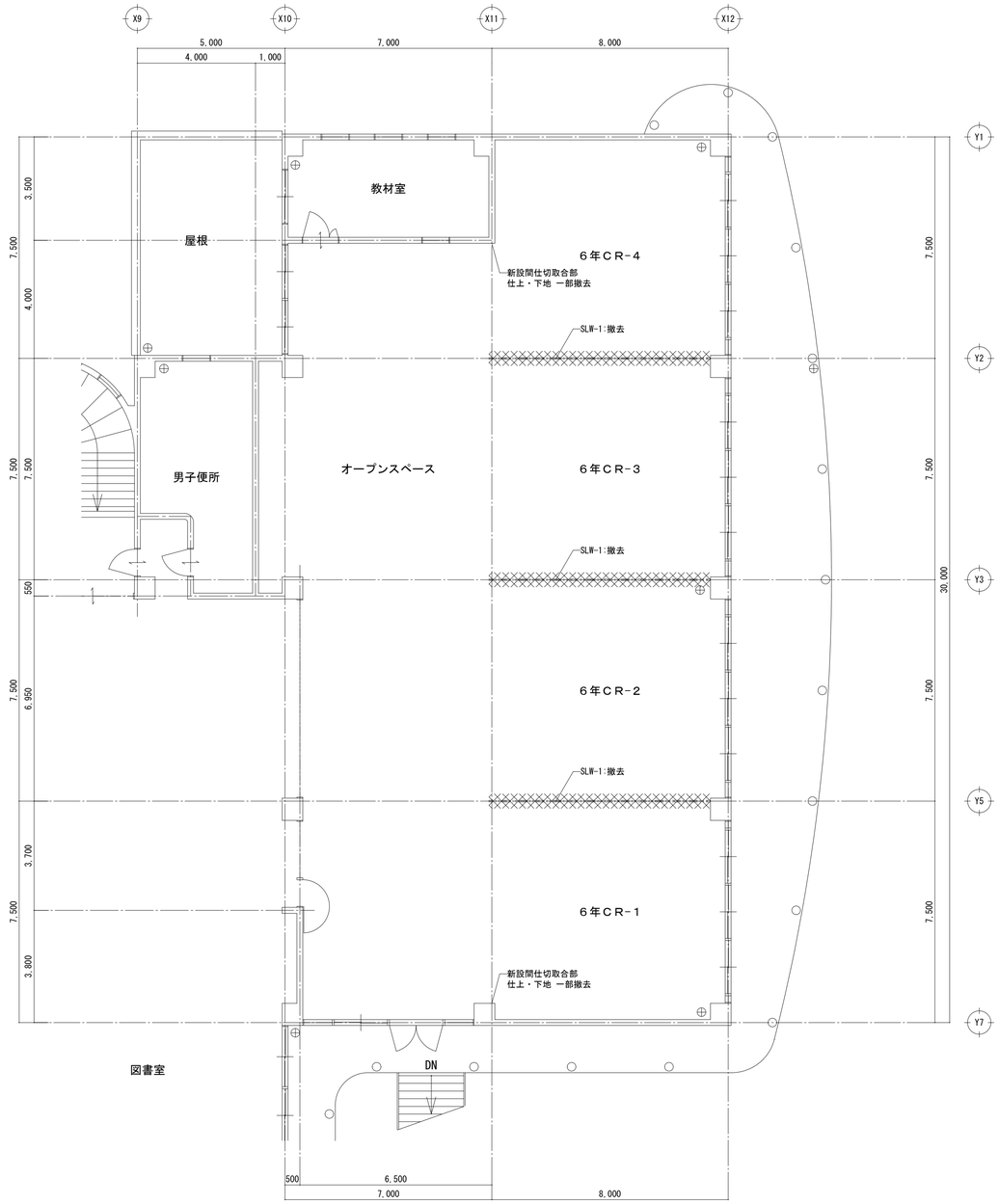


【Ｂ面（※各ＣＲ標準展開図）】

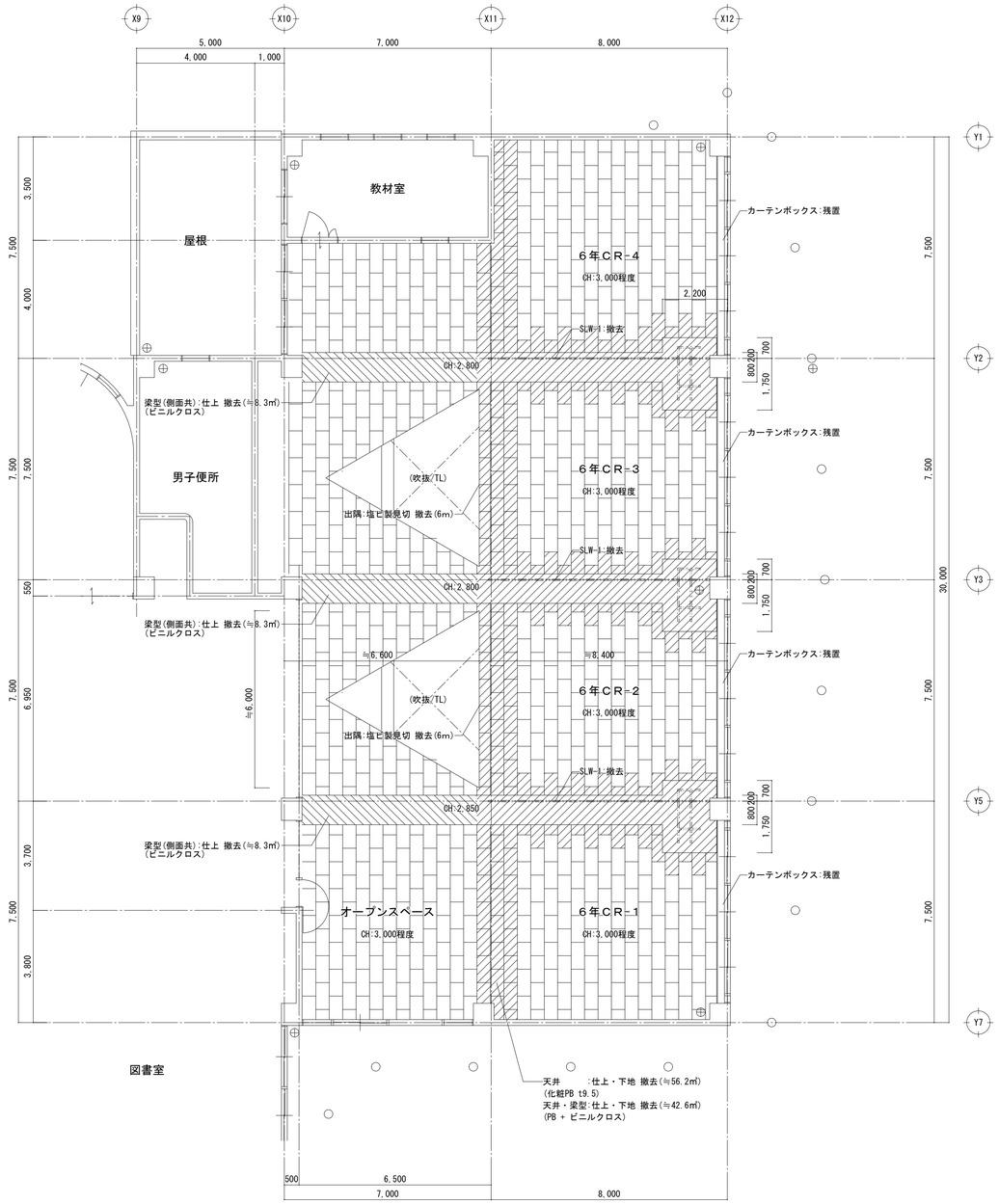


【Ｄ面（※各ＣＲ標準展開図）】

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/50
Drawing Title	５年ＣＲ 断面図（改修後）	Scale A3	1/100
		Drawing No.	A-24



平面図



平面図

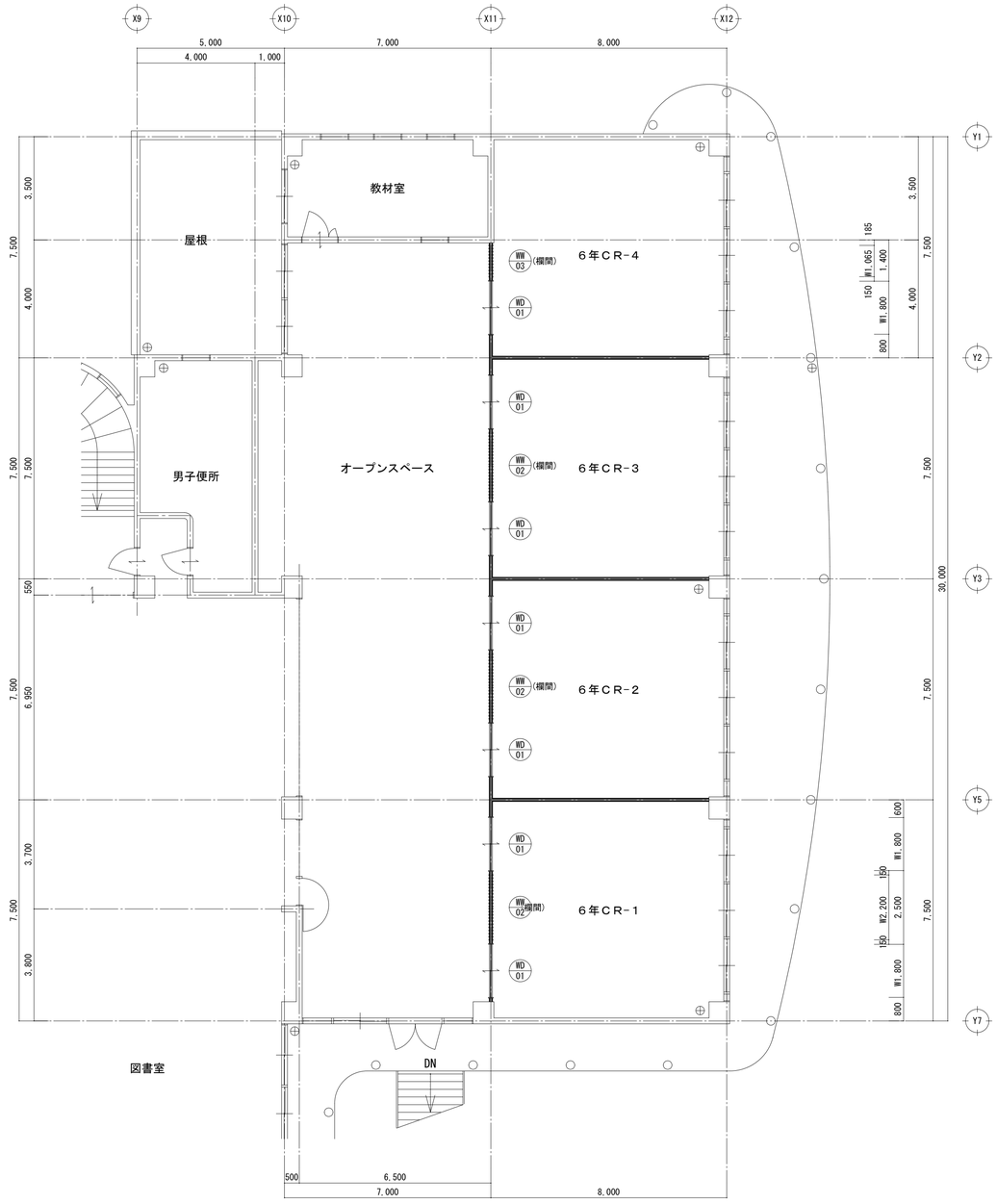
【凡例・注記】

▨	間仕切・建具：解体撤去範囲
▨	床・天井 ：解体撤去範囲
▨	天井 ：仕上改修範囲
[1]	サイン・付属金物 移設(取外し)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(取外し)

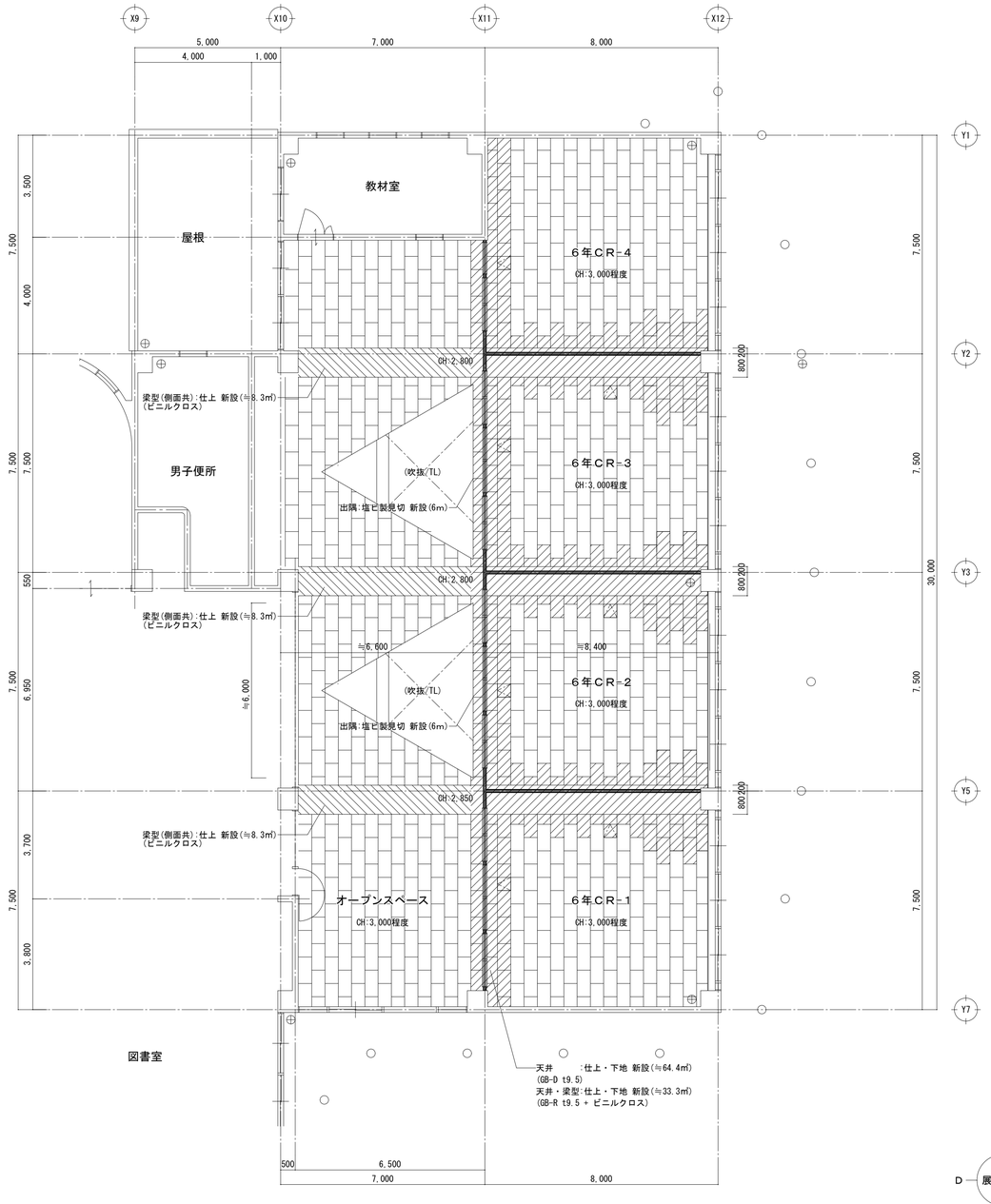
※ 撤去範囲・境界位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

※ 工事範囲において、図示の無い備品・什器類、
ならびに設備類が確認された場合は、
発注担当者に報告の上、対応判断とする

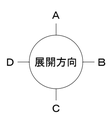
Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/100
Drawing Title	６年ＣＲ 平面図・天井伏図（改修前）	Scale A3	1/200
		Drawing No.	A-25



平面図



平面図



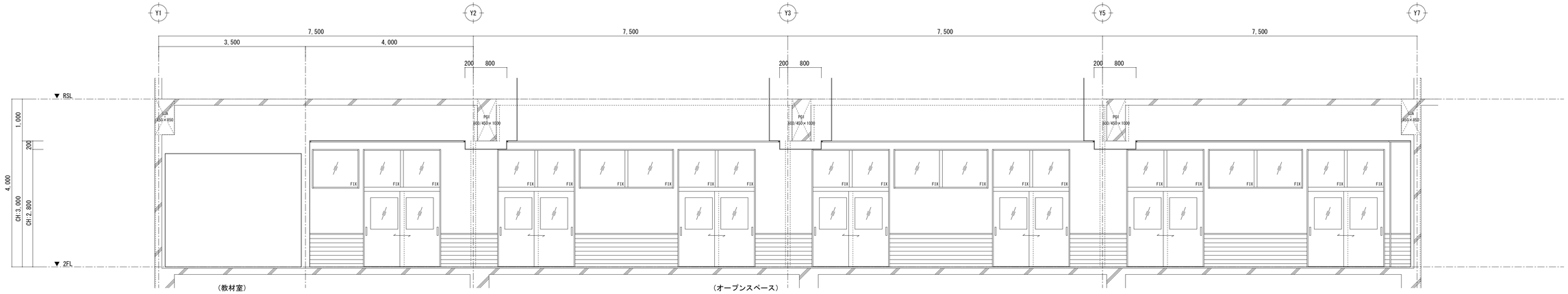
【凡例・注記】

	間仕切・建具：新設箇所
	床・天井 ：新設範囲
	床・天井 ：改修範囲
	天井点検口 450角 新設
[1]	サイン・付属金物 移設(再取付)
[2]	設備プレート類・付属配線 移設(再取付)

※ 新設間仕切位置の詳細は、現地にて
発注担当者立会の下で確定とする

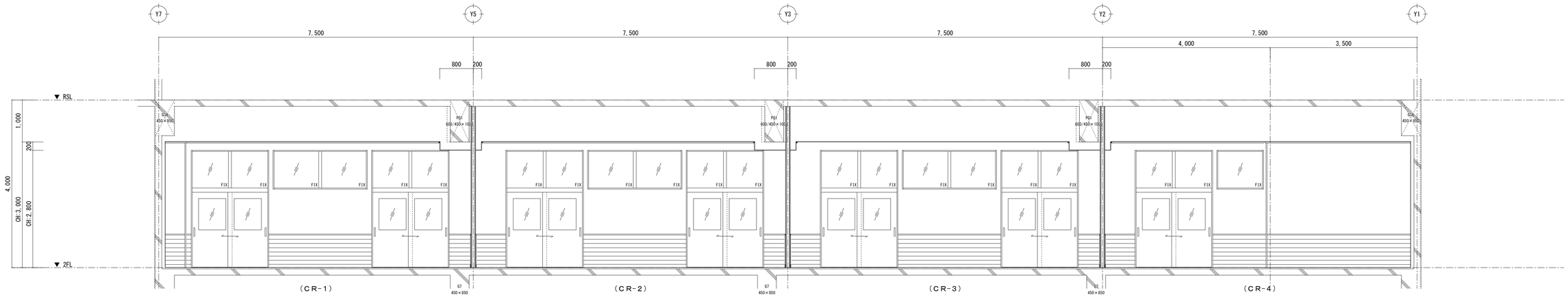
※ 令114条による防火上主要な間仕切(新設)を貫通する
こととなる既設配管類は、防火区画貫通処理材
(国土交通省認定品)による防火処理を施すこと。

Project	鶴舞小学校 教室間仕切壁設置工事	Scale A1 1/200	Drawing No. A-26
Drawing Title	6年CR 平面図・天井伏図（改修後）	Scale A3 1/400	

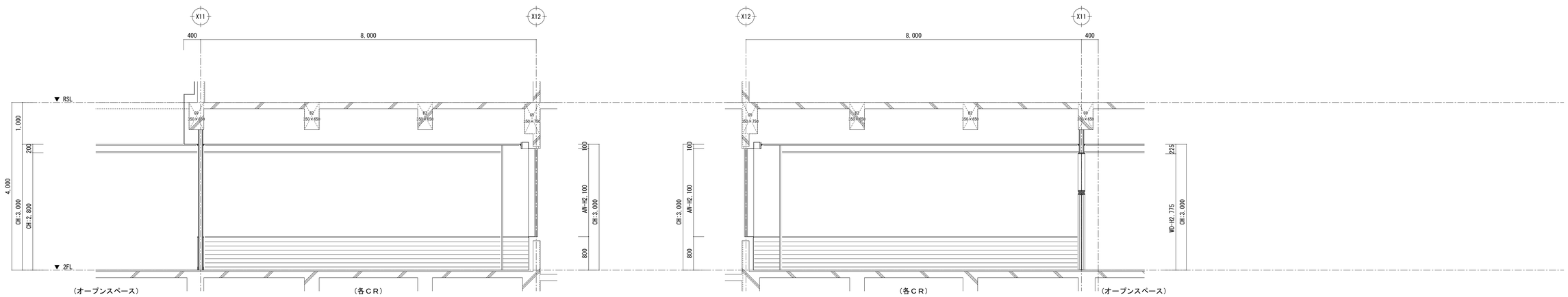


６年ＣＲ廻り

【Ｂ面】



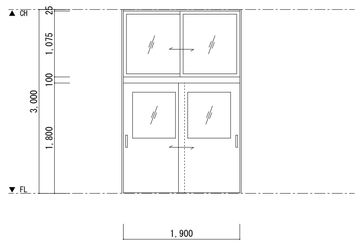
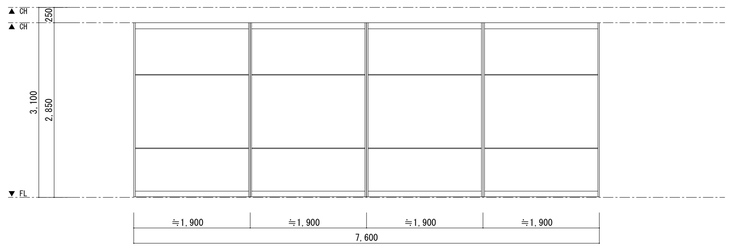
【Ｄ面】

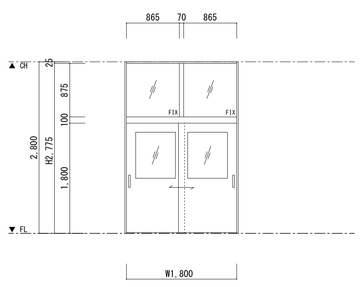
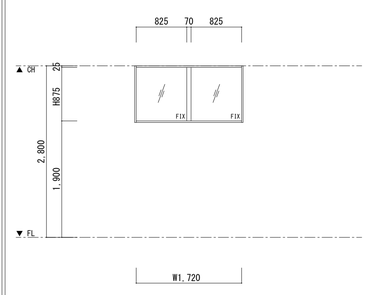
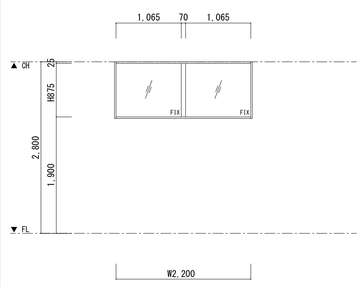
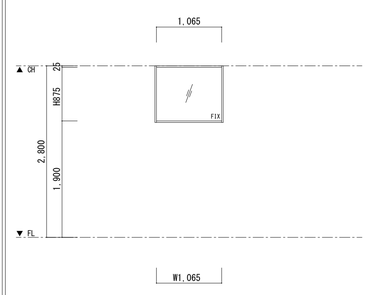


【Ａ面（※各ＣＲ標準展開図）】

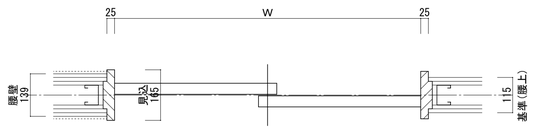
【Ｃ面（※各ＣＲ標準展開図）】

Project 鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事		Scale A1	1/50
Drawing Title ６年ＣＲ 断面図（改修後）		Scale A3	1/100
		Drawing No.	A-27

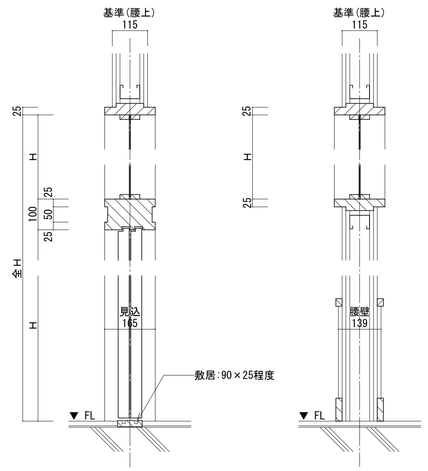
記号・名称	WD-21　木製引違い戸 + 引違い欄間窓 [既設撤去]	SLW-1　スライディングウォール [既設撤去]			
箇所・数量	２年ＣＲ　1箇所	３～６年ＣＲ　9箇所			
型状・寸法					
仕上・見込	ポリエステル合板　≒150	ラワンベニヤ + 掲示用シート貼　パネル厚:66			
金物等	掘込み引手・シリンダー錠	芯材:ペーパーコア / 召合せ金物・目地材:アルミ / ハンガーレール:スチール			
	戸車・フラッターレール				
硝子等	T4程度				
その他					
参考製品					
概要					

記号・名称	WD-01　木製引違い戸 + 嵌殺し欄間窓 [新設]		WW-01　木製嵌殺し欄間窓 [新設]	WW-02　木製嵌殺し欄間窓 [新設]	WW-03　木製嵌殺し欄間窓 [新設]	
箇所・数量	各ＣＲ　31箇所		２年 各ＣＲ　3箇所	３～６年 各ＣＲ　9箇所	３～６年 各ＣＲ　4箇所	
型状・寸法						
仕上・見込	戸：ポリエステル合板 / 額等：杉材 + CL塗り　165		杉材 + CL塗り　165	杉材 + CL塗り　165	杉材 + CL塗り　165	
金物等	掘込み引手・シリンダー錠		—	—	—	
	戸車・敷居(米つが材 + アルミ製Ｖ型レール)					
硝子等	戸 … T4(学校用):650×750 / 欄間 … T4(学校用)		T4(学校用)	T4(学校用)	T4(学校用)	
その他						
参考製品						
備考						

記号・名称		
箇所・数量		
型状・寸法		
仕上・見込		
金物等		
硝子等		
その他		
参考製品		
備考		



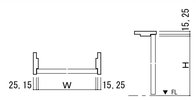
平面図



断面図

凡例・注記			
AAD	アルミ製自動ドア	FL	フロート硝子
AD	アルミ製戸	F	型板硝子
AW	アルミ製窓	T	強化ガラス
		PW	網入ガラス
SD	鋼製製戸	FW	網入型ガラス
SS	鋼製シャッター		
		A	空気層
WD	木製戸	G	アルゴンガス
WW	木製窓	Low-E	Low-E硝子(日射取得型)

01. 特記無き建具寸法の計測は下図とする。



02. 建具の寸法は積算用の設計寸法とし、施工前現地調査の上で
調整・決定とする。

03.

04.

05.

Project	鶴舞小学校　教室間仕切壁設置工事	Scale A1	1/50
Drawing Title	建具表	Scale A3	1/100
		Drawing No.	A-28